資料１

素案

障がい者支援・えべつ２１プラン

第６期障がい者福祉計画

令和９（2027）年度～令和 14（2032）年度

第８期障がい福祉計画／第４期障がい児福祉計画

令和９（2027）年度～令和 11（2029）年度

令和９（2027）年３月

北海道江別市

は　じ　め　に

市長挨拶

令和９年３月

江別市長　後藤好人

目　次

第１章 計画策定に当たって・・・

第７章 第８期障がい福祉計画及び第４期障がい児福祉計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・82

１．令和 11（2029）年度の目標値 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第１章 計画策定に当たって

１．計画策定の趣旨

江別市では、障がい者施策の推進のため、令和３（2021）年３月には、「障害者基本法※（昭和 45 年法律第 84 号）」に基づく「第５期障がい者福祉計画」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法※」といいます。）」に基づく「第６期障がい福祉計画」と「児童福祉法※（昭和 22 年法律第 164 号）」に基づく「第２期障がい児福祉計画」を、令和６（2024）年３月には、「第７期障がい福祉計画」と「第３期障がい児福祉計画」を「障がい者支援・えべつ２１プラン」として一体的に策定し、各種施策の展開を図ってまいりました。

このうち、障がい福祉に関する施策の展開、実施について定めた中長期的な計画である「第５期障がい者福祉計画」の計画期間は、令和３（2021）年度から令和８（2026）年度までの６年間となっています。また、障害福祉サービス※の提供に関する具体的な見込量やサービスを確保する方策を示す「第７期障がい福祉計画」と、発達に不安や障がいのある児童の支援に必要なサービス見込量等を定めた「第３期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までの３年間となっています。このため、令和８（2026）年度をもって、現計画の見直しを迎えることとなりました。

近年の障がい者施策等に係る法整備等としては、令和６（2024）年４月に、事業者に対し「合理的配慮」の提供を義務付け、障がいのある人もない人も共に生きる共生社会を実現することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第 56 号）」が施行され、令和６（2024）年 12 月には、障がいのある人への偏見や差別を根絶し、全ての国民が、疾病や障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」が決定されました。

また、令和８（2026）年４月に、高次脳機能障がい※への理解を促進するとともに、高次脳機能障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階で、切れ目なく受けられるようにすることを目的とした「高次脳機能障害者支援法」が施行されました。

さらに、令和９（2027）年４月に「医療的ケア※児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律」が施行されます。この改正では、支援対象が 18 歳以降も医療的ケアが必要な方や重症心身障がい者※へと拡大されるとともに、教育・保育環境の充実、18 歳以降も切れ目なく地域で医療や福祉を受けられる体制づくり、就労や住まいの確保、防災・災害対策や相談支援センター（医療的ケア児等支援センター）の機能強化など、ライフステージ※に応じた包括的な支援を総合的に推進することが目的とされています。

このような中で国では、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和８年こども家庭庁・厚生労働省告示第４号）（以下「基本指針」といいます。）」が策定され、これを踏まえ江別市では、「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」を基本理念として、令和 14（2032）年度を目標年度として障がい福祉施策の基本的方向を定めた「第６期障がい者福祉計画」と、サービス提供体制への取組を推進するためのサービス見込量や数値目標等を定めた「第８期障がい福祉計画」及び「第４期障がい児福祉計画」を「障がい者支援・えべつ２１プラン（以下「本計画」といいます。）」として一体的に策定しました。

＜障がい者施策をめぐる近年の法整備等＞

■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律 ■
全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律です。事業者に対し「合理的配慮」の提供が義務化されました。令和６（2024）年４月施行

■ 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画 ■
障がいのある人への偏見や差別を根絶し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組をまとめた行動計画です。障がいのある人の結婚、出産、子育てを含めた希望する生活の実現に向けた支援等についてまとめられています。令和６（2024）年12月決定

■ 高次脳機能障害者支援法 ■
高次脳機能障がいの特性の理解を進め、患者や家族が適切な支援を受けられるよう、生活全般にわたる支援を、どの地域でもあらゆる段階で、切れ目なく受けられるようにすることを目的とした法律です。令和８（2026）年４月施行

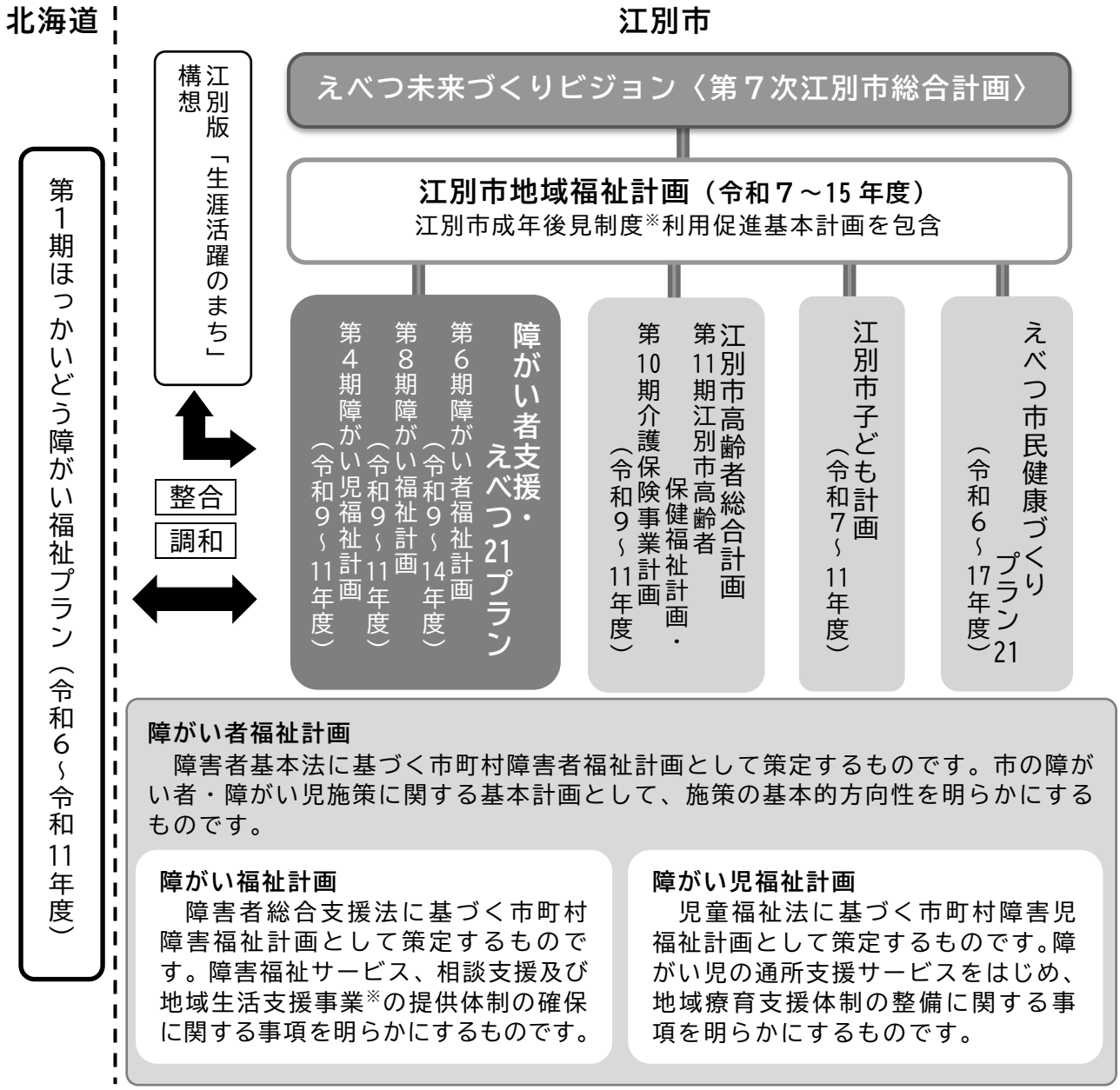
■ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律 ■
18 歳以降の成人を含む医療的ケア児等及び重症心身障がい者並びにその家族が、地域において一体的かつ切れ目のない支援を受けられるよう、医療的ケア児の保育、教育、医療、福祉等の関係機関が連携を図り、地域における支援体制の一層の充実を推進することを目的とした法律です。令和９（2027）年４月施行

２．計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく「障がい者福祉計画」、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」及び、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定するものであり、本市における障がい者・障がい児施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

「障がい者福祉計画」は障がい福祉に関する施策の展開、実施に関する中長期的な方向性を示す基本計画であり、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、障害福祉サービスや児童通所支援の提供に関する具体的な見込量やサービスを確保するための方策を示す計画で、「障がい者福祉計画」の実施計画と位置づけています。

計画の策定に当たっては、国の基本指針や道の計画等を踏まえるとともに、市の最上位計画である「第７次江別市総合計画」や、「江別市地域福祉計画」、「江別市高齢者総合計画」、「江別市子ども計画」等の関連計画、「江別版「生涯活躍のまち」構想」との整合を図ります。



３．計画策定の基本的方向

（１）計画策定の基本的な考え方

「第５期障がい者福祉計画」、「第７期障がい福祉計画」及び「第３期障がい児福祉計画」において、基本理念及び基本目標に共生社会の形成やノーマライゼーション※の推進等を掲げ、地域社会における共生の実現に向けた取組を行っています。

本計画策定の基本的な考え方として、前計画の基本理念や基本目標を尊重し、枠組み及び施策を継承することとしています。

また、国の基本指針や道の計画等を踏まえ、サービス見込量等の数値目標を定めるとともに、必要な事業を追加します。

（２）新制度への対応

本計画の基本理念、基本目標及び施策については、現行計画の基本的な考え方を踏襲しますが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」や、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律」等、法改正等に伴う部分については、基本施策の中に新たな事業を設定して対応します。

（３）計画策定の視点

今回の計画策定においては、現行の「第５期障がい者福祉計画」、「第７期障がい福祉計画」及び「第３期障がい児福祉計画」の施策の実施状況を点検、評価するとともに、対象者等へのアンケート調査、関係団体へのヒアリング等を行い、その結果を踏まえて計画を策定します。

（４）江別版「生涯活躍のまち」構想との整合

平成 29（2017）年３月に策定した江別版「生涯活躍のまち」構想は、江別市民が市外に転出することなく、生涯にわたって暮らし続けられるまちづくりの実現を目指すため、若年層や高齢者、障がい者等を含めた多様な主体との交流を図るとともに、市内４つの大学等、本市が有する特色ある地域資源を活用することで、様々な地域課題の解決に寄与する仕組みを構築しようとするものです。

本計画においては、江別版「生涯活躍のまち」構想との整合を図りながら、障がいのある方に対応した地域包括ケアの推進に努めます。

（５）SDGs の視点

本計画は、SDGs の 17 の目標の視点を踏まえ、計画の施策体系や取組の整理を進めます。



SDGs（エスディージーズ）とは

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である 2030 年を達成年限とし､17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

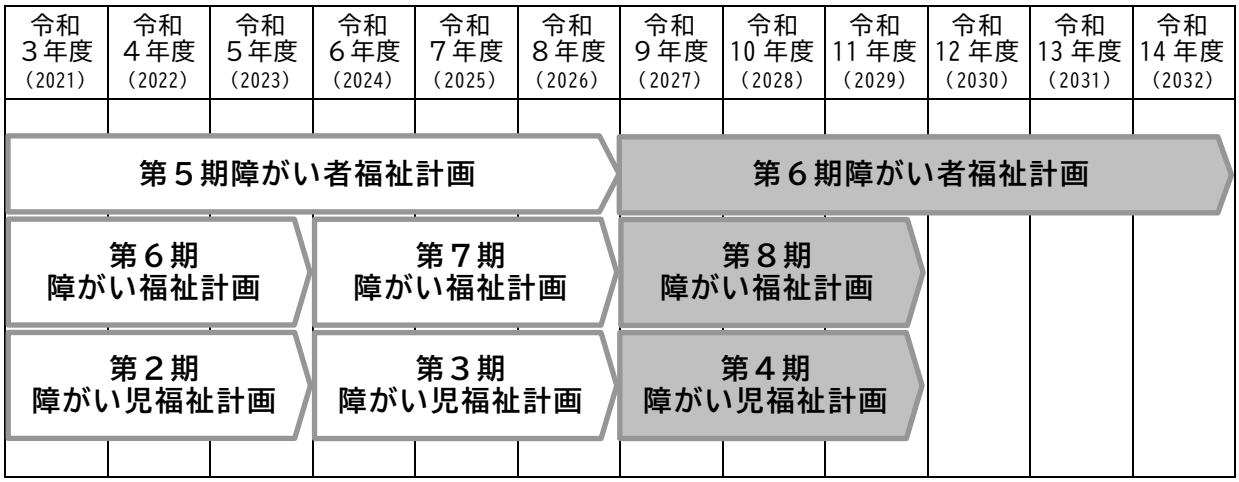
17 のゴールの中には、「３ すべての人に健康と福祉を」、「８ 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」など、障がいのある方をとりまく環境に関連したものがあります。

これらのゴールを関係各機関との間で共通認識として持つことで計画を具体化し、より一層の連携を深め、より良いまちづくりを進めます。

４．計画の期間

「第６期障がい者福祉計画」の計画期間は令和９（2027）年度から令和 14（2032）年度までの６年間とし、「第８期障がい福祉計画」及び「第４期障がい児福祉計画」の計画期間は令和９（2027）年度から令和 11（2029）年度までの３年間とします。

ただし、国や道の施策の動向や社会情勢の変化等に対応する必要が生じた場合は、計画の見直しを行います。



５．計画の対象者

「障がい者福祉計画」は、障がいのある方やその家族、地域、企業（事業所）及び行政等、すべての個人及び団体を対象とします。

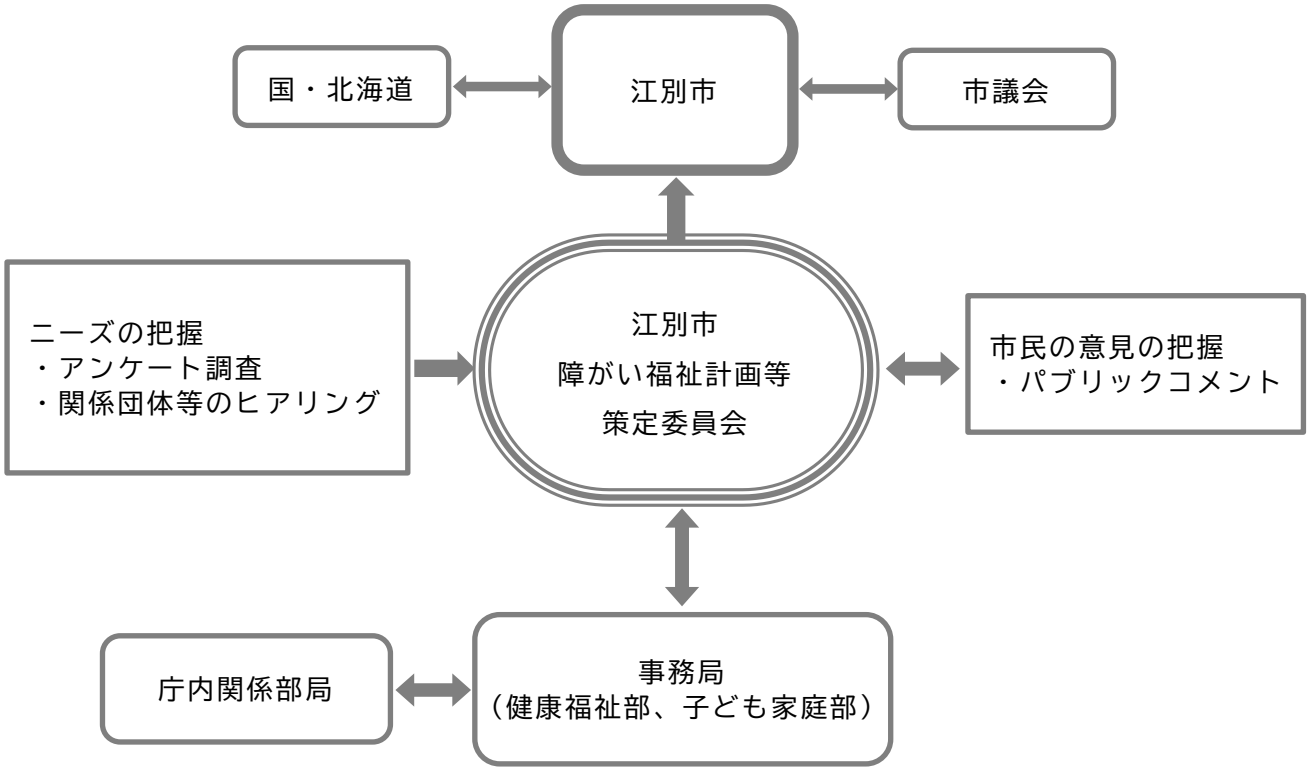
「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、「障害者総合支援法第４条」及び「児童福祉法第４条第２項」に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい※、高次脳機能障がいを含む。）、難病※及びその他の発達上の課題があり、その障がい等と社会的障壁※のために、継続的に日常生活や社会生活において支援を必要とする方々を対象とします。

６．計画策定の過程

本計画の策定に当たっては、学識経験者、障がい関連団体の代表者及び公募市民等により､江別市障がい福祉計画等策定委員会を設置し､具体的な検討や審議を行いました。

また、対象者等へのアンケート調査や、関係団体等へのヒアリングを実施し、その結果を計画策定のための資料として活用しました。

さらに、本計画は、今後６年間の障がい福祉施策に関する江別市の基本的な考え方を示すものであることから、計画案を広く市民に公表し意見等を求めるため、パブリックコメント（市民意見の公募）を実施し、その結果を踏まえ計画を策定しました。



第２章 障がいのある方の状況

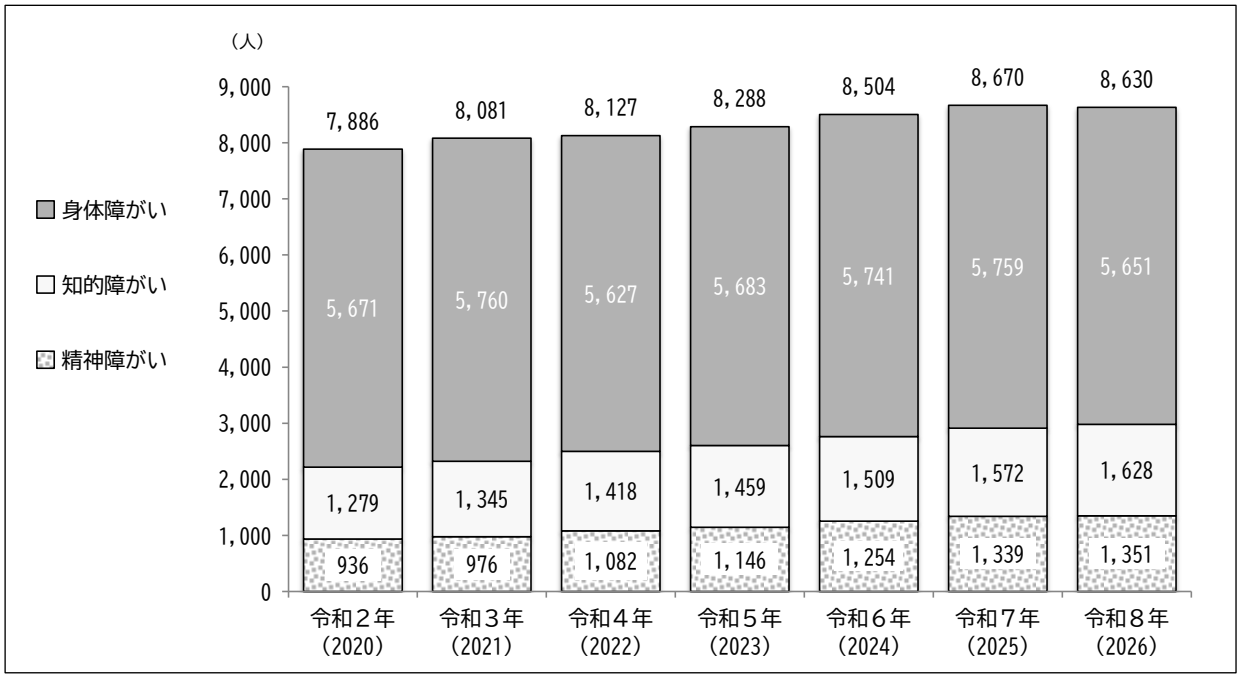
１．障がい者・障がい児の数

（１）人口と障がい者数

江別市の身体障害者手帳等の所持者数（令和８（2026）年４月１日現在、18 歳未満を含む、以下特に断りのない限り同様）は全体で 8,630 人、その内訳は身体障がい者※が 5,651 人、知的障がい者※が 1,628 人、精神障がい者※が 1,351 人となっています。

総人口に占める割合は、身体障がい者は 4.80%、知的障がい者は 1.38%、精神障がい者は 1.15%となっており、知的障がいと精神障がいの占める割合が増加傾向となっています。

身体障害者手帳等の所持者数の推移



（単位：人、%）

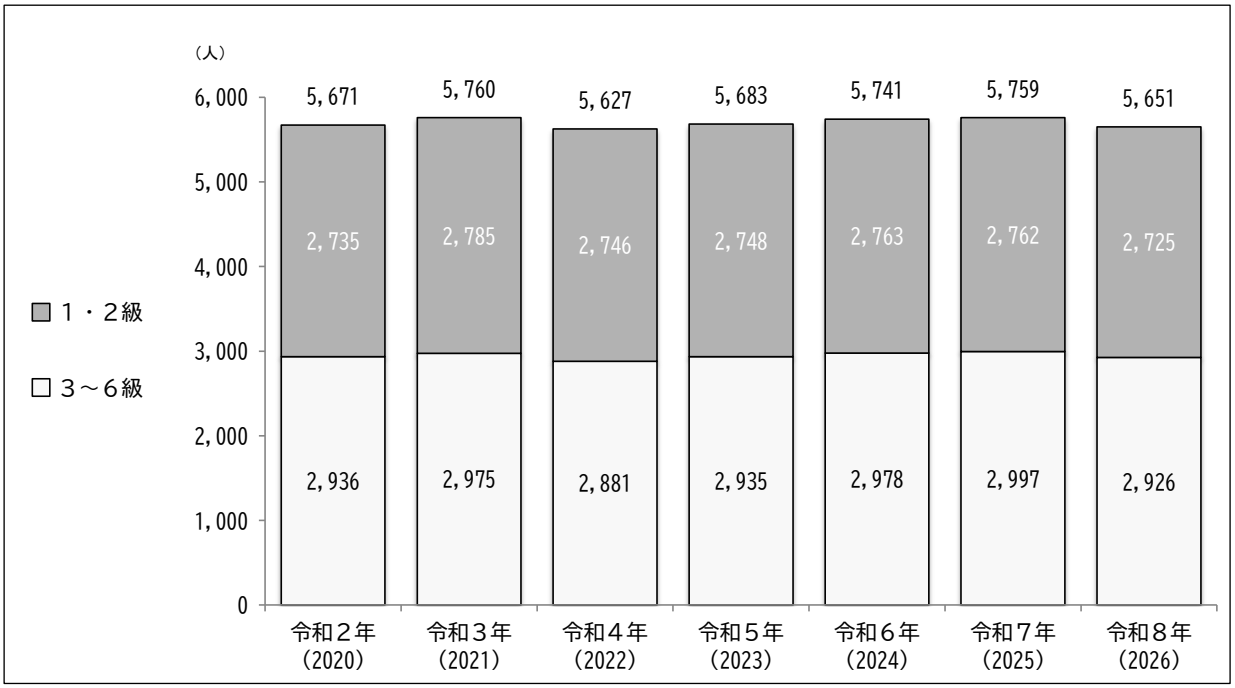
区　分	令和２年（2020）	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）	令和７年（2025）	令和８年（2026）
総人口	119,883	119,777	119,333	118,776	118,097	117,871	117,622
身体障がい者	5,671	5,760	5,627	5,683	5,741	5,759	5,651
総人口比	4.73%	4.81%	4.72%	4.78%	4.86%	4.89%	4.80%
知的障がい者	1,279	1,345	1,418	1,459	1,509	1,572	1,628
総人口比	1.07%	1.12%	1.19%	1.23%	1.28%	1.33%	1.38%
精神障がい者	936	976	1,082	1,146	1,254	1,339	1,351
総人口比	0.78%	0.81%	0.91%	0.96%	1.06%	1.14%	1.15%
障がい者計	7,886	8,081	8,127	8,288	8,504	8,670	8,630
総人口比	6.58%	6.75%	6.81%	6.98%	7.20%	7.36%	7.34%

※各障がい者数は手帳所持者数：各年４月１日現在、総人口は住民基本台帳人口：各年 10 月１日現在

（２）身体障がい者

身体障がい者は、令和８（2026）年４月１日現在の手帳所持者は 5,651 人となっています。障がいの程度別の状況は、１・２級が 2,725 人（全体の 48.2%）、３～６級が 2,926 人（同 51.8%）となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



（単位：人、%）

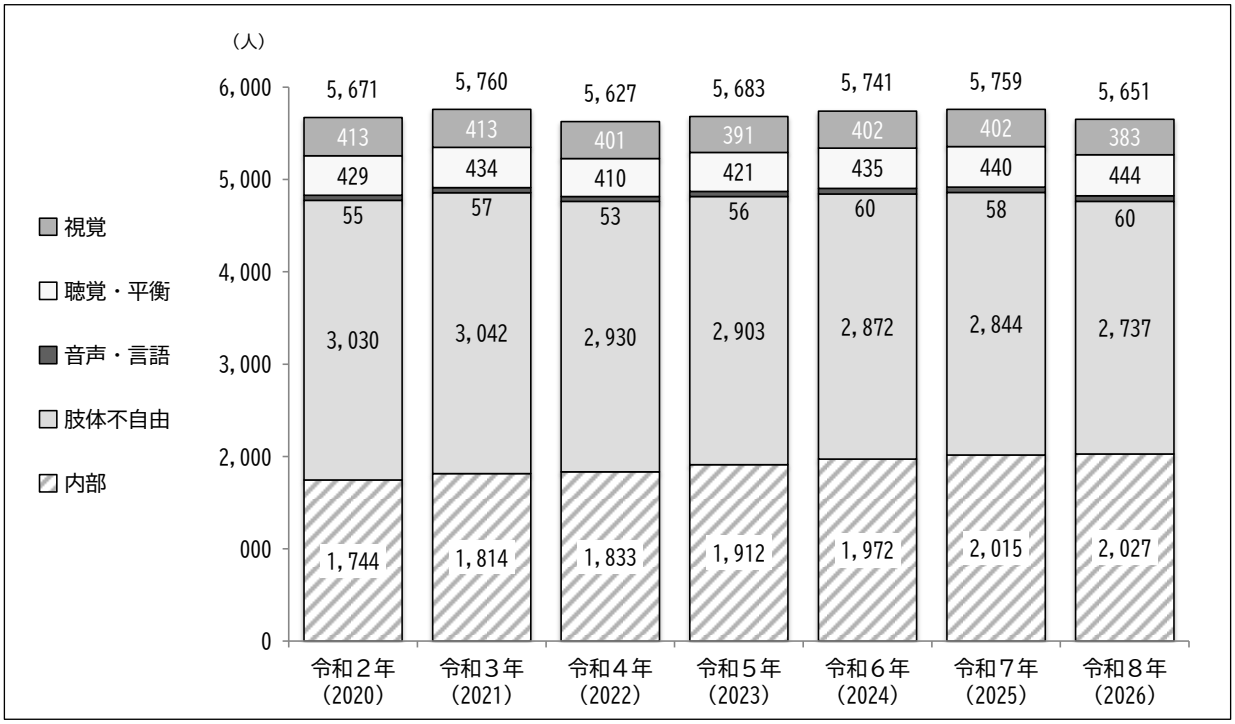
区　分		令和２年（2020）	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）	令和７年（2025）	令和８年（2026）
身体障がい者合計		5,671	5,760	5,627	5,683	5,741	5,759	5,651
人数・構成比	１・２級	2,735	2,785	2,746	2,748	2,763	2,762	2,725
	構成比	48.2%	48.4%	48.8%	48.4%	48.1%	48.0%	48.2%
	３～６級	2,936	2,975	2,881	2,935	2,978	2,997	2,926
	構成比	51.8%	51.6%	51.2%	51.6%	51.9%	52.0%	51.8%

※各年４月１日現在、構成比は合計に対する割合

※構成比は、小数点第２位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

障がい部位別の状況は、肢体不自由が 2,737 人（同 48.4%）、内部障がいが 2,027 人（同 35.9%）、聴覚・平衡機能障がいが 444 人（同 7.9%）、視覚障がいが 383 人（同 6.8%）、音声・言語機能障がいが 60 人（同 1.1%）となっており、内部障がいの占める割合が増加傾向となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障がい部位別）



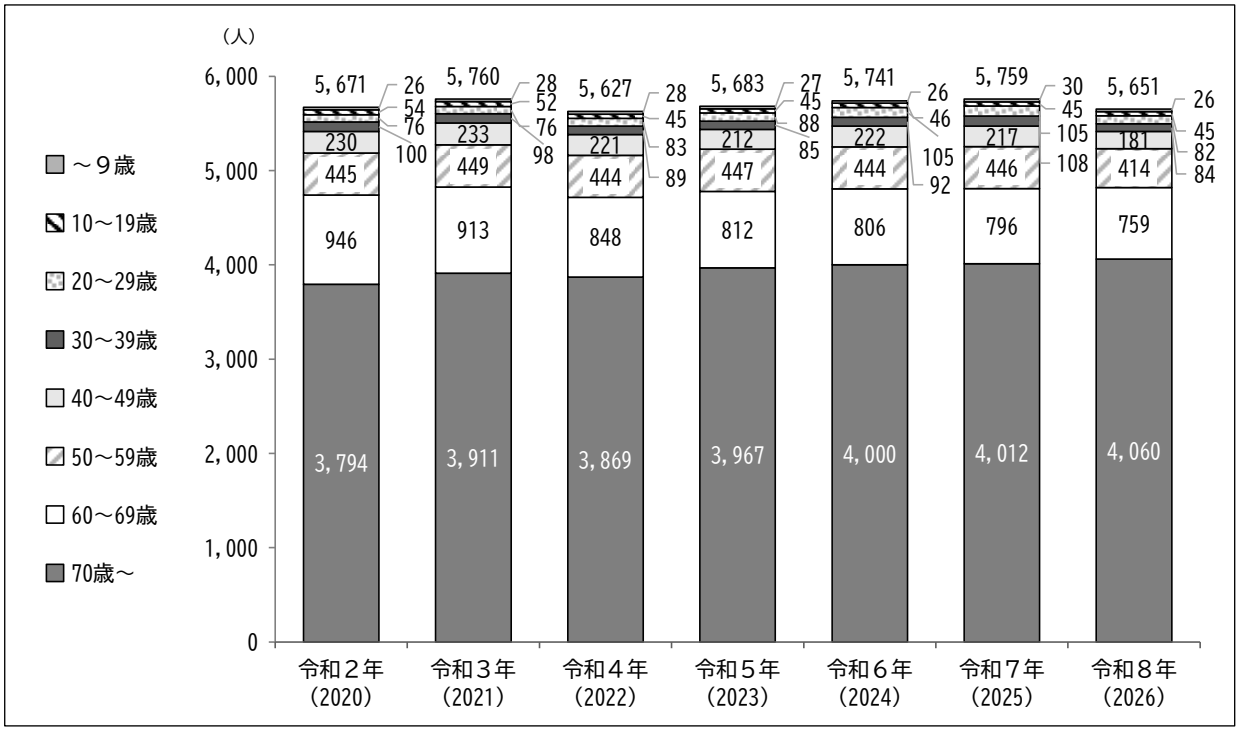
（単位：人、%）

区　分		令和２年 (2020)	令和３年 (2021)	令和４年 (2022)	令和５年 (2023)	令和６年 (2024)	令和７年 (2025)	令和８年 (2026)
身体障がい者合計		5,671	5,760	5,627	5,683	5,741	5,759	5,651
人数・構成比	視覚	413	413	401	391	402	402	383
	構成比	7.3%	7.2%	7.1%	6.9%	7.0%	7.0%	6.8%
	聴覚・平衡	429	434	410	421	435	440	444
	構成比	7.6%	7.5%	7.3%	7.4%	7.6%	7.6%	7.9%
	音声・言語	55	57	53	56	60	58	60
	構成比	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%
	肢体不自由	3,030	3,042	2,930	2,903	2,872	2,844	2,737
	構成比	53.4%	52.8%	52.1%	51.1%	50.0%	49.4%	48.4%
	内部	1,744	1,814	1,833	1,912	1,972	2,015	2,027
	構成比	30.8%	31.5%	32.6%	33.6%	34.3%	35.0%	35.9%

※各年４月１日現在、構成比は合計に対する割合
※構成比は、小数点第２位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

年齢別の状況は、令和８（2026）年は 70 歳以上が 4,060 人（同 71.8%）、60～69 歳が 759 人（同 13.4%）となっており、60 歳以上が 85.2%となっています。

身体障害者手帳所持者数（年齢階級別）



（単位：人、%）

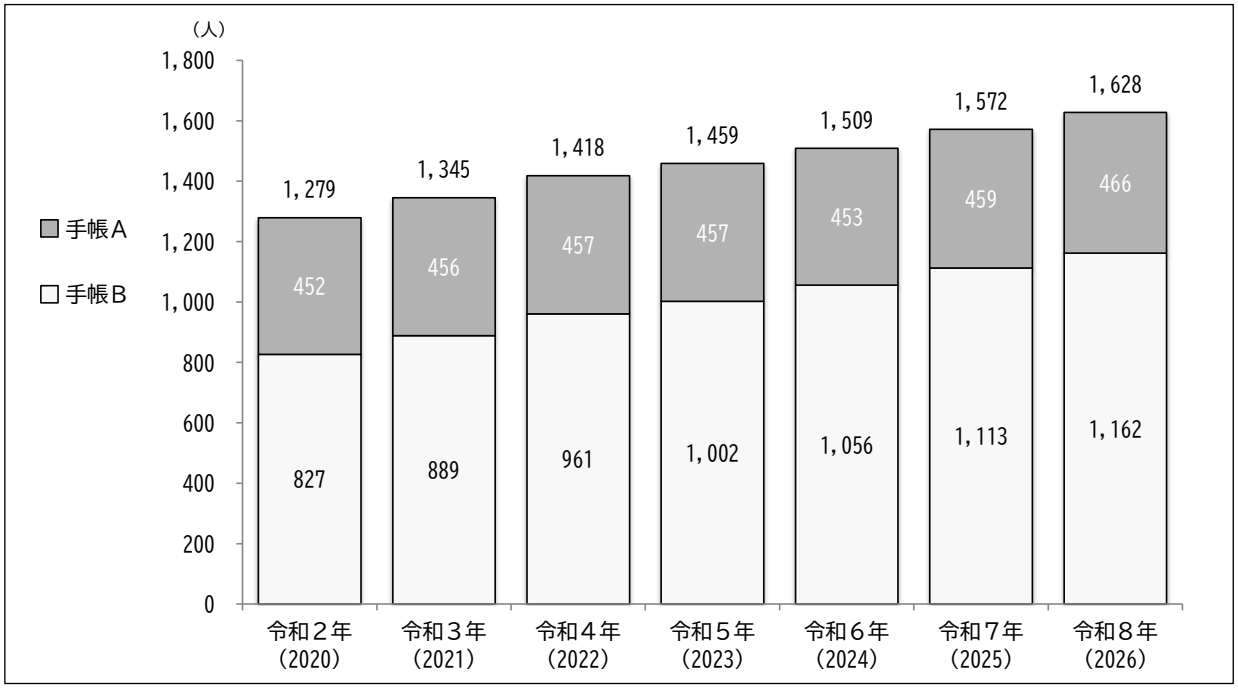
区　分		令和２年（2020）	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）	令和７年（2025）	令和８年（2026）
身体障がい者合計		5,671	5,760	5,627	5,683	5,741	5,759	5,651
人数・構成比	～９歳	26	28	28	27	26	30	26
	構成比	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
	10～19 歳	54	52	45	45	46	45	45
	構成比	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
	20～29 歳	76	76	83	88	105	105	82
	構成比	1.3%	1.3%	1.5%	1.5%	1.8%	1.8%	1.5%
	30～39 歳	100	98	89	85	92	108	84
	構成比	1.8%	1.7%	1.6%	1.5%	1.6%	1.9%	1.5%
	40～49 歳	230	233	221	212	222	217	181
	構成比	4.1%	4.0%	3.9%	3.7%	3.9%	3.8%	3.2%
	50～59 歳	445	449	444	447	444	446	414
	構成比	7.8%	7.8%	7.9%	7.9%	7.7%	7.7%	7.3%
	60～69 歳	946	913	848	812	806	796	759
	構成比	16.7%	15.9%	15.1%	14.3%	14.0%	13.8%	13.4%
	70 歳～	3,794	3,911	3,869	3,967	4,000	4,012	4,060
	構成比	66.9%	67.9%	68.8%	69.8%	69.7%	69.7%	71.8%

※各年４月１日現在、構成比は合計に対する割合
※構成比は、小数点第２位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

（３）知的障がい者

知的障がい者は、令和８（2026）年４月１日現在の手帳（療育手帳）所持者は 1,628 人となっています。手帳の等級別では、Ａ判定が 466 人（全体の 28.6%）、Ｂ判定が 1,162 人（同 71.4%）となっており、Ｂ判定の占める割合が増加傾向となっています。

療育手帳所持者数の推移（等級別）



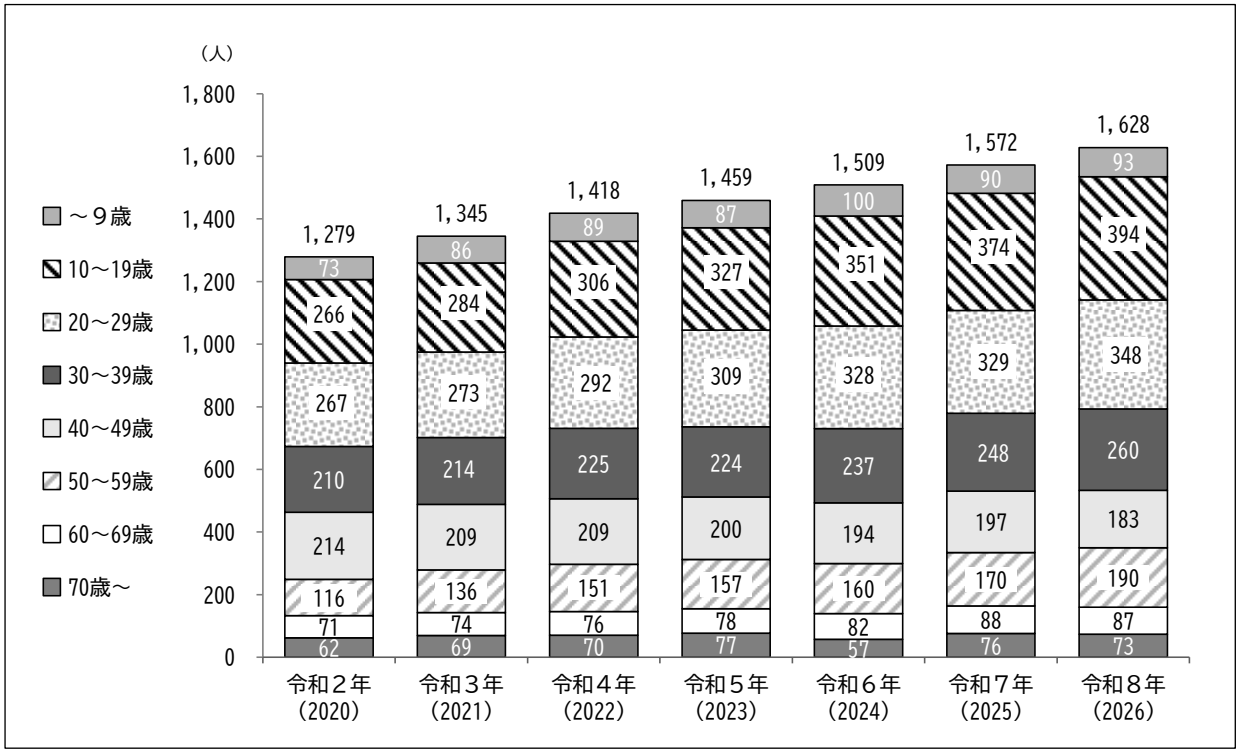
（単位：人、%）

区　分		令和２年（2020）	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）	令和７年（2025）	令和８年（2026）
知的障がい者合計		1,279	1,345	1,418	1,459	1,509	1,572	1,628
人数・構成比	手帳Ａ	452	456	457	457	453	459	466
	構成比	35.3%	33.9%	32.2%	31.3%	30.0%	29.2%	28.6%
	手帳Ｂ	827	889	961	1,002	1,056	1,113	1,162
	構成比	64.7%	66.1%	67.8%	68.7%	70.0%	70.8%	71.4%

※各年４月１日現在、構成比は合計に対する割合
※構成比は、小数点第２位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

年齢別の状況は、令和８（2026）年は 10～19 歳が 394 人（同 24.2%）、20～29 歳が 348 人（同 21.4%）、30～39 歳が 260 人（同 16.0%）となっており、10 代から 30 代までが多くなっています。

療育手帳所持者数（年齢階級別）



（単位：人、%）

区　分		令和２年（2020）	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）	令和７年（2025）	令和８年（2026）
知的障がい者合計		1,279	1,345	1,418	1,459	1,509	1,572	1,628
人数・構成比	～９歳	73	86	89	87	100	90	93
	構成比	5.7%	6.4%	6.3%	6.0%	6.6%	5.7%	5.7%
	10～19 歳	266	284	306	327	351	374	394
	構成比	20.8%	21.1%	21.6%	22.4%	23.3%	23.8%	24.2%
	20～29 歳	267	273	292	309	328	329	348
	構成比	20.9%	20.3%	20.6%	21.2%	21.7%	20.9%	21.4%
	30～39 歳	210	214	225	224	237	248	260
	構成比	16.4%	15.9%	15.9%	15.4%	15.7%	15.8%	16.0%
	40～49 歳	214	209	209	200	194	197	183
	構成比	16.7%	15.5%	14.7%	13.7%	12.9%	12.5%	11.2%
	50～59 歳	116	136	151	157	160	170	190
	構成比	9.1%	10.1%	10.6%	10.8%	10.6%	10.8%	11.7%
	60～69 歳	71	74	76	78	82	88	87
	構成比	5.6%	5.5%	5.4%	5.3%	5.4%	5.6%	5.3%
	70 歳～	62	69	70	77	57	76	73
	構成比	4.8%	5.1%	4.9%	5.3%	3.8%	4.8%	4.5%

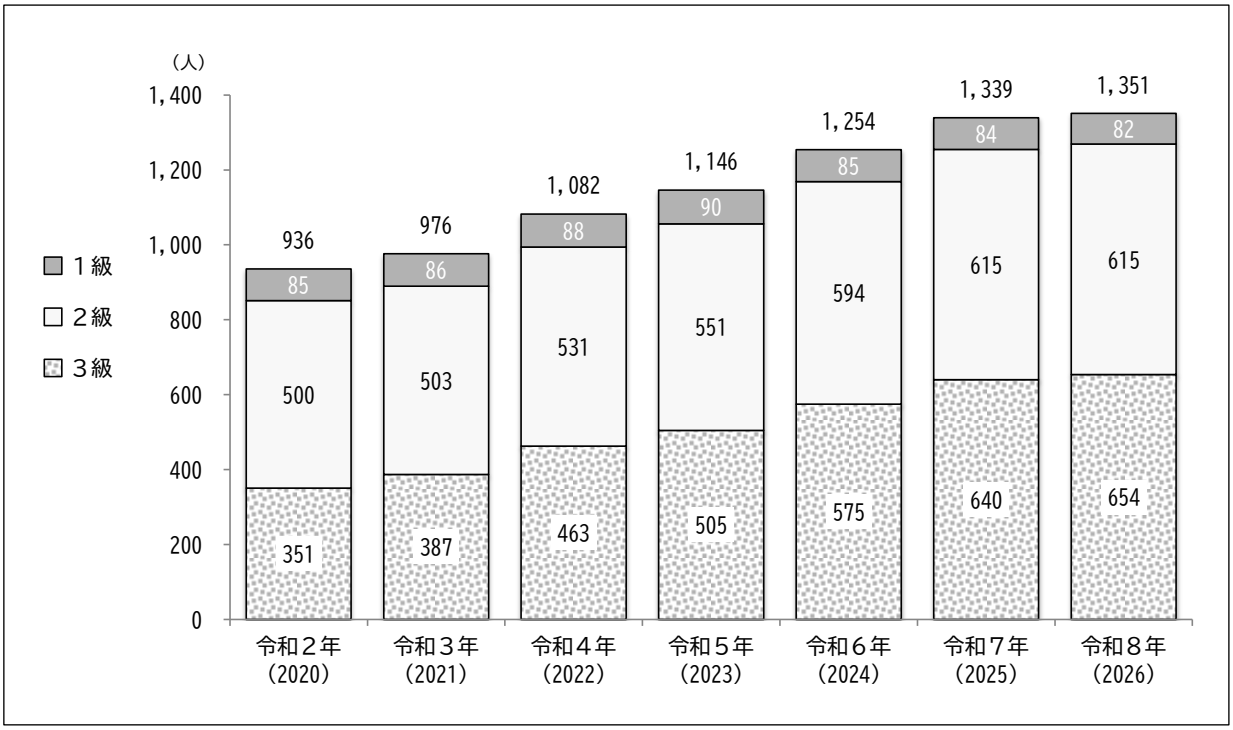
※各年４月１日現在、構成比は合計に対する割合
※構成比は、小数点第２位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

（４）精神障がい者

精神障がい者は、令和８（2026）年４月１日現在の手帳所持者は 1,351 人となっています。手帳の等級別では、３級が 654 人（全体の 48.4%）、２級が 615 人（同 45.5%）、１級が 82 人（同 6.1%）となっており、３級の占める割合が増加しています。

このほか、手帳の有無にかかわらず自立支援医療（精神通院）制度（通院による精神疾患の医療に対し、医療費の一部を公費で負担する制度）を利用している人数は、令和８（2026）年４月１日現在 2,943 人となっており、増加傾向となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



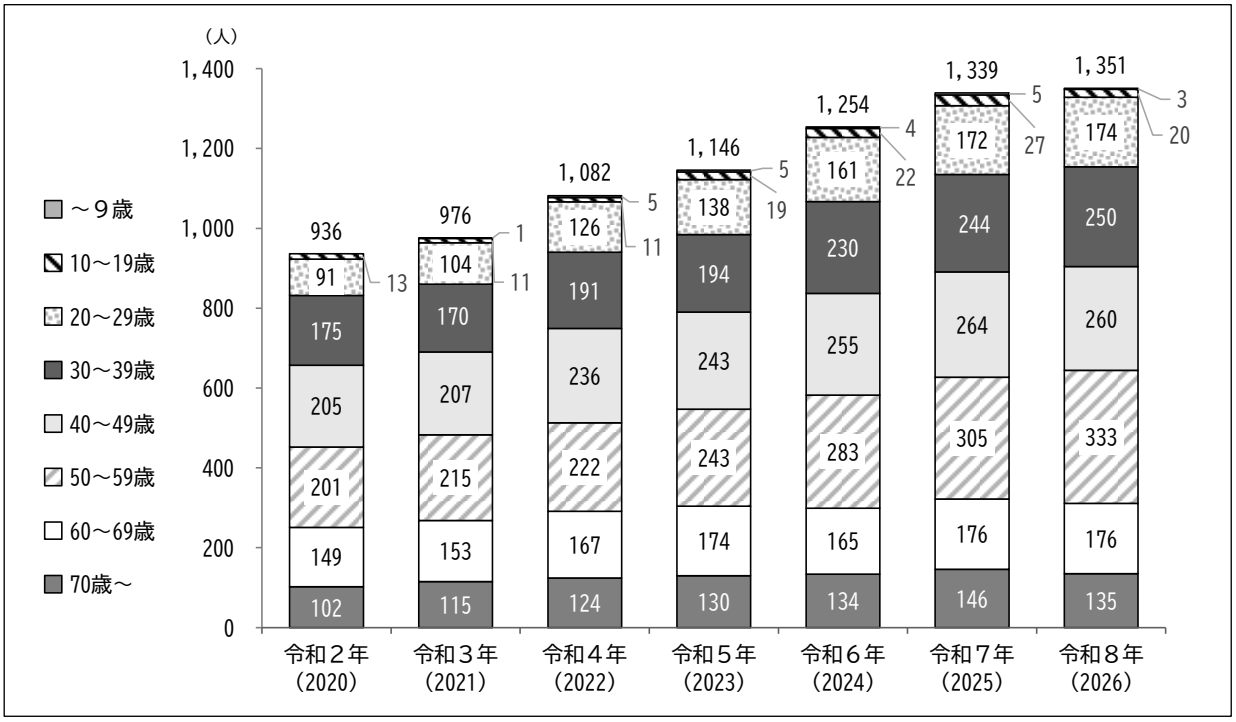
（単位：人、%）

区　分		令和２年（2020）	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）	令和７年（2025）	令和８年（2026）
精神障がい者合計		936	976	1,082	1,146	1,254	1,339	1,351
人数・構成比	１級	85	86	88	90	85	84	82
	構成比	9.1%	8.8%	8.1%	7.9%	6.8%	6.3%	6.1%
	２級	500	503	531	551	594	615	615
	構成比	53.4%	51.5%	49.1%	48.1%	47.4%	45.9%	45.5%
	３級	351	387	463	505	575	640	654
	構成比	37.5%	39.7%	42.8%	44.1%	45.9%	47.8%	48.4%
自立支援医療制度利用者数		2,439	2,619	2,594	2,646	2,776	2,857	2,943

※各年４月１日現在、構成比は合計に対する割合
※構成比は、小数点第２位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

年齢別の状況は、令和８（2026）年は 50～59 歳が 333 人（同 24.6%）、40～49 歳が 260 人（同 19.2%）となっており、40 代から 50 代までが多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢階級別）



（単位：人、%）

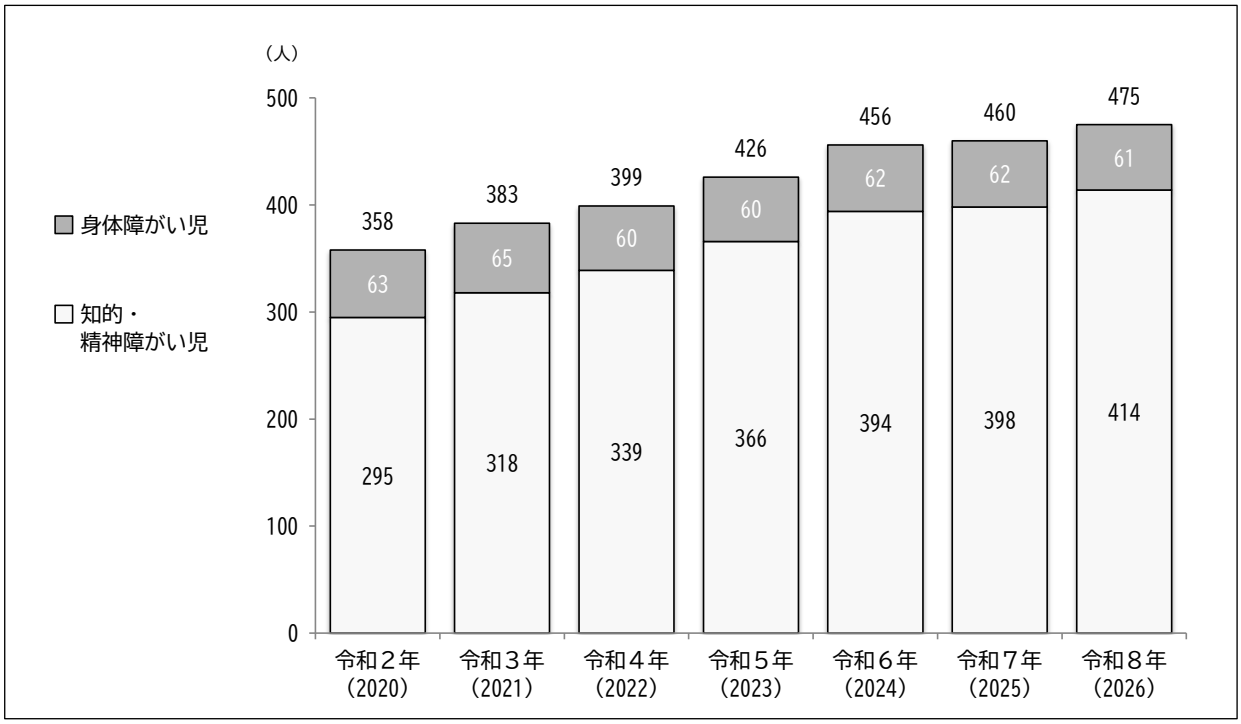
区　分		令和２年（2020）	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）	令和７年（2025）	令和８年（2026）
精神障がい者合計		936	976	1,082	1,146	1,254	1,339	1,351
人数・構成比	～９歳	0	1	5	5	4	5	3
	構成比	0.0%	0.1%	0.5%	0.4%	0.3%	0.4%	0.2%
	10～19 歳	13	11	11	19	22	27	20
	構成比	1.4%	1.1%	1.0%	1.7%	1.8%	2.0%	1.5%
	20～29 歳	91	104	126	138	161	172	174
	構成比	9.7%	10.7%	11.6%	12.0%	12.8%	12.8%	12.9%
	30～39 歳	175	170	191	194	230	244	250
	構成比	18.7%	17.4%	17.7%	16.9%	18.3%	18.2%	18.5%
	40～49 歳	205	207	236	243	255	264	260
	構成比	21.9%	21.2%	21.8%	21.2%	20.3%	19.7%	19.2%
	50～59 歳	201	215	222	243	283	305	333
	構成比	21.5%	22.0%	20.5%	21.2%	22.6%	22.8%	24.6%
	60～69 歳	149	153	167	174	165	176	176
	構成比	15.9%	15.7%	15.4%	15.2%	13.2%	13.1%	13.0%
	70 歳～	102	115	124	130	134	146	135
	構成比	10.9%	11.8%	11.5%	11.3%	10.7%	10.9%	10.0%

※各年４月１日現在、構成比は合計に対する割合
※構成比は、小数点第２位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

（５）障がい児

身体障がい、知的障がい、精神障がいの手帳所持者のうち 18 歳未満は、令和８（2026）年４月１日現在 475 人となっており、知的・精神障がい児の占める割合が増加傾向となっています。

障がい児数の推移



（単位：人、％）

区　分		令和２年（2020）	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）	令和７年（2025）	令和８年（2026）
障がい児合計		358	383	399	426	456	460	475
人数・構成比	身体障がい児	63	65	60	60	62	62	61
	構成比	17.6%	17.0%	15.0%	14.1%	13.6%	13.5%	12.8%
	知的・精神障がい児	295	318	339	366	394	398	414
	構成比	82.4%	83.0%	85.0%	85.9%	86.4%	86.5%	87.2%

※各年４月１日現在、構成比は合計に対する割合
※構成比は、小数点第２位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

身体障がい児数（年齢階級別）

（単位：人、％）

区　分		令和２年（2020）	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）	令和７年（2025）	令和８年（2026）
身体障がい児合計		63	65	60	60	62	62	61
人数・構成比	～５歳	12	18	15	17	13	15	12
	構成比	19.0%	27.7%	25.0%	28.3%	21.0%	24.2%	19.7%
	６～11 歳	23	20	22	18	22	21	21
	構成比	36.5%	30.8%	36.7%	30.0%	35.5%	33.9%	34.4%
	12～14 歳	12	11	11	12	14	14	14
	構成比	19.0%	16.9%	18.3%	20.0%	22.6%	22.6%	23.0%
	15～17 歳	16	16	12	13	13	12	14
	構成比	25.4%	24.6%	20.0%	21.7%	21.0%	19.4%	23.0%

※各年４月１日現在、構成比は合計に対する割合
※構成比は、小数点第２位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

知的・精神障がい児数（年齢階級別）

（単位：人、％）

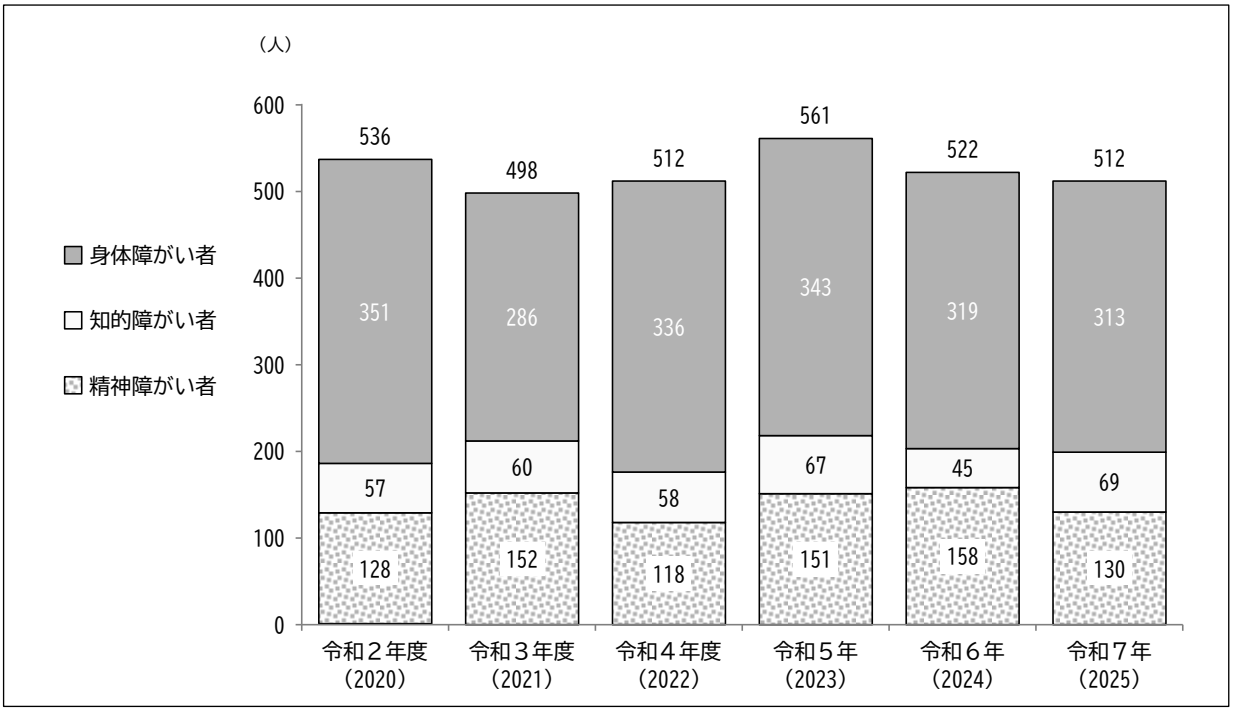
区　分		令和２年（2020）	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）	令和７年（2025）	令和８年（2026）
知的・精神障がい児合計		295	318	339	366	394	398	414
人数・構成比	～５歳	16	18	19	19	23	21	22
	構成比	5.4%	5.7%	5.6%	5.2%	5.8%	5.3%	5.3%
	６～11 歳	102	110	119	131	138	130	147
	構成比	34.6%	34.6%	35.1%	35.8%	35.0%	32.7%	35.5%
	12～14 歳	85	90	97	103	111	121	114
	構成比	28.8%	28.3%	28.6%	28.1%	28.2%	30.4%	27.5%
	15～17 歳	92	100	104	113	122	126	131
	構成比	31.2%	31.4%	30.7%	30.9%	31.0%	31.7%	31.6%

※各年４月１日現在、構成比は合計に対する割合
※構成比は、小数点第２位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

（６）新規の身体障害者手帳等の交付者数

新規の身体障害者手帳等の交付者は、令和８（2026）年３月 31 日現在全体で 512 人、その内訳は身体障がい者が 313 人（全体の 61.1%）、知的障がい者が 69 人（同 13.5%）、精神障がい者が 130 人（同 25.4%）となっています。

新規の身体障害者手帳等の交付者数の推移



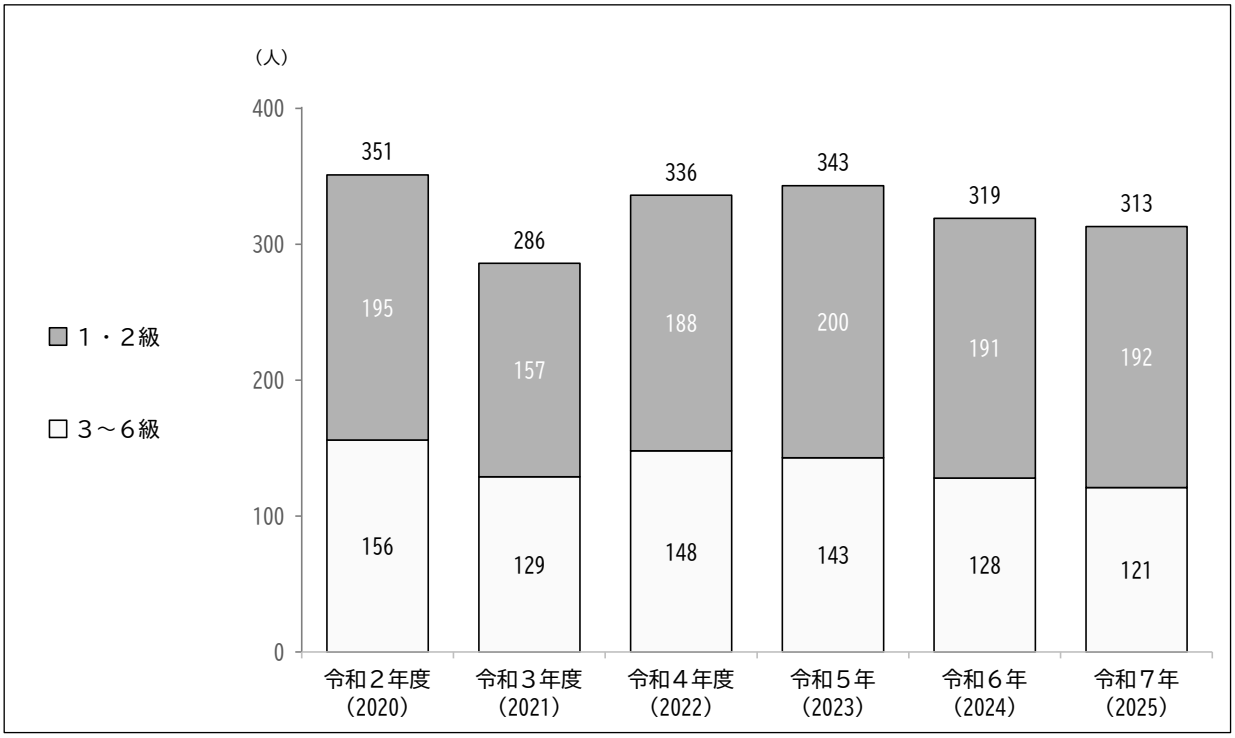
（単位：人、%）

区　分	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）
新規身体障がい者等合計	536	498	512	561	522	512
身体障がい者	351	286	336	343	319	313
構成比	65.5%	57.4%	65.6%	61.1%	61.1%	61.1%
知的障がい者	57	60	58	67	45	69
構成比	10.6%	12.0%	11.3%	11.9%	8.6%	13.5%
精神障がい者	128	152	118	151	158	130
構成比	23.9%	30.5%	23.0%	26.9%	30.3%	25.4%

※各年度３月末現在、構成比は合計に対する割合
※構成比は、小数点第２位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

身体障がい者は、令和７（2025）年度の新規の手帳交付者は 313 人となっています。手帳の等級別では、１・２級が 192 人（同 61.3%）、３～６級が 121 人（同 38.7%）となっています。

新規の身体障害者手帳交付者数の推移（等級別）



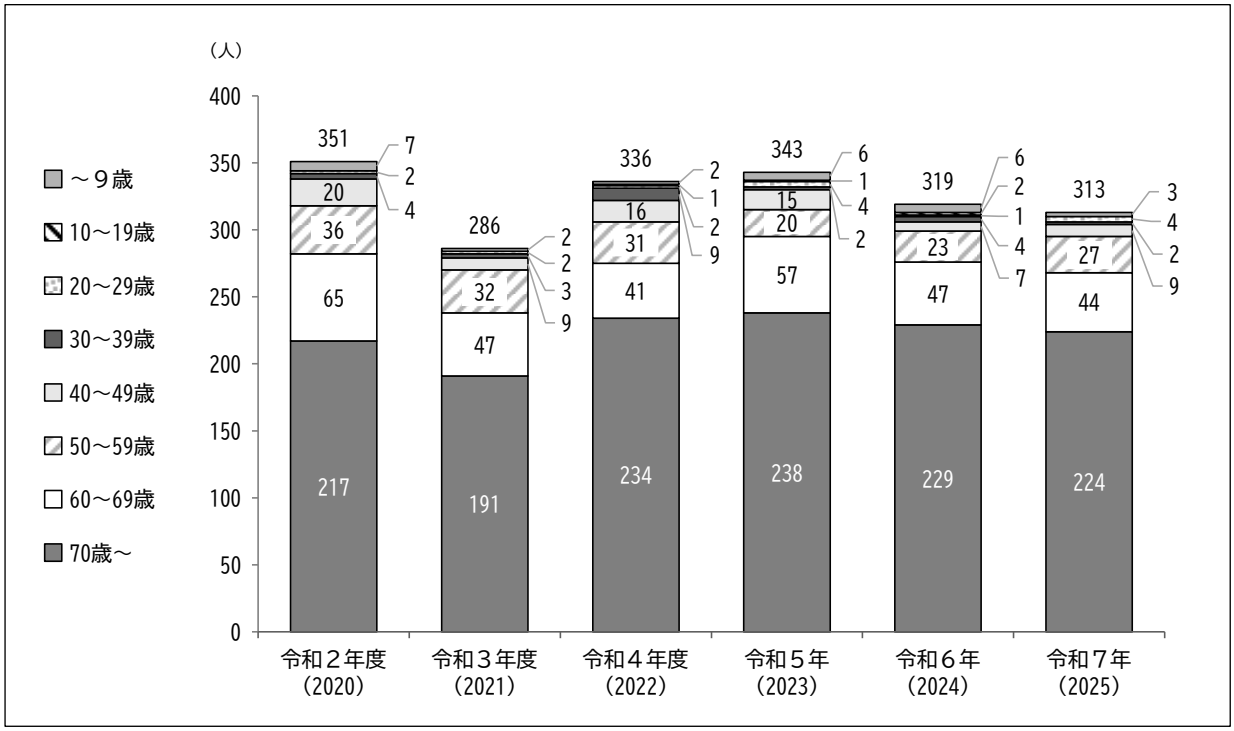
（単位：人、%）

区　分		令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）
新規身体障がい者合計		351	286	336	343	319	313
人数・構成比	１・２級	195	157	188	200	191	192
	構成比	55.6%	54.9%	56.0%	58.3%	59.9%	61.3%
	３～６級	156	129	148	143	128	121
	構成比	44.4%	45.1%	44.0%	41.7%	40.1%	38.7%

※各年度３月末現在、構成比は合計に対する割合
※構成比は、小数点第２位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

年齢別の状況は、令和７（2025）年度は 70 歳以上が 224 人（同 71.6%）、60～69 歳が 44 人（同 14.1%）となっており、60 歳以上が 85.7%となっています。

新規の身体障害者手帳交付者数（年齢階級別）



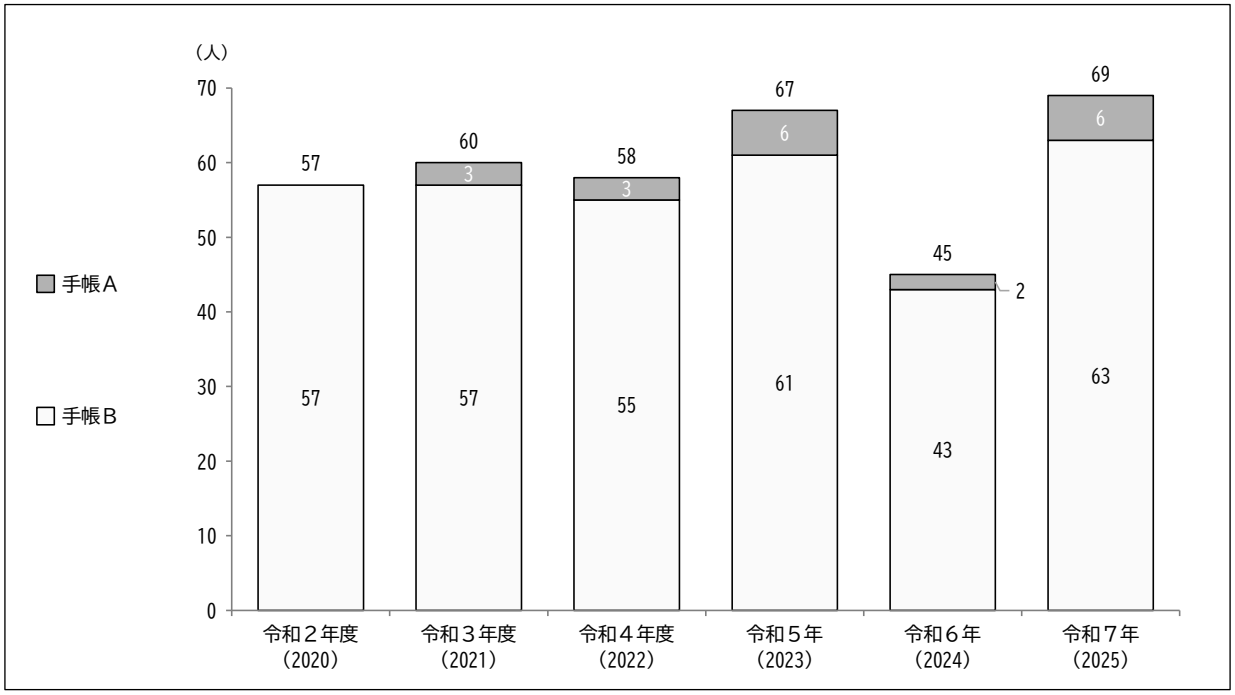
（単位：人、%）

区　分		令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）
新規身体障がい者合計		351	286	336	343	319	313
人数・構成比	～９歳	7	2	2	6	6	3
	構成比	2.0%	0.7%	0.6%	1.7%	1.9%	1.0%
	10～19 歳	0	0	1	1	2	0
	構成比	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.6%	0.0%
	20～29 歳	2	2	2	4	1	4
	構成比	0.6%	0.7%	0.6%	1.2%	0.3%	1.3%
	30～39 歳	4	3	9	2	4	2
	構成比	1.1%	1.0%	2.7%	0.6%	1.3%	0.6%
	40～49 歳	20	9	16	15	7	9
	構成比	5.7%	3.1%	4.8%	4.4%	2.2%	2.9%
	50～59 歳	36	32	31	20	23	27
	構成比	10.3%	11.2%	9.2%	5.8%	7.2%	8.6%
	60～69 歳	65	47	41	57	47	44
	構成比	18.5%	16.4%	12.2%	16.6%	14.7%	14.1%
	70 歳～	217	191	234	238	229	224
	構成比	61.8%	66.8%	69.6%	69.4%	71.8%	71.6%

※各年度３月末現在、構成比は合計に対する割合
※構成比は、小数点第２位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

知的障がい者は、令和７（2025）年度の新規の手帳交付者は 69 人となっています。手帳の等級別では、Ａ判定が６人（同 8.7%）、Ｂ判定が 63 人（同 91.3%）となっており、令和７（2025）年度の新規の手帳交付者数は増加しています。

新規の療育手帳交付者の推移（等級別）



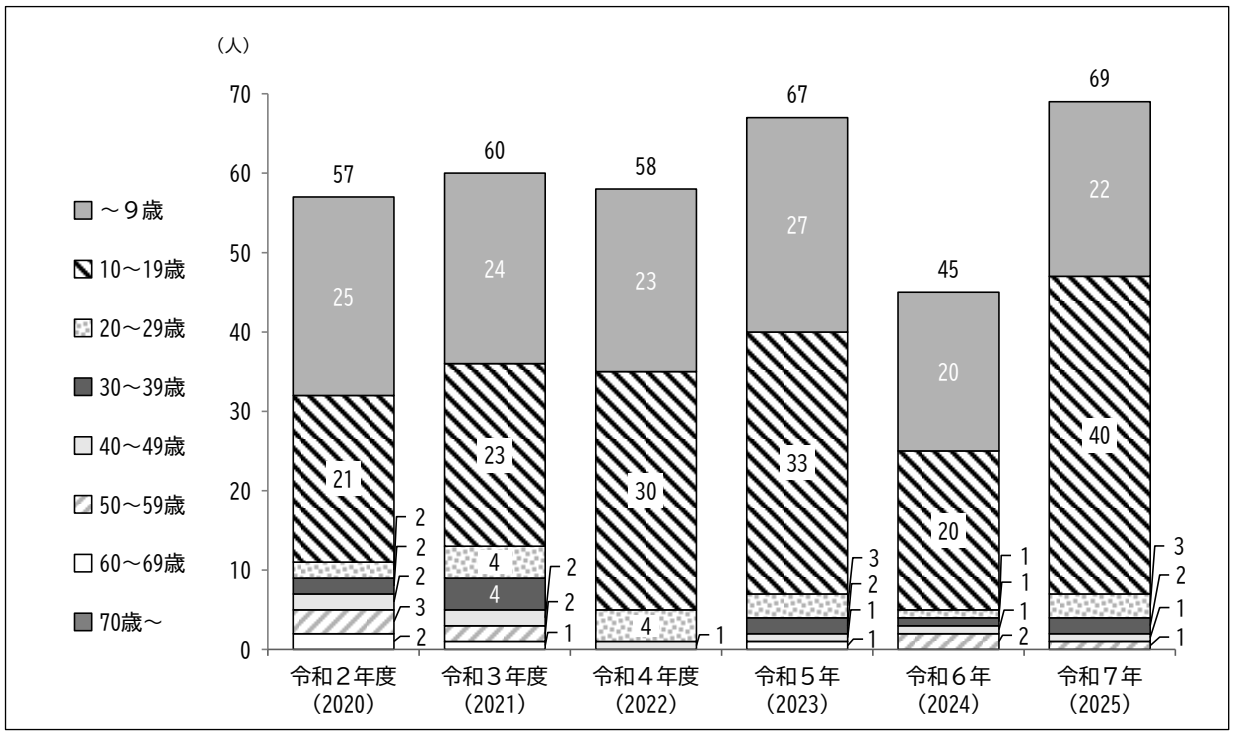
（単位：人、%）

区　分		令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）
新規知的障がい者合計		57	60	58	67	45	69
人数・構成比	手帳Ａ	0	3	3	6	2	6
	構成比	0.0%	5.0%	5.2%	9.0%	4.4%	8.7%
	手帳Ｂ	57	57	55	61	43	63
	構成比	100.0%	95.0%	94.8%	91.0%	95.6%	91.3%

※各年度３月末現在、構成比は合計に対する割合
※構成比は、小数点第２位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

年齢別の状況は、令和７（2025）年度は 10～19 歳が 40 人（同 58.0%）、０～９歳が 22 人（同 31.9%）となっており、19 歳以下が 89.9%となっています。

新規の療育手帳交付者数（年齢階級別）



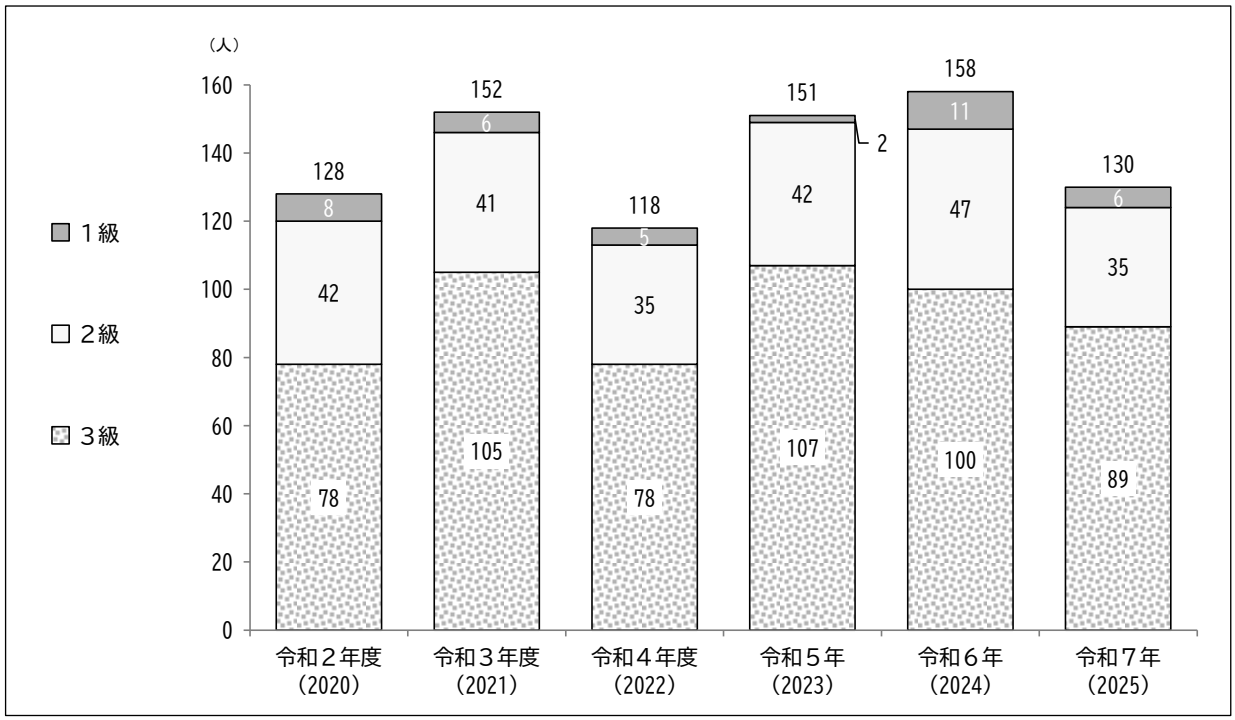
（単位：人、%）

区　分		令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）
新規知的障がい者合計		57	60	58	67	45	69
人数・構成比	～９歳	25	24	23	27	20	22
	構成比	43.9%	40.0%	39.7%	40.3%	44.4%	31.9%
	10～19 歳	21	23	30	33	20	40
	構成比	36.8%	38.3%	51.7%	49.3%	44.4%	58.0%
	20～29 歳	2	4	4	3	1	3
	構成比	3.5%	6.7%	6.9%	4.5%	2.2%	4.3%
	30～39 歳	2	4	0	2	1	2
	構成比	3.5%	6.7%	0.0%	3.0%	2.2%	2.9%
	40～49 歳	2	2	1	1	1	1
	構成比	3.5%	3.3%	1.7%	1.5%	2.2%	1.4%
	50～59 歳	3	2	0	0	2	1
	構成比	5.3%	3.3%	0.0%	0.0%	4.4%	1.4%
	60～69 歳	2	1	0	1	0	0
	構成比	3.5%	1.7%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%
	70 歳～	0	0	0	0	0	0
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※各年３月末現在、構成比は合計に対する割合
※構成比は、小数点第２位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

精神障がい者は、令和７（2025）年度の新規の手帳交付者は 130 人となっています。手帳の等級別では、３級が 89 人（同 68.5%）、２級が 35 人（同 26.9%）、１級が６人（同 4.6%）となっています。

新規の精神障害者保健福祉手帳交付者の推移（等級別）



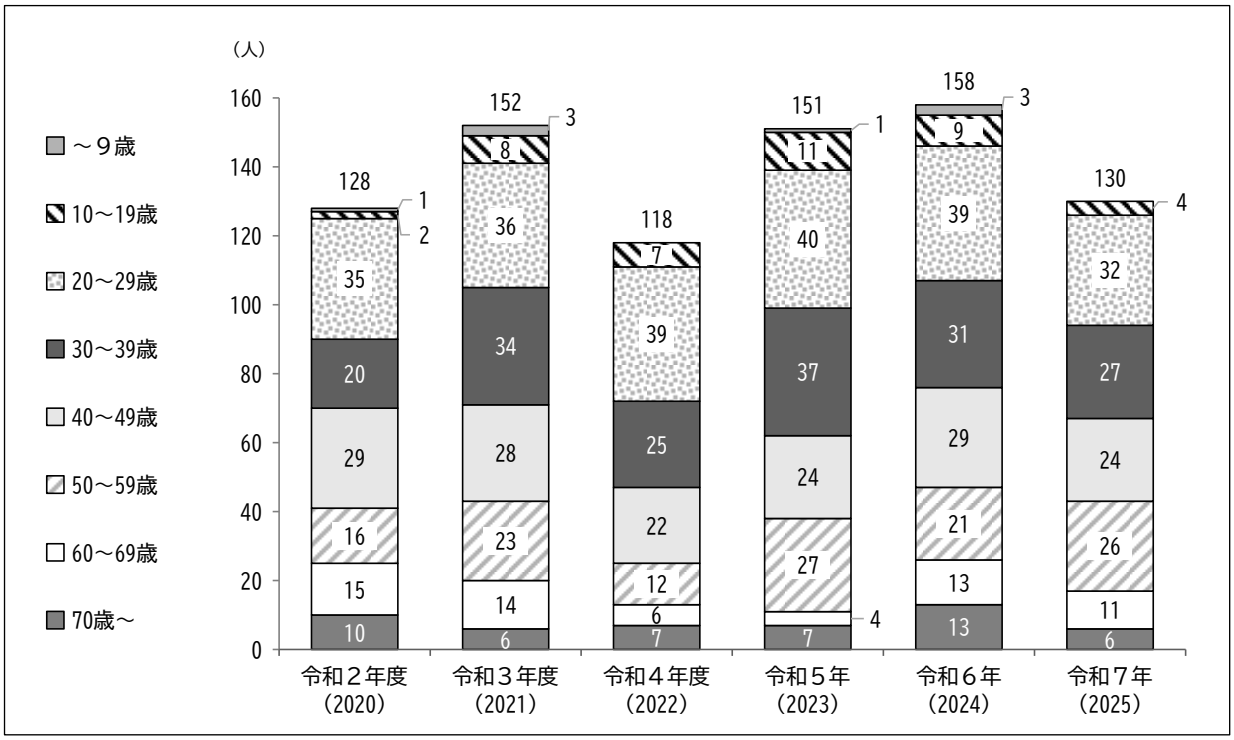
（単位：人、%）

区　分		令和２年度(2020)	令和３年度(2021)	令和４年度(2022)	令和５年度(2023)	令和６年度(2024)	令和７年度(2025)
新規精神障がい者合計		128	152	118	151	158	130
人数・構成比	１級	8	6	5	2	11	6
	構成比	6.3%	3.9%	4.2%	1.3%	7.0%	4.6%
	２級	42	41	35	42	47	35
	構成比	32.8%	27.0%	29.7%	27.8%	29.7%	26.9%
	３級	78	105	78	107	100	89
	構成比	60.9%	69.1%	66.1%	70.9%	63.3%	68.5%

※各年度３月末現在、構成比は合計に対する割合
※構成比は、小数点第２位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

年齢別の状況は、令和７（2025）年度は 20～29 歳が 32 人（同 24.6%）、30～39 歳が 27 人（同 20.8%）となっています。

新規の精神障害者保健福祉手帳交付者数（年齢階級別）



（単位：人、%）

区　分		令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）
新規精神障がい者合計		128	152	118	151	158	130
人数・構成比	～９歳	1	3	0	1	3	0
	構成比	0.8%	2.0%	0.0%	0.7%	1.9%	0.0%
	10～19 歳	2	8	7	11	9	4
	構成比	1.6%	5.3%	5.9%	7.3%	5.7%	3.1%
	20～29 歳	35	36	39	40	39	32
	構成比	27.3%	23.7%	33.1%	26.5%	24.7%	24.6%
	30～39 歳	20	34	25	37	31	27
	構成比	15.6%	22.4%	21.2%	24.5%	19.6%	20.8%
	40～49 歳	29	28	22	24	29	24
	構成比	22.7%	18.4%	18.6%	15.9%	18.4%	18.5%
	50～59 歳	16	23	12	27	21	26
	構成比	12.5%	15.1%	10.2%	17.9%	13.3%	20.0%
	60～69 歳	15	14	6	4	13	11
	構成比	11.7%	9.2%	5.1%	2.6%	8.2%	8.5%
	70 歳～	10	6	7	7	13	6
	構成比	7.8%	3.9%	5.9%	4.6%	8.2%	4.6%

※各年度３月末現在、構成比は合計に対する割合
※構成比は、小数点第２位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある

２．障がい者・障がい児を取り巻く状況

（１）難病患者

「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）」の助成対象となる「指定難病※」の対象疾病数は、令和８（2026）年４月現在で 348 疾病となっています。

令和８（2026）年４月現在の難病患者数（医療費助成受給者数）は 1,740 人となっており、増加しています。

医療費助成受給者数の推移

（単位：人）

区　分	令和２年度（2020）	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
医療費助成受給者数	1,526	1,548	1,558	1,590	1,632	1,692	1,740

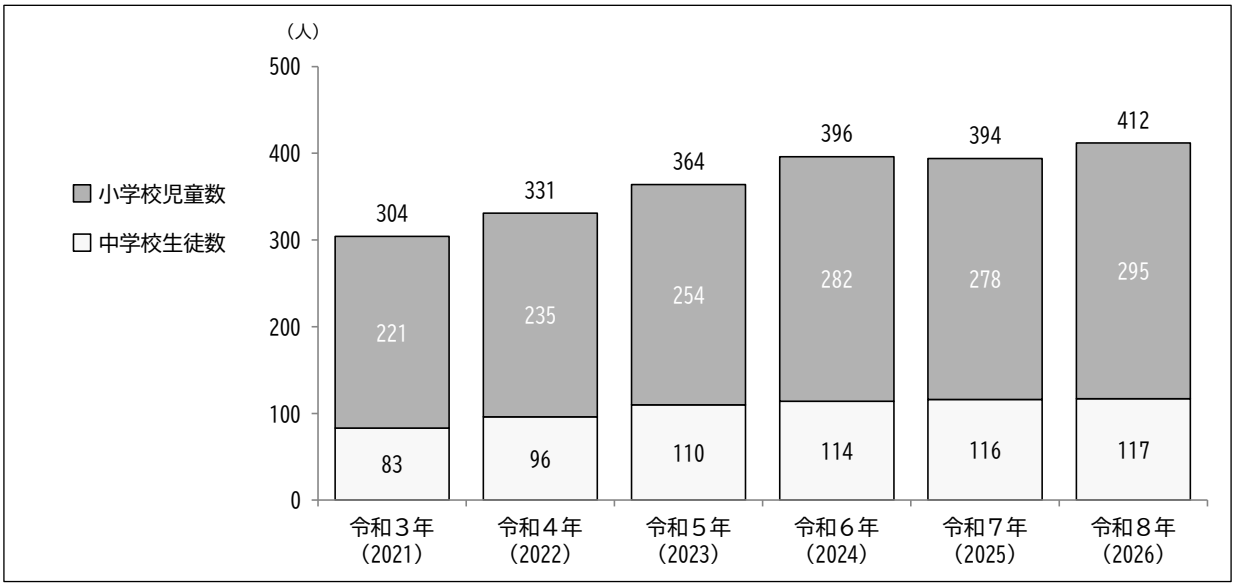
※江別保健所調べ、各年４月１日

（２）特別支援学級※設置状況

令和８（2026）年５月現在の特別支援学級数については、小学校が 66 学級、中学校が 29 学級、合計で 95 学級となっています。令和８（2026）年５月現在の在籍児童数は、小学校が 295 人、中学校が 117 人、合計で 412 人となっています。

令和３（2021）年からは、特別支援学級数、在籍児童数ともに増加傾向となっています。

在籍児童数の推移



（単位：学級、人）

区　分		令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）	令和７年（2025）	令和８年（2026）
小学校	学級数	57	58	61	62	62	66
	児童数	221	235	254	282	278	295
中学校	学級数	22	26	28	27	29	29
	生徒数	83	96	110	114	116	117
合計	学級数	79	84	89	89	91	95
	児童・生徒数	304	331	364	396	394	412

※江別市教育委員会調べ、各年５月１日現在

障がい区分別の児童・生徒数については、小学校・中学校ともに知的と自閉症・情緒が多くなっており、通級指導※児童数は、増加傾向となっています。

児童・生徒数の推移（障がい区分別）

（単位：人）

区　分		令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）	令和７年（2025）	令和８年（2026）
小学校	知　的	85	98	112	135	134	139
	自閉症・情緒	122	120	127	133	130	140
	肢　体	5	5	3	4	3	3
	病　弱	7	9	9	8	6	9
	弱　視	2	3	3	1	2	2
	難　聴	0	0	0	1	3	2
	計	221	235	254	282	278	295
中学校	知　的	41	46	53	58	59	68
	自閉症・情緒	37	44	48	48	47	41
	肢　体	2	2	4	5	5	3
	病　弱	3	4	5	3	4	3
	弱　視	0	0	0	0	1	1
	難　聴	0	0	0	0	0	1
	計	83	96	110	114	116	117

※江別市教育委員会調べ、各年５月１日現在

通級指導児童数の推移

（単位：人）

区　分	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）	令和７年（2025）	令和８年（2026）
江別第一小学校（まなび）	44	45	46	38	36	51
江別第二小学校（まなび）	－	29	56	40	35	38
東野幌小学校（まなび）	－	－	－	－	－	23
大麻東小学校（ことば）	25	26	27	38	38	37
大麻東小学校（まなび）	36	36	34	27	27	28
中央小学校（ことば）	40	46	44	44	40	43
合　計	145	182	207	187	176	220

※江別市教育委員会調べ、各年５月１日現在
※江別第二小学校（まなび）は令和４（2022）年４月開設
※東野幌小学校（まなび）は令和８（2026）年４月開設

通級指導生徒数の推移

（単位：人）

区　分	令和３年（2021）	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）	令和７年（2025）	令和８年（2026）
中央中学校	－	－	－	3	11	16
合　計	－	－	－	3	11	16

※江別市教育委員会調べ、各年５月１日現在
※中央中学校は令和６（2024）年４月開設

３．サービス提供体制の現状

（１）障害福祉サービス等の提供事業者

令和８（2026）年 10 月現在、江別市では延べ 256 箇所の事業所で、障害福祉サービス等が提供されています。江別市内の事業所で提供されていないサービスは重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、療養介護、自立生活援助、医療型児童発達支援、障害児入所支援、医療型障害児入所支援となっています。

人口 10 万人当たりの事業所数を札幌圏と比較すると、生活介護、就労定着支援、就労選択支援、施設入所支援、居宅訪問型児童発達支援は江別市が上回っています。

江別市内及び札幌圏の障がい福祉事業所の概要（令和８（2026）年 10 月１日現在）

区分	江別市		札幌圏		10 万人当たり			
					江別市		札幌圏	
	令和５年（2023）	令和８年（2026）	令和５年（2023）	令和８年（2026）	令和５年（2023）	令和８年（2026）	令和５年（2023）	令和８年（2026）
訪問系								
居宅介護	21	22	634	727	17.7	18.7	26.5	30.7
重度訪問介護	17	19	587	658	14.3	16.2	24.6	27.8
行動援護	2	3	132	155	1.7	2.6	5.5	6.5
同行援護	5	3	221	204	4.2	2.6	9.2	8.6
重度障害者等包括支援	0	0	1	1	0.0	0.0	0.0	0.0
日中活動系								
生活介護	14	16	247	298	11.8	13.6	10.3	12.6
自立訓練（機能訓練）	0	0	13	19	0.0	0.0	0.5	0.8
自立訓練（生活訓練）	1	0	36	40	0.8	0.0	1.5	1.7
宿泊型自立訓練	1	0	8	8	0.8	0.0	0.3	0.3
就労移行支援	5	4	81	87	4.2	3.4	3.4	3.7
就労継続支援（Ａ型）	5	7	145	169	4.2	6.0	6.1	7.1
就労継続支援（Ｂ型）	22	30	624	868	18.5	25.5	26.1	36.6
就労定着支援	5	5	54	58	4.2	4.3	2.3	2.4
就労選択支援	－	1	－	17	－	0.9	－	0.7
療養介護	0	0	4	4	0.0	0.0	0.2	0.2
短期入所	7	11	186	248	5.9	9.4	7.8	10.5

区分		江別市		札幌圏		10万人当たり			
		令和５年（2023）	令和８年（2026）	令和５年（2023）	令和８年（2026）	江別市		札幌圏	
						令和５年（2023）	令和８年（2026）	令和５年（2023）	令和８年（2026）
居住系									
	共同生活援助	19	23	401	478	16.0	19.6	16.8	20.2
	自立生活援助	0	0	10	14	0	0.0	0.4	0.6
	施設入所支援	3	3	43	41	2.5	2.6	1.8	1.7
障がい児通所系									
	児童発達支援	34	39	649	828	28.6	33.2	27.2	34.9
	医療型児童発達支援	0	0	2	1	0	0.0	0.1	0.0
	居宅訪問型児童発達支援	2	2	14	21	1.7	1.7	0.6	0.9
	障害児相談支援	6	8	146	207	5.1	6.8	6.1	8.7
	保育所等訪問支援	5	5	66	136	4.2	4.3	2.8	5.7
	放課後等デイサービス	33	39	733	903	27.8	33.2	30.7	38.1
	障害児入所支援	－	0	－	5	－	0.0	－	0.2
	医療型障害児入所支援	－	0	－	3	－	0.0	－	0.1
地域移行									
	地域移行支援	3	2	98	130	2.5	1.7	4.1	5.5
	地域定着支援	3	2	96	130	2.5	1.7	4.0	5.5
計画相談									
	計画相談支援	12	12	192	263	10.1	10.2	8.0	11.1
合　　計		225	256	5,423	6,721				
参　　考 総人口（10月1日）		118,776	117,622	2,389,967	2,369,454				

※事業所数は、北海道または札幌市に届け出されている件数であり、複数のサービスを提供している事業所は重複しています。

※札幌圏は、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町及び新篠津村の６市１町１村

（２）障がい福祉に係る関係団体

江別市で活動している障がい福祉団体は次のとおりです。

江別市内の障がい福祉関係団体

団体名		活動内容
江別身体障害者福祉協会		自立と社会参加等を目的とした活動団体
江別聴力障害者協会		情報交換と社会参加等を目的とした活動団体
江別視覚障害者福祉協会		情報交換と社会参加等を目的とした活動団体
江別手をつなぐ育成会		権利擁護の運動等を目的とした活動団体
精神障害者の会江別空色クラブ		イベント活動と社会奉仕等を目的とした活動団体
江別介護ママの会		重度肢体不自由や医療的ケアが必要な障がい児・者の保護者の交流と情報交換を目的とした活動団体
江別地区ことばを育てる親の会		通級指導児童の保護者の交流と情報交換を目的とした活動団体
ボランティア※団体※	江別車いすボランティア整備	車いすや歩行器等の点検・修理活動
	えべつ手話の会	手話通訳活動・手話の普及活動
	大麻手話の会	手話通訳活動・手話の普及活動
	手話歌「あやとり」	手話通訳活動・手話の普及活動
	要約筆記サークルぷらすＯＮＥ	中途失聴者・難聴者に対して要約筆記※
	点字ろくの会	点字翻訳活動
	朗読ボランティアグループまちの灯	視覚障がい者に対して声の便りをＣＤに収録し発送
	つなぎふ	点字翻訳活動
	点訳の輪	点字翻訳活動

※ボランティア団体は、令和８（2026）年 10 月１日現在、江別市社会福祉協議会ボランティア団体連絡会に登録されている団体及び江別市と協力関係にあるボランティア団体です。

第３章 障がい福祉施策等の進捗状況

１．第５期障がい者福祉計画に関する進捗状況

「第５期障がい者福祉計画（計画期間：令和３（2021）～令和８（2026）年度）」においては、施策の基本目標ごとに達成目標値を設定し、施策の展開を図ってきました。

令和３（2021）年度から令和７（2025）年度までの進捗状況は、以下のとおりです。

基本目標	成果指標		初期値 令和２年 (2020)	目標	令和３年 (2021)	令和４年 (2022)	令和５年 (2023)	令和６年 (2024)	令和７年 (2025)
総合的ケアマネジメント体制の確立	1	障害者相談支援事業において専任相談員が受けた年間延べ相談件数（件）	1,252	↗	1,323	1,313	1,790	1,595	1,197
	2	精神障害者相談員設置事業において専任相談員が受けた年間延べ相談件数（件）	364	↗	366	359	357	358	361
ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大	3	ボランティア活動の延べ実施人数（人）	533	↗	817	1,281	3,261	4,081	4,137
	4	手話通訳派遣等社会参加を支援する事業の利用者数（人）	2,167	↗	2,420	2,450	2,621	3,097	2,600
障害福祉サービスの充実	5	自宅で生活している障がいのある方の人数（身体・知的・精神）（人）	8,666	↗	8,530	8,964	9,296	9,512	9,648
	6	障がいのある方の福祉サービス利用率（％）	23.8	↗	25.0	25.9	27.4	29.0	29.4
保健・医療サービスの充実	7	障害児通所支援事業の利用により、児童の発達が促されたと感じる保護者の割合（％）	91	→	95	94	96	94	88
保育・教育施策の充実	8	子育て環境が充実していると思う市民の割合（％）	51.1	↗	50.9	47.9	52.5	58.9	58.9
	9	教育施策に満足している保護者の割合（％）	90.4	↗	83.8	82.8	90.0	－	－
		教育施策に力を入れているまちだと思う市民の割合（％）	－	↗	－	－	－	36.9	44.0
雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援	10	障がい者雇用率（法定雇用率※達成事業所の割合）（％）	65.0	↗	75.0	66.7	73.8	58.8	66.7
障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進	11	市街地整備に満足している市民割合（顔づくり、公園、上下水道等）（％）	82.7	↗	81.9	82.0	84.5	79.6	81.1
	12	災害対策が充実し安心と思う市民割合（％）	58.9	↗	52.1	51.6	55.8	55.6	60.9
ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・文化活動等社会参加の推進	13	障がい者スポーツ大会・教室参加者数（人）	82	↗	238	337	337	359	192
	14	視覚障がい者生活訓練事業参加者数（人）	11	↗	6	6	6	6	5

※目標は、上昇・維持等障がい者施策の基本的方向を定めたものです。

※成果指標は、本市の行政評価システムにおける施策評価または事務事業評価の指標を用いています。

ただし、「障がい者雇用率（法定雇用率達成事業所の割合（％））」については、北海道労働局に照会した数値です。

２．第７期障がい福祉計画及び第３期障がい児福祉計画の進捗状況

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、障害福祉サービスの利用量等について数値目標を定めた計画です。「第７期障がい福祉計画」と「第３期障がい児福祉計画」（計画期間：令和６（2024）～令和８（2026）年度）において設定した数値目標の進捗状況（令和７（2025）年度末現在）は以下のとおりとなっています。

（１）施設入所者の地域生活への移行

令和７（2025）年度末の実績は、施設入所者数が 180 人となっており、入所者数の減少数は６人、地域生活移行者数は令和７（2025）年度末の実績で累計人数が７人となっています。

施設入所者数の減少数と地域生活移行者数が目標値に達していない理由として、地域における居住の場や施設から地域への移行を調整する人材が不足していることや、障がいのある方本人や家族が、地域で生活するに当たって、孤立や緊急時の対応に対して不安を抱えていること等が考えられます。

項目	基準年 令和 ４年 (2022)	目標値	令和 ５年 (2023)	令和 ６年 (2024)	令和 ７年 (2025)	備考
年度末施設入所者（人）	186	176	183	176	180	・目標値は、前計画の令和８（2026）年度末の見込み
入所者数の減少数（人）	4	10	3	10	6	・令和４（2022）年度末施設入所者数－令和８（2026）年度末の施設入所者数 ・目標値は、令和４（2022）年度末施設入所者数×0.05（国の目標５％以上）
地域生活移行者数（人）	1	12	3	3	1	・目標値は、令和４（2022）年度末施設入所者数×0.06（国の目標６％以上）

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期間入院している精神障がいのある方の地域移行、地域定着を図るため、福祉サービスとともに、訪問看護などの保健・医療サービスなどの充実が求められていることから、精神障がいのある方が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保される仕組みづくりを推進しています。

（３）地域生活支援拠点等の整備

障がいのある方の高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための体制の充実、相談支援の機能強化、緊急時の受け入れや対応、地域で生活するための体験の機会や場の提供、専門相談員などの人材の確保や育成、コーディネート機能を強化するための地域の体制づくりを推進しています。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

障がい者の社会参加や就労のニーズに対応するためには、教育機関、福祉機関、企業、農業分野等の関係機関が連携しながら、適切な障害福祉サービス等を提供することが求められており、令和７（2025）年 10 月より、障がいのある方が、自分に合った働き方や就労先を主体的に選ぶための支援を行う就労選択支援事業を開始しています。

また、障がいのある方が就労するために必要な訓練、求職活動及び職場定着の支援を行う就労移行支援事業や相談支援事業、一般就労が困難な方に対する就労継続支援事業、就労を続けるうえで生じる様々な課題への対応を行い支援する就労定着支援事業を活用することで、一般就労への移行や継続、定着を目指しています。

あわせて、啓発活動等の障がいへの理解促進に向けた取組を行い、就労の場の確保・就労支援の充実に努めています。

項目	基準年 令和 ３年 (2021)	目標値	令和 ５年 (2023)	令和 ６年 (2024)	令和 ７年 (2025)	備考
一般就労移行者（人）	38	51	43	52	48	・令和３（2021）年度実績の 1.28 倍以上増加
就労移行支援事業（一般就労移行者）（人）	22	29	23	26	32	・令和３（2021）年度実績の 1.31 倍以上増加
就労継続支援Ａ型事業（一般就労移行者）（人）	8	11	11	9	6	・令和３（2021）年度実績の 1.29 倍以上増加
就労継続支援Ｂ型事業（一般就労移行者）（人）	8	11	9	17	10	・令和３（2021）年度実績の 1.28 倍以上増加
一般就労へ移行した者の割合が５割以上の就労移行事業所（%）	－	50	75	50	75	・就労移行支援事業所を利用して一般就労へ移行した者の割合が５割以上の就労移行支援事業所を全体の５割以上とする。
就労定着支援事業利用者数（人）	2	3	31	38	36	・令和３（2021 年度）実績の 1.41 倍以上増加
就労定着率が７割以上の事業所（%）	－	25	80	80	60	・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を、全体の２割５分以上とする。

（５）障がい児支援の提供体制の整備

障がいの重度化・多様化に対応する重層的な地域支援体制の構築に向け、かねてより検討を進めてきた児童発達支援センターを令和７（2025）年に新たに開設しました。現在は、同センター及び市町村中核子ども発達支援センターの両拠点を軸としながら、関係機関との緊密な連携体制の構築及び強化を図っています。

また、関係機関と連携しながら、難聴児支援体制の充実や障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン※）の推進体制の構築に努めています。

重度の障がいのある子どもが、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス事業所で必要な療育や支援を受けられるよう、事業者と連携しながらサービス提供体制の充実に努めています。

医療的ケアを必要とする子どもが、円滑に在宅生活に移行し、安心して暮らせる環境を構築していくためには、広域的で多分野にまたがる支援の利用調整が必要となる場合が多いため、医療的ケア児コーディネーターの配置を継続し、北海道等と連携しながら、包括的な相談支援体制の構築を図っています。

項目	基準年 令和 ５年 （2023）	目標値	実績 令和 ８年 （2026）	備考
児童発達支援センター（市町村中核子ども発達支援センター）の設置	１箇所	１箇所	２箇所	児童発達支援センター、市町村中核子ども発達支援センター 各１箇所ずつ
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	１箇所	１箇所	１箇所	
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	１箇所	１箇所	１箇所	
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	有	有	有	

３．障害福祉サービスの実績

（１）訪問系サービス

サービス種別		区分	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
居宅介護	利用人数／月	見込量	183	185	187
		実績	194	195	193
	総利用時間／月	見込量	3,477	3,515	3,553
		実績	3,002	2,945	3,014
重度訪問介護	利用人数／月	見込量	10	11	12
		実績	11	14	16
	総利用時間／月	見込量	1,528	1,681	1,834
		実績	1,330	1,883	1,716
同行援護	利用人数／月	見込量	14	14	14
		実績	16	16	16
	総利用時間／月	見込量	308	308	308
		実績	260	267	290
行動援護	利用人数／月	見込量	38	45	51
		実績	32	37	35
	総利用時間／月	見込量	494	585	663
		実績	503	459	495
重度障害者等包括支援	利用人数／月	見込量	1	1	1
		実績	0	0	1
	総利用時間／月	見込量	33	33	33
		実績	0	0	33

※実績値は各年度３月末の実績（令和８（2026）年度は３月末の見込み）

（２）日中活動系サービス

サービス種別		区分	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
生活介護	利用人数／月	見込量	405	409	413
		実績	393	392	400
	延利用日数／月	見込量	8,347	8,537	8,729
		実績	7,724	7,969	7,872
自立訓練（機能訓練）	利用人数／月	見込量	1	1	1
		実績	0	0	1
	延利用日数／月	見込量	23	23	23
		実績	0	0	23
自立訓練（生活訓練）	利用人数／月	見込量	9	9	9
		実績	2	2	2
	延利用日数／月	見込量	135	135	135
		実績	46	6	32
宿泊型自立訓練	利用人数／月	見込量	2	2	2
		実績	2	1	1
	延利用日数／月	見込量	62	62	62
		実績	59	26	26
就労移行支援	利用人数／月	見込量	93	100	107
		実績	68	72	69
	延利用日数／月	見込量	1,630	1,752	1,875
		実績	1,111	1,155	1,195
就労継続支援（Ａ型）	利用人数／月	見込量	123	137	152
		実績	119	120	121
	延利用日数／月	見込量	2,460	2,740	3,040
		実績	2,220	2,394	2,360
就労継続支援（Ｂ型）	利用人数／月	見込量	487	515	543
		実績	529	587	592
	延利用日数／月	見込量	8,618	9,303	9,774
		実績	8,857	9,824	9,686
就労定着支援	利用人数／月	見込量	28	28	28
		実績	38	36	40
就労選択支援	利用人数／年	見込量			
		実績		13	18
療養介護	利用人数／月	見込量	21	21	21
		実績	20	20	20
短期入所	利用人数／月	見込量	59	65	70
		実績	69	80	61
	延利用日数／月	見込量	350	385	415
		実績	380	470	397

※実績値は各年度３月末の実績（令和８（2026）年度は３月末の見込み）

（３）居宅系サービス

サービス種別		区分	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
自立生活援助	利用人数／月	見込量	1	1	1
		実績	0	0	1
共同生活援助	入居者数／月	見込量	295	302	310
		実績	332	351	352
施設入所支援	入所者数／月	見込量	182	179	176
		実績	178	180	177

※実績値は各年度３月末の実績（令和８（2026）年度は３月末の見込み）

（４）相談支援サービス

サービス種別		区分	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
計画相談支援	利用人数／年	見込量	832	840	848
		実績	853	851	852
地域移行支援	利用人数／年	見込量	1	1	1
		実績	3	0	1
地域定着支援	利用人数／年	見込量	1	1	1
		実績	0	0	1

※実績値は各年度３月末の実績（令和８（2026）年度は３月末の見込み）

４．障害児通所支援等の実績

サービス種別		区分	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
児童発達支援	利用人数／月	見込量	359	362	366
		実績	400	424	468
	延利用日数／月	見込量	2,616	2,638	2,667
		実績	2,896	3,108	3,369
放課後等デイサービス	利用人数／月	見込量	631	641	652
		実績	697	775	819
	延利用日数／月	見込量	6,232	6,331	6,440
		実績	6,498	7,121	7,682
保育所等訪問支援	利用人数／月	見込量	14	15	16
		実績	21	23	17
	延利用日数／月	見込量	17	18	19
		実績	29	37	32
医療型児童発達支援	利用人数／月	見込量	1	1	1
		実績	0	0	0
	延利用日数／月	見込量	1	1	1
		実績	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用人数／月	見込量	3	3	3
		実績	0	1	1
	延利用日数／月	見込量	3	3	3
		実績	0	1	1
障害児相談支援	利用人数／年	見込量	958	970	985
		実績	1,070	1,142	1,218

※実績値は各年度３月末の実績（令和８（2026）年度は３月末の見込み）

５．地域生活支援事業の実績

事業種別		区分	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
理解促進研修・啓蒙事業	実施の有無	見込量	有	有	有
		実績	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	見込量	有	有	有
		実績	有	有	有
相談支援事業	実施箇所数	見込量	3	3	3
		実績	3	3	3
成年後見制度利用支援事業	実利用人数／年	見込量	8	8	8
		実績	6	8	7
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用人数／年	見込量	71	72	73
		実績	59	49	50
手話通訳者設置事業	実設置者数／人	見込量	1	1	1
		実績	1	1	1
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	給付件数／年	見込量	16	16	16
		実績	4	10	11
自立生活支援用具	給付件数／年	見込量	42	42	42
		実績	28	26	27
在宅療養等支援用具	給付件数／年	見込量	26	26	26
		実績	29	26	27
情報・意思疎通支援用具	給付件数／年	見込量	47	47	47
		実績	36	33	34
排泄管理支援用具	給付件数／年	見込量	3,878	3,874	3,870
		実績	4,130	3,887	3,650
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数／年	見込量	7	7	7
		実績	3	4	3
奉仕員養成研修事業					
手話奉仕員	修了者数	見込量	44	45	46
		実績	31	31	31
要約筆記奉仕員	修了者数	見込量	9	9	9
		実績	4	6	4
点訳奉仕員	修了者数	見込量	6	6	6
		実績	6	4	1
朗読奉仕員	修了者数	見込量	47	48	49
		実績	45	62	51

事業種別		区分	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
移動支援事業	実利用人数／年	見込量	188	190	192
		実績	219	238	240
	延利用時間／年	見込量	11,301	11,421	11,542
		実績	15,236	15,269	15,300
地域活動支援センター	実施箇所数	見込量	1	1	1
		実績	1	1	1
	実利用人数／年	見込量	10	10	10
		実績	5	5	5
訪問入浴サービス					
身体障がい者訪問入浴サービス事業	参加人数／年	見込量	6	6	6
		実績	7	6	7
重度身体障がい児（者）施設入浴事業	参加人数／年	見込量			
		実績	7	8	8
生活訓練事業	参加人数／年	見込量	6	6	6
		実績	6	5	5
日中一時支援事業	実利用人数／年	見込量	168	170	171
		実績	140	126	120
レクリエーション活動等支援事業	参加人数／年	見込量	375	380	385
		実績	359	192	161
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	見込量	有	有	有
		実績	有	有	有
障害者支援区分認定等事務事業	実施の有無	見込量	有	有	有
		実績	有	有	有
自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用人数／年	見込量	2	2	2
		実績	1	0	1
医療的ケア児等受入・レスパイト促進事業	実施事業所数	見込量	1	－	－
		実績	1	2	2
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	実利用人数／年	見込量	1	1	1
		実績	0	0	1

※実績値は各年度３月末の実績（令和８（2026）年度は３月末の見込み）

※令和７年度より「医療的ケア児（者）受入促進事業」が「医療的ケア児等受入・レスパイト促進事業」へ事業名を変更。

６．相談支援体制の実績

（１）相談支援等の提供

相談支援等の提供の実績は、概ね見込量と実績が同等程度となっています。

相談支援体制の強化については、自立支援協議会※などで勉強会を行い、相談支援員のスキルアップを図っています。

相談支援窓口機能については、江別市障がい福祉課において、相談機能強化のため専門職を配置しています。

指定特定相談支援事業所については、令和８（2026）年度時点で市内に 12 の事業所があります。

事業種別		区分	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
相談支援体制の強化	実施回数／年	見込量	6	6	6
		実績	6	6	6
相談支援窓口機能	実施の有無	見込量	有	有	有
		実績	有	有	有
指定特定相談支援事業所	実施箇所数	見込量	12	13	14
		実績	11	12	12

※実績値は各年度の３月末の実績（令和８（2026）年度は３月末の見込み）

（２）障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組

障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実績は、概ね見込量と実績が同等程度となっています。

障害福祉サービス等に係る研修には、市職員並びに市内の相談支援事業者の相談支援専門員の方が研修に参加しています。

事業種別		区分	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）
障害福祉サービス等に係る研修への参加	参加人数／年	見込量	4	4	4
		実績	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果の共有	実施回数／年	見込量	12	12	12
		実績	12	12	12

※実績値は各年度の３月末の実績（令和８（2026）年度は３月末の見込み）

第４章 障がい福祉の課題

１．アンケート調査の結果

第６期障がい者福祉計画、第８期障がい福祉計画及び第４期障がい児福祉計画の策定に当たり、障がいのある方や障がい児または通所受給者証所持者の現状、日常生活の様子や将来の希望等について、ニーズを把握し、計画の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

その主な結果は、以下のとおりです。

【アンケート調査の概要】

◇調 査 対 象 者：18 歳以上は障がい者
18 歳未満は障がい児または通所受給者証所持者の保護者等
◇調 査 期 間：令和８（2026）年８月 10 日（月）～８月 21 日（金）
◇調 査 方 法：郵送配布・郵送回収
◇回 収 状 況：

対象者	配布数（件）	回収数（件）	回収率（％）
18 歳以上	3,577	1,669	46.7
18 歳未満	1,449	668	46.1
合　計	5,026	2,337	46.5

◇結 果 の 見 方：図表中の「ｎ」はその設問の調査数を示します。比率（％）は調査数を分母とし小数点第２位を四捨五入して表示しています。このため、比率の合計が 100%にならない場合があります。

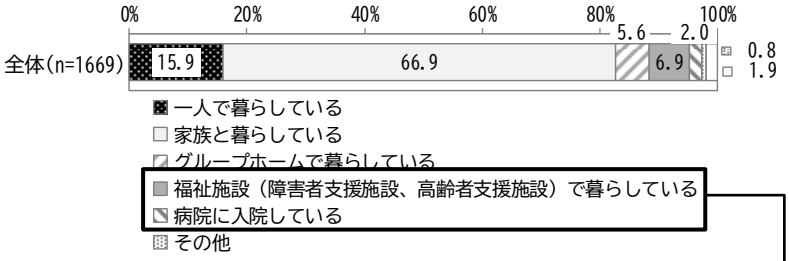
【アンケート調査結果の概要】

（１）障がい者

①生活環境の整備と社会参加について

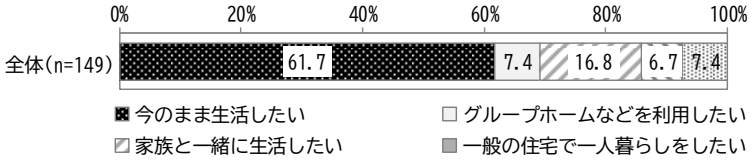
・現在どのように暮らしているかについては、「家族と暮らしている」が 1,117 人（66.9%）となっています。
・現在どのように暮らしているかに対して「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」と回答した方の今後３年以内に地域で生活したいかについては、「今のまま生活したい」が 92 人（61.7%）となっています。
・外出する頻度については、「週に３～５回」が 524 人（31.4%）となっています。
・外出しやすくなるために必要と思うことについては、「交通費への公費助成の充実」が 615 人（36.8%）となっています。
・家族以外とどのような交流があるかについては、「近所の方とあいさつや世間話をする」が 521 人（31.2%）となっています。
・障がい者が社会参加するときに必要だと思うことについては、「周囲の理解や協力」が 744 人（44.6%）となっています。
・江別市に地域生活支援拠点ができた場合に期待する機能については、「緊急時の相談機能に備えた事前連絡体制の確保」が 723 人（43.3%）となっています。

【現在どのように暮らしているか（単数回答）】

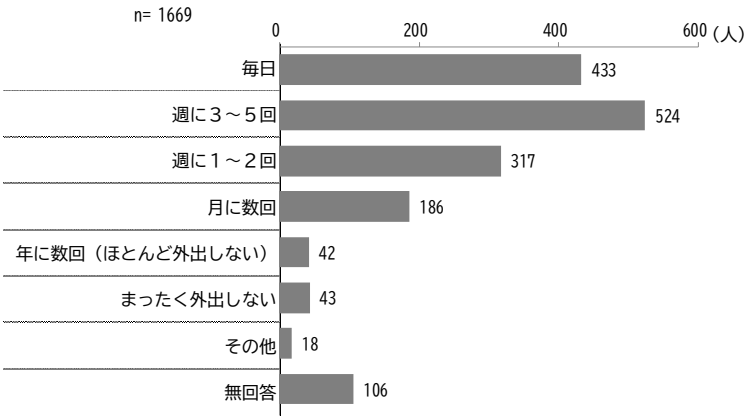


【今後３年以内に地域で生活したいか（単数回答）】

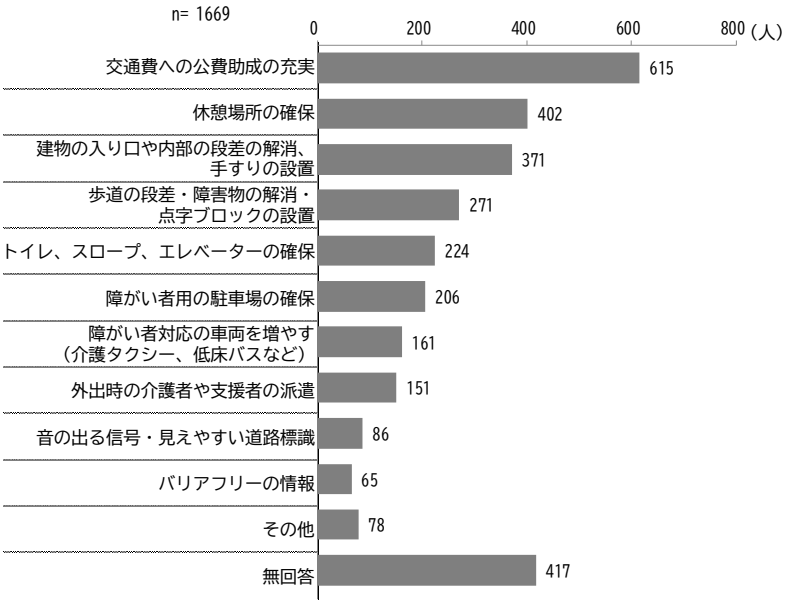
「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」と回答した方のみの回答



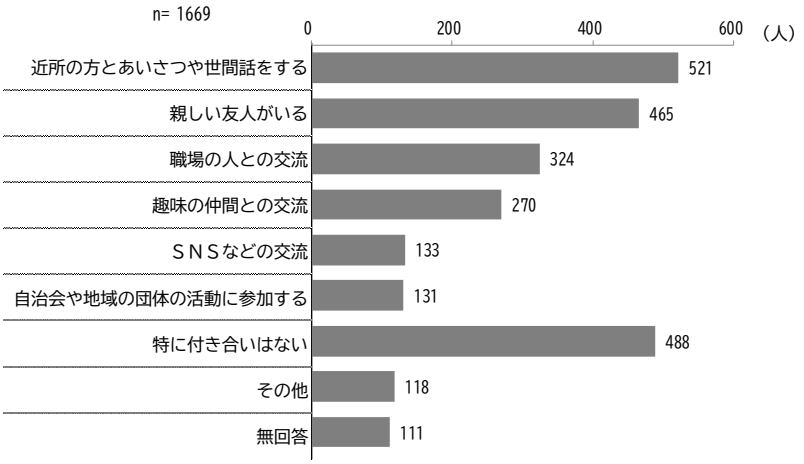
【外出する頻度（単数回答）】



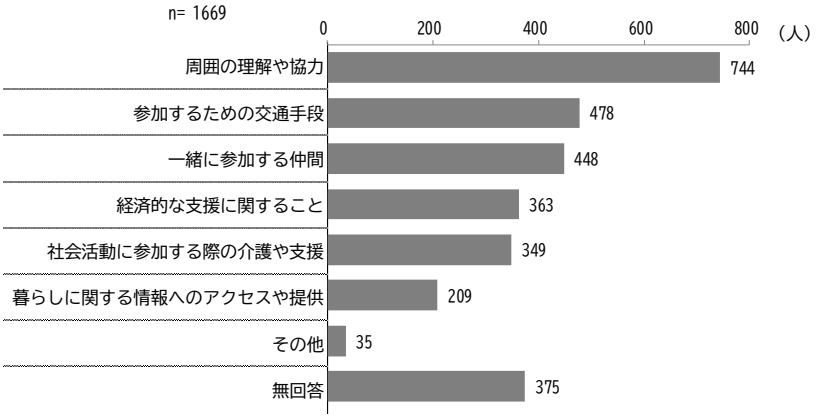
【外出しやすくなるために必要と思うこと（複数回答）】



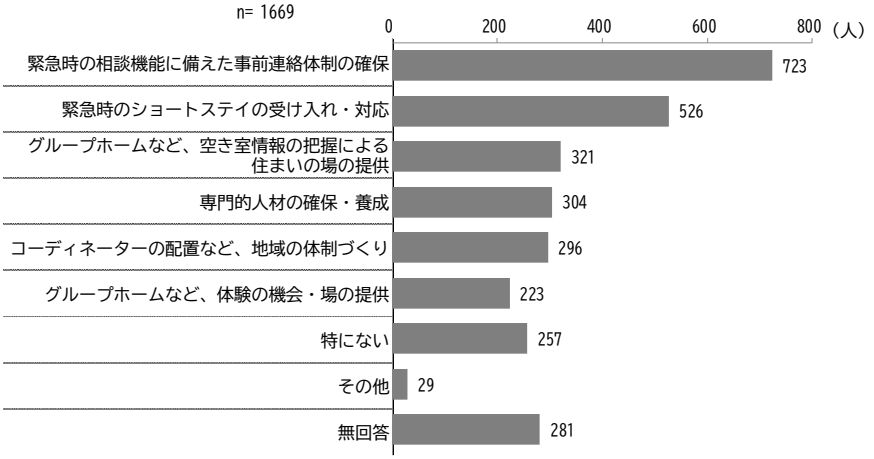
【家族以外とどのような交流があるか（複数回答）】



【障がい者が社会参加するときに必要だと思うこと（複数回答）】



【江別に地域生活支援拠点ができた場合に期待する機能（複数回答）】

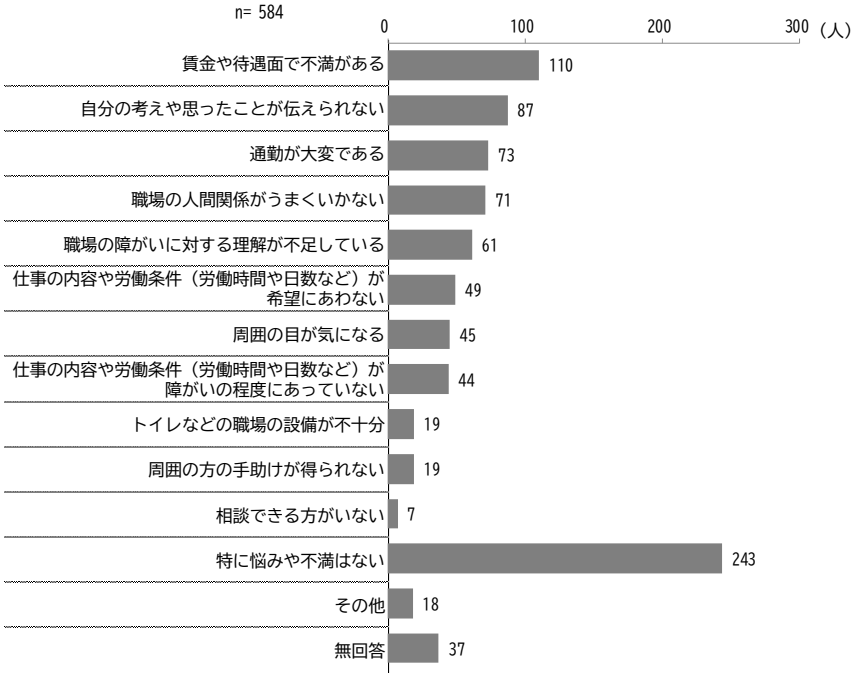


②雇用や就労について

・現在働いているかに対して「働いている」と回答した方の現在の仕事の悩みや不満については、「特に悩みや不満はない」を除くと「賃金や待遇面で不満がある」が 110 人（18.8%）となっています。
・現在働いているかに対して「働いている」、「求職中」、「障がいや病気のため働くことができない」、「働くことを希望していない」と回答した方の障がい者が働くために必要なこと､どのようなことがあれば働けると思うかについては､｢障がいへの理解｣が 406 人(42.1%)となっています。

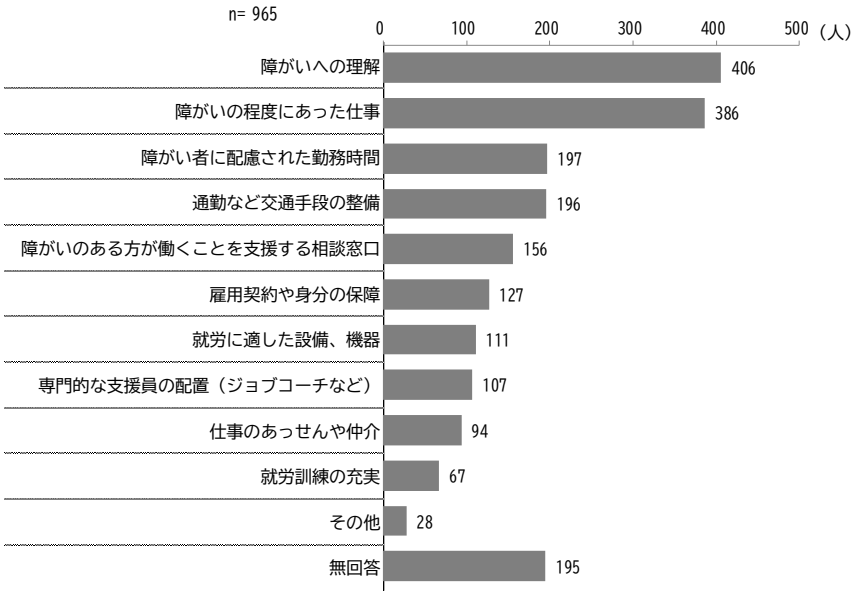
【現在の仕事の悩みや不満（複数回答）】

現在働いているかに対して「働いている」と回答した方のみの回答



【障がい者が働くために必要なこと、どのようなことがあれば働けると思うか（複数回答）】

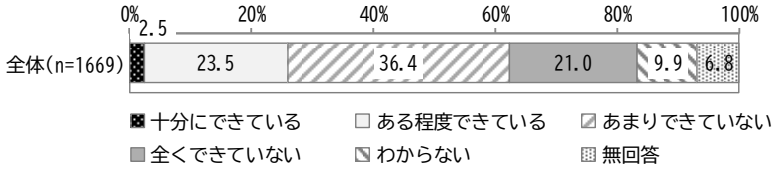
現在働いているかに対して「働いている」、「求職中」、「障がいや病気のため働くことができない」、「働くことを希望していない」と回答した方のみの回答



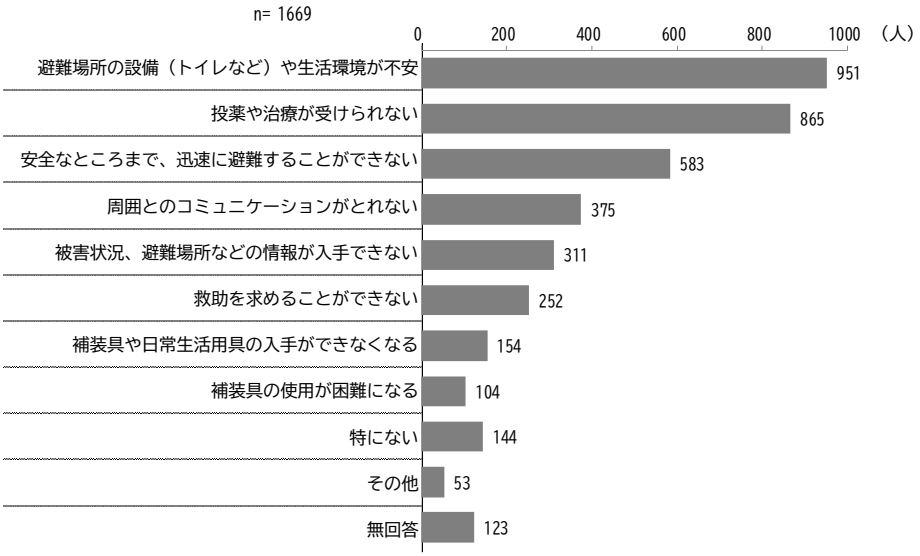
③災害時における安全対策について

・災害が発生した場合の安全を守るための準備については、「あまりできていない」が 608 人（36.4%）となっています。
・災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が 951 人（57.0%）となっています。

【災害が発生した場合の安全を守るための準備（単数回答）】



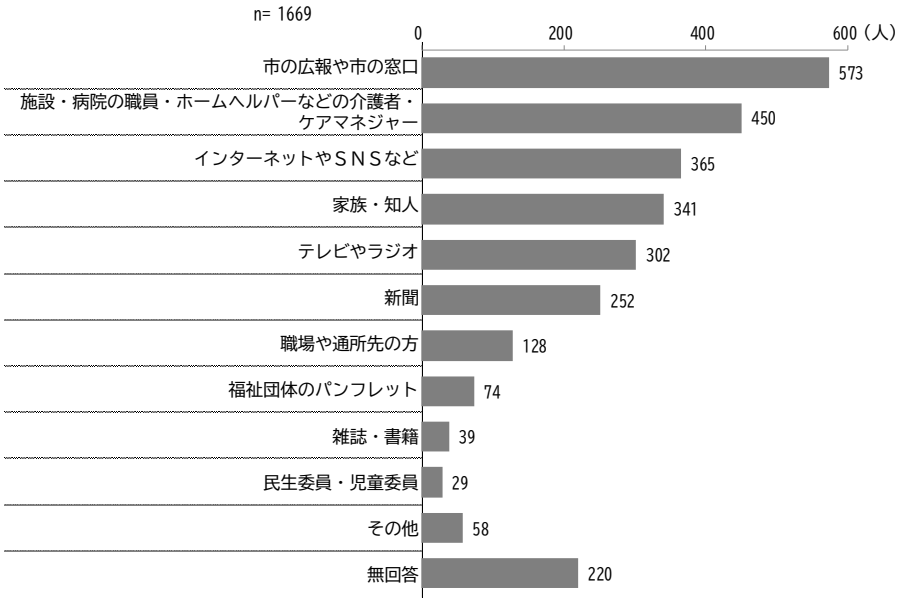
【災害時に困ること（複数回答）】



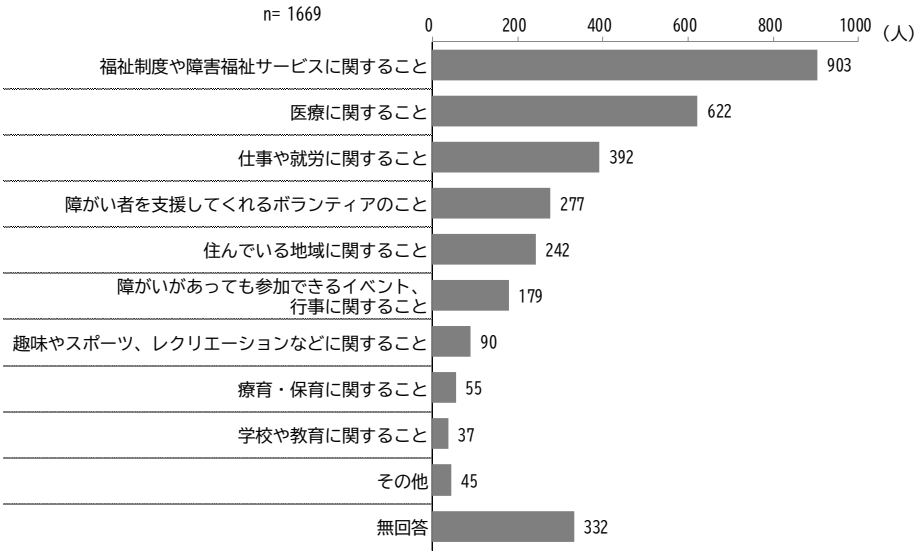
④相談支援と情報提供について

・障がい福祉に関する情報の入手手段については、「市の広報や市の窓口」が 573 人（34.3%）となっています。
・障がい福祉の情報について必要とする内容については、「福祉制度や障害福祉サービスに関すること」が 903 人（54.1%）となっています。
・相談したい内容については、「日常生活のこと」が 673 人（40.3%）となっています。
・望ましいと思う「相談場所・体制」については、「福祉施設や病院など、よく通う場所での相談」が 807 人（48.4%）となっています。

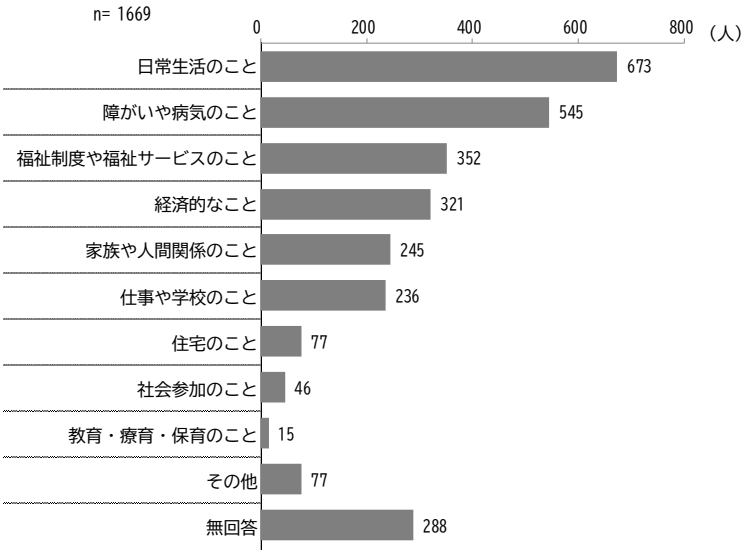
【障がい福祉に関する情報の入手手段（複数回答）】



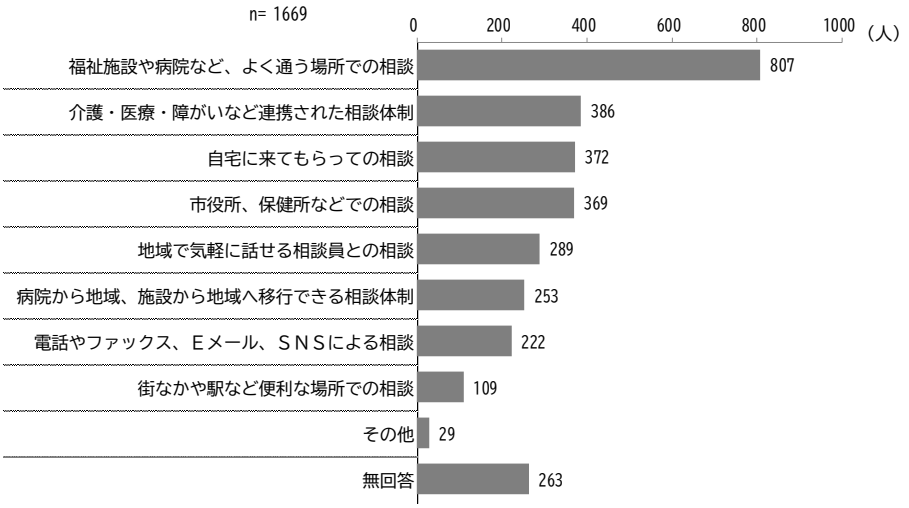
【障がい福祉の情報について必要とする内容（複数回答）】



【相談したい内容（複数回答）】



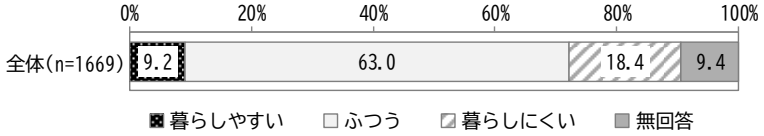
【望ましいと思う「相談場所・体制」（複数回答）】



⑤まちの暮らしやすさについて

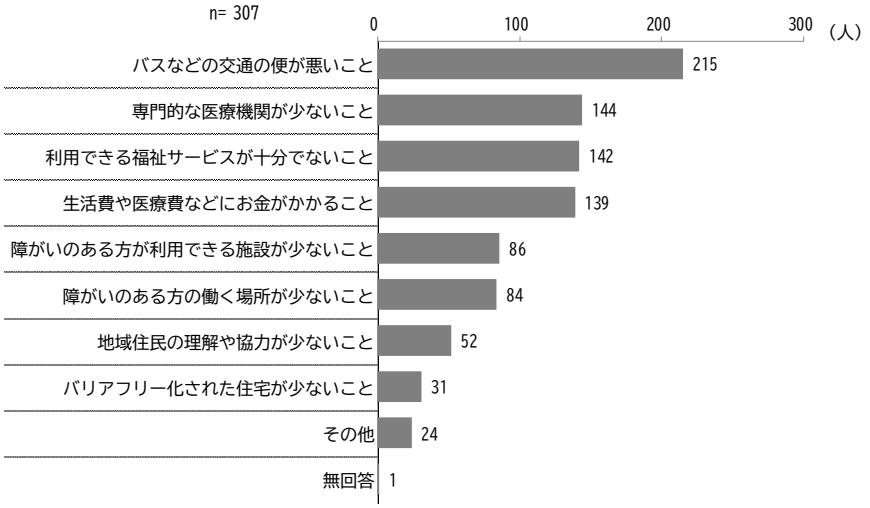
・江別のまちの暮らしやすさについては、「暮らしにくい」が 307 人（18.4%）となっています。
・江別のまちの暮らしやすさに対して「暮らしにくい」と回答した方の江別のまちが暮らしにくいと思う理由については、「バスなどの交通の便が悪いこと」が 215 人（70.0%）となっています。

【江別のまちの暮らしやすさ（単数回答）】



【江別のまちが暮らしにくいと思う理由（複数回答）】

「暮らしにくい」と回答した方のみの回答

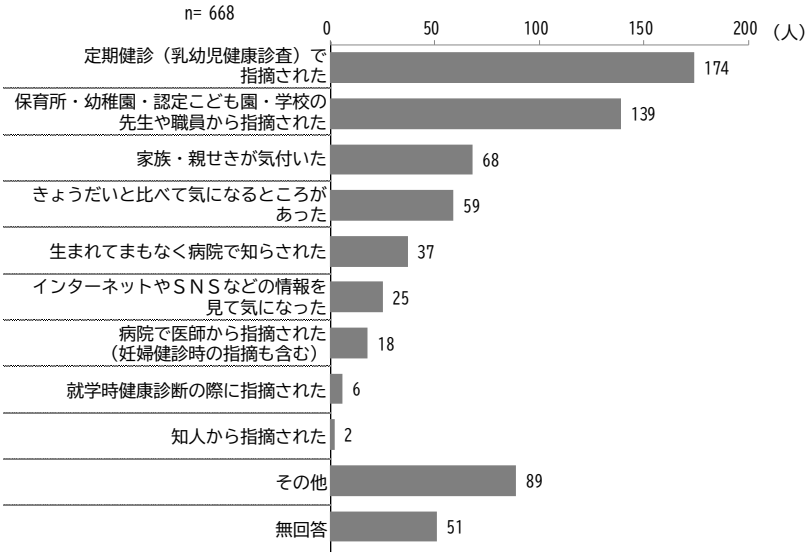


（２）障がい児

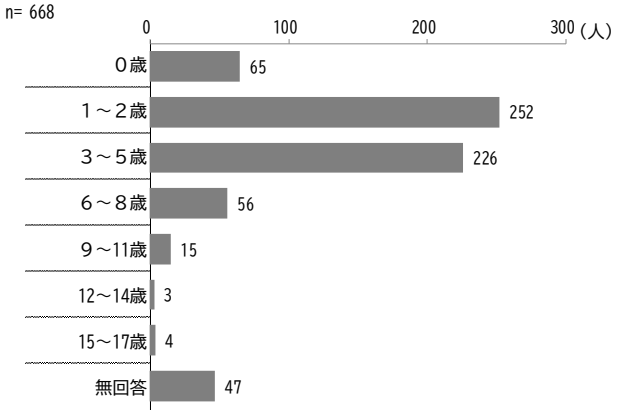
①早期発見・早期療育について

・発達の不安や障がいに気付いたきっかけについては、「定期健診（乳幼児健康診査）で指摘された」が 174 人（26.0%）となっています。
・発達の不安や障がいに気付いたときの子どもの年齢については、「１～２歳」が 252 人(37.7%)となっています。
・発達の不安や障がいに気付いたときの相談先については、「家族・親せき」が 305 人(45.7%)となっています。
・発達の不安や障がいに気付いたときに、説明してほしかったことについては、「発育・発達の課題や障がいに関する今後の見通し」が 519 人（77.7%）となっています。

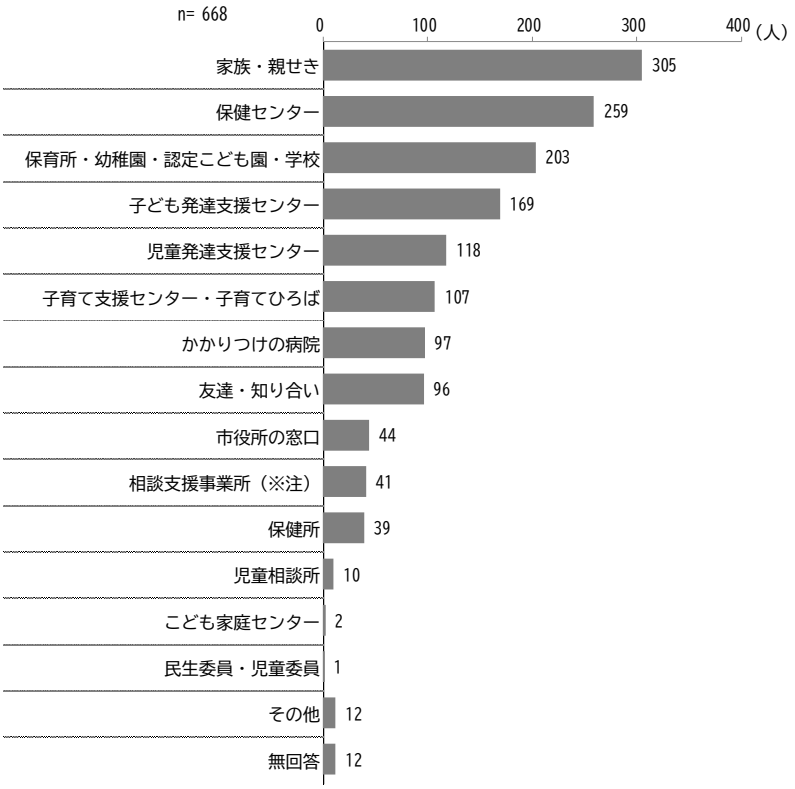
【発達の不安や障がいに気付いたきっかけ（単数回答）】



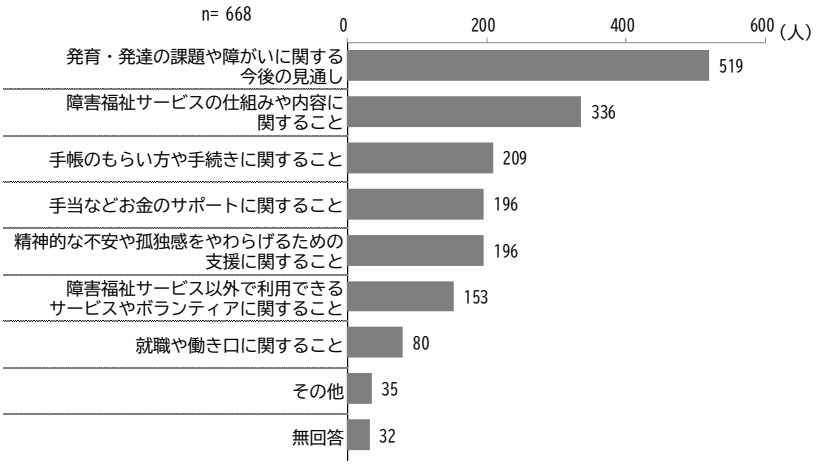
【発達の不安や障がいに気付いたときの子どもの年齢（単数回答）】



【発達の不安や障がいに気付いたときの相談先（複数回答）】



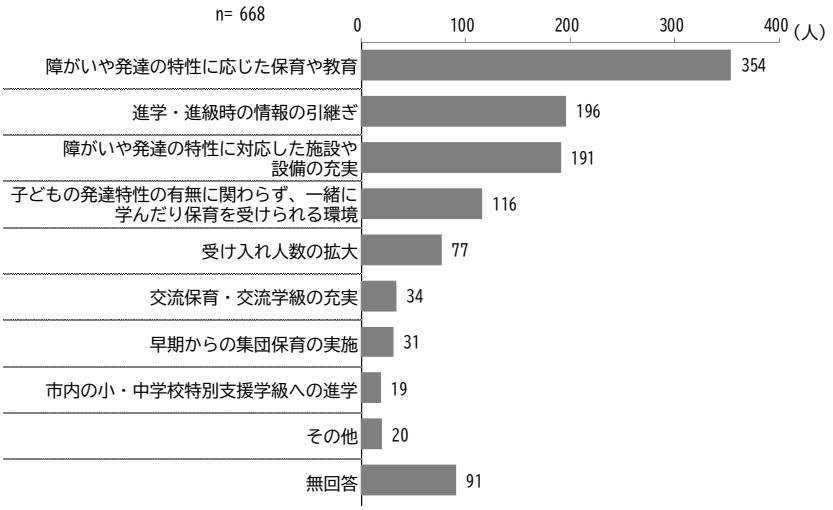
【発達の不安や障がいに気付いたときに、説明してほしかったこと（複数回答）】



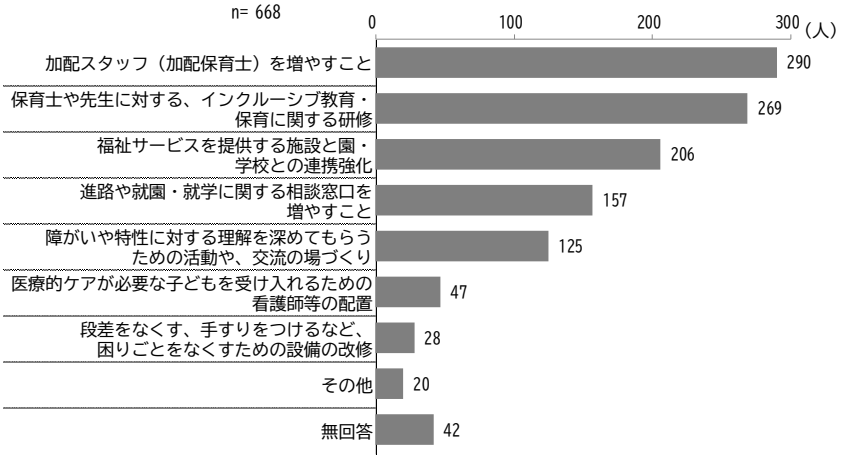
②保育・教育について

・保育や教育のことで希望することや充実させるべき点については、「障がいや発達の特性に応じた保育や教育」が 354 人（53.0%）となっています。
・子どもが共に育ち合える環境（インクルーシブ※教育・保育）をつくるために、江別市が力を入れるべきことについては、「加配スタッフ(加配保育士)を増やすこと」が 290 人(43.4%)となっています。
・子どもが受けている療育や支援で、さらに充実させるべき点については「友達など人とのかかわり方に対する支援」が 253 人（37.9%）となっています。

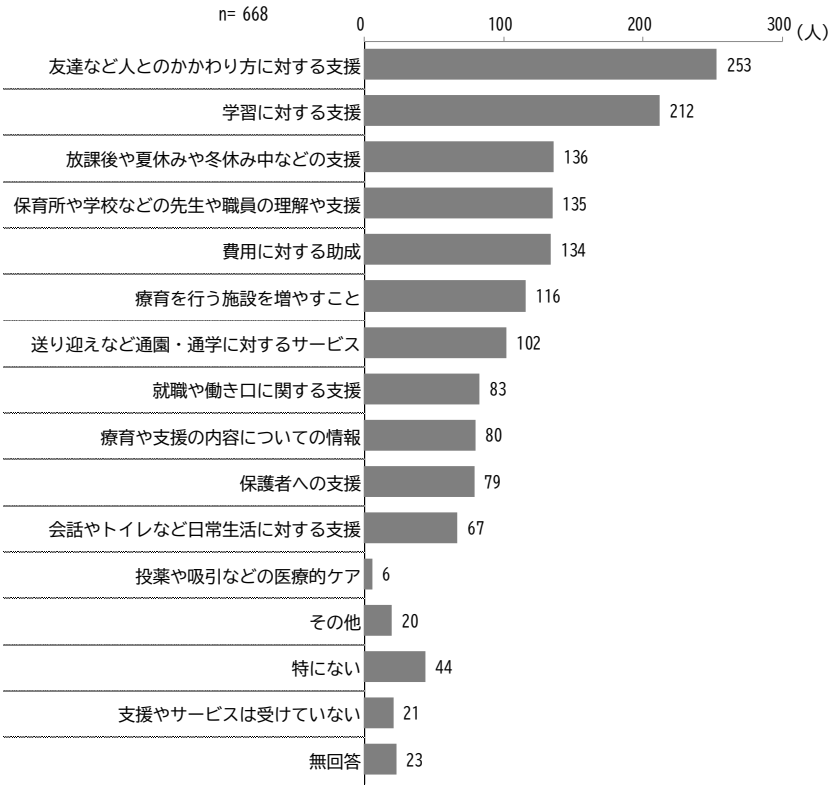
【保育や教育のことで希望することや充実させるべき点（複数回答）】



【子どもが共に育ち合える環境（インクルーシブ教育・保育）をつくるために、江別市が力を入れるべきことについて（複数回答）】



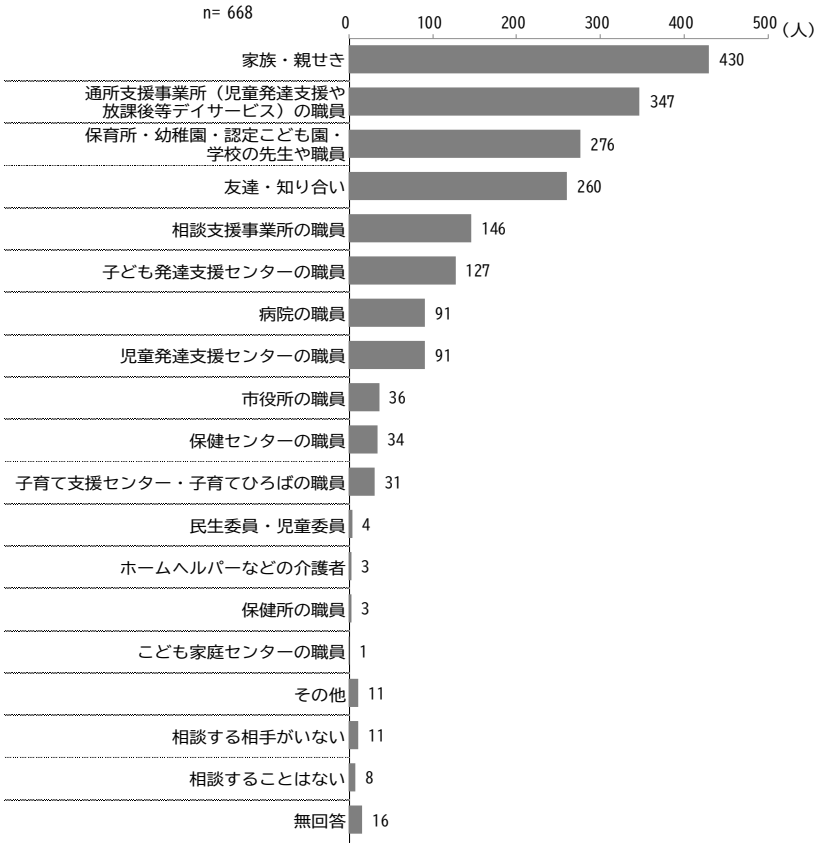
【子どもが受けている療育や支援で、さらに充実させるべき点（複数回答）】



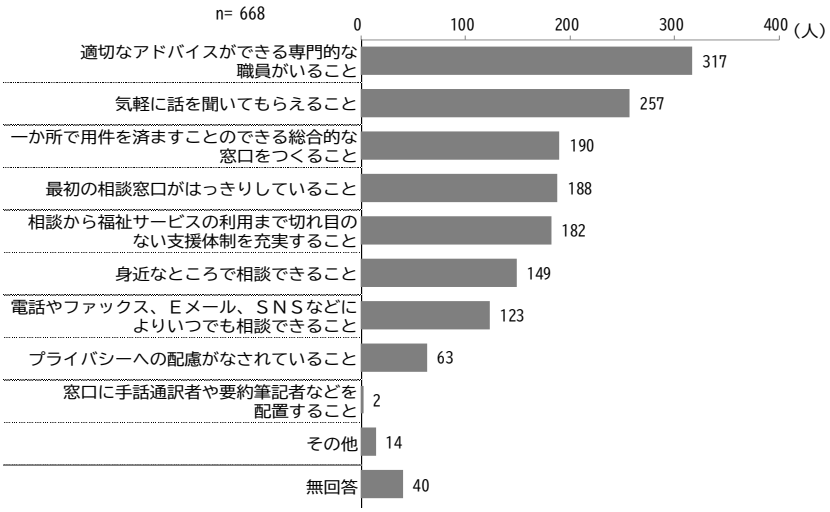
③相談支援と情報提供について

・困ったことや分からないことの相談先については、「家族・親せき」が 430 人（64.4%）となっています。
・相談機能を充実させるために必要なことについては、「適切なアドバイスができる専門的な職員がいること」が 317 人（47.5%）となっています。
・障がい福祉に関する情報の入手手段については、「インターネットやＳＮＳ」が 434 人(65.0%)となっています。
・障がい福祉の情報について必要とする内容については、「学校や教育に関すること」が 376 人（56.3%）となっています。

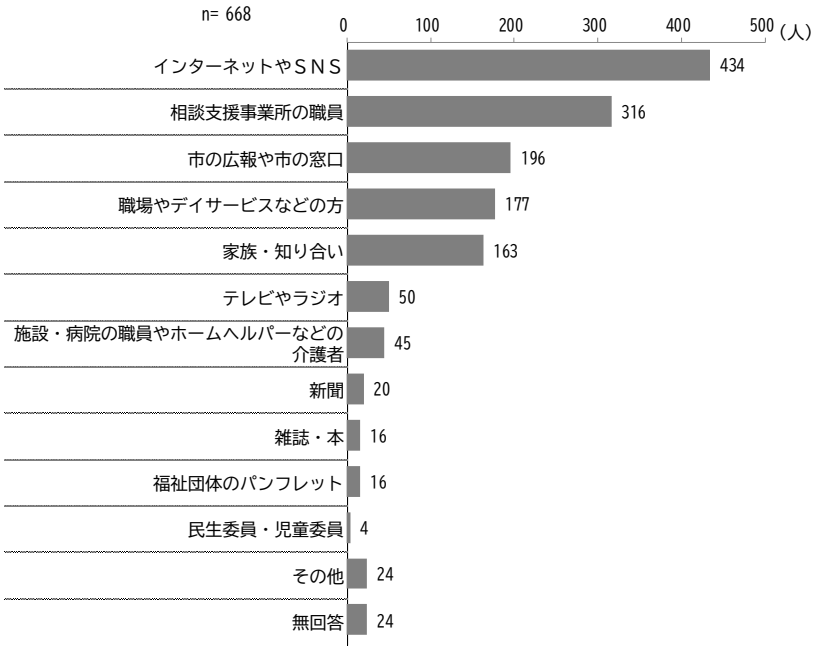
【困ったことや分からないことの相談先（複数回答）】



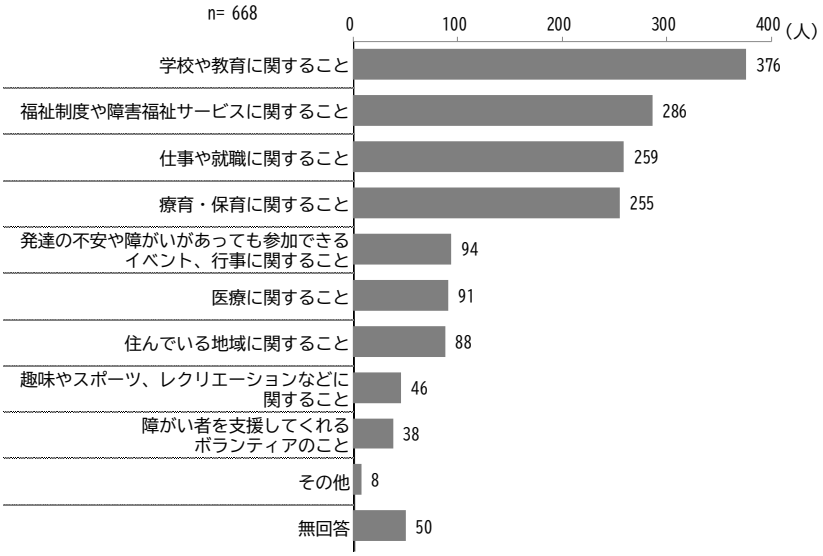
【相談機能を充実させるために必要なこと（複数回答）】



【障がい福祉に関する情報の入手手段（複数回答）】



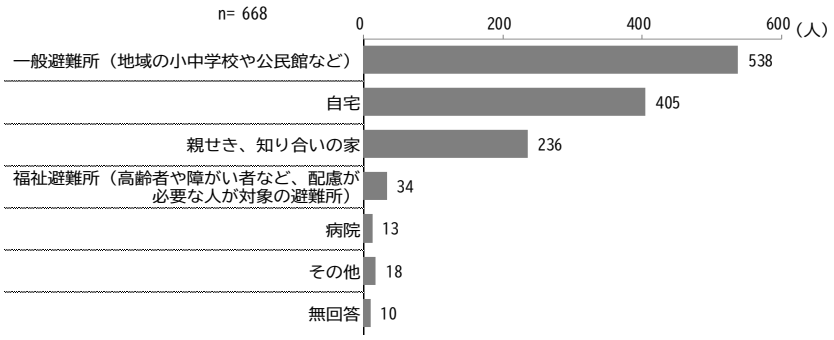
【障がい福祉の情報について必要とする内容（複数回答）】



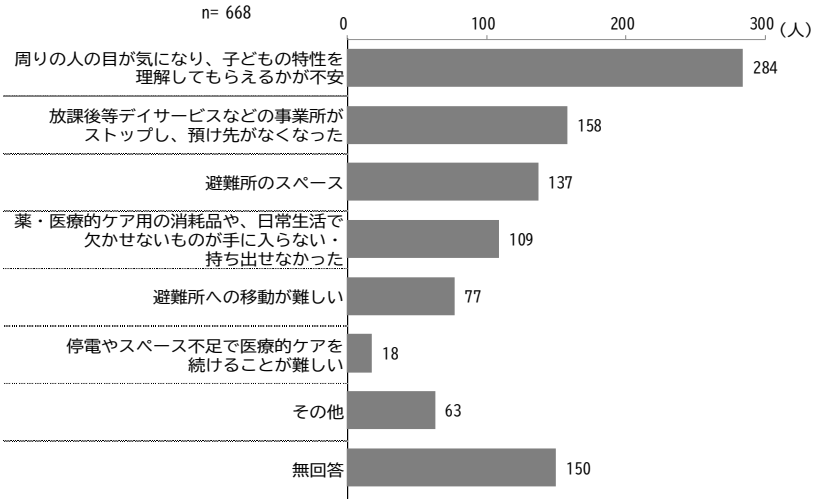
④災害時における安全対策について

・災害時の避難場所については、「一般避難所（地域の小中学校や公民館など）」が 538 人（80.5%）となっています。
・災害時に困ることについては、「周りの人の目が気になり、子どもの特性を理解してもらえるかが不安」が 284 人（42.5%）となっています。
・災害時の子どもの避難生活の相談先については、「家族・親せき（一緒にまたは近くに住んでいる家族など）」が 575 人（86.1%）となっています。

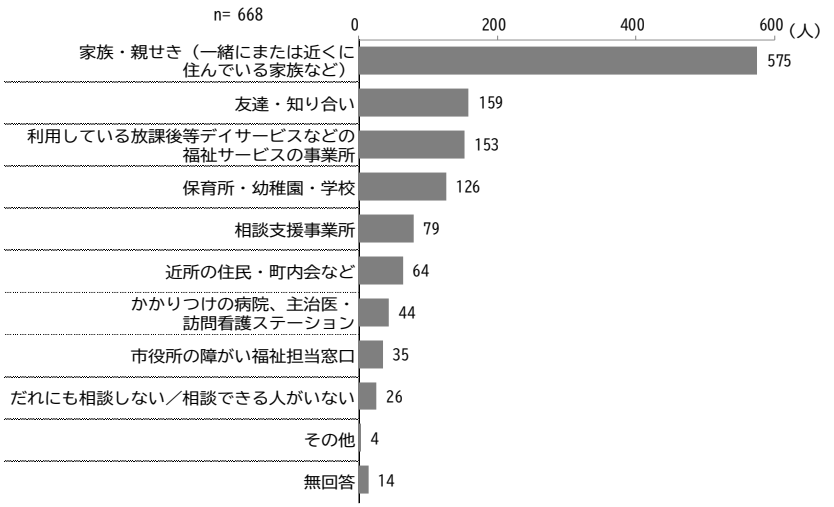
【災害時の避難場所（複数回答）】



【災害時に困ること（複数回答）】



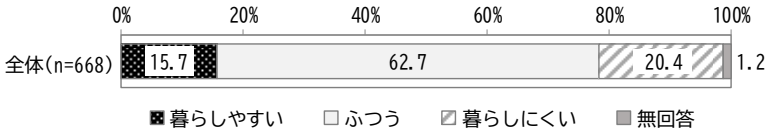
【災害時の子どもの避難生活の相談先（複数回答）】



⑤まちの暮らしやすさについて

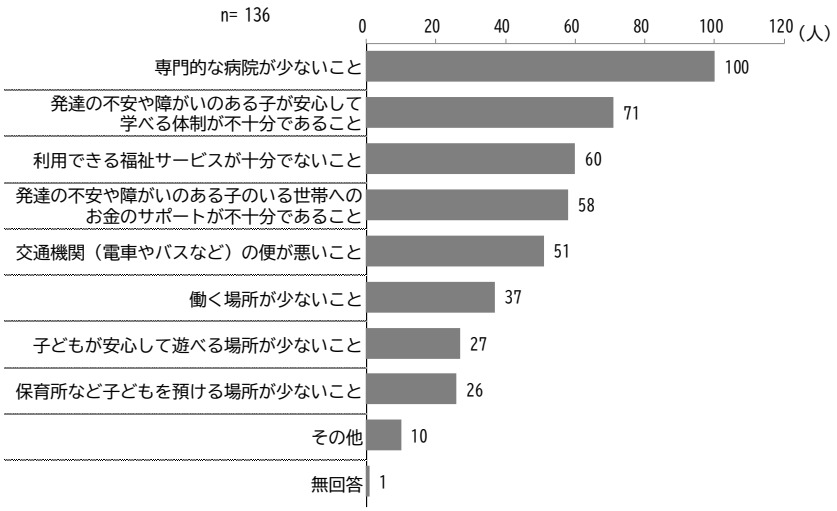
・江別のまちの暮らしやすさについては、「暮らしにくい」が 136 人（20.4%）となっています。
・江別のまちの暮らしやすさに対して「暮らしにくい」と回答した方の江別のまちが暮らしにくいと思う理由については、「専門的な病院が少ないこと」が 100 人（73.5%）となっています。

【江別のまちの暮らしやすさ（単数回答）】



【江別のまちが暮らしにくいと思う理由（複数回答）】

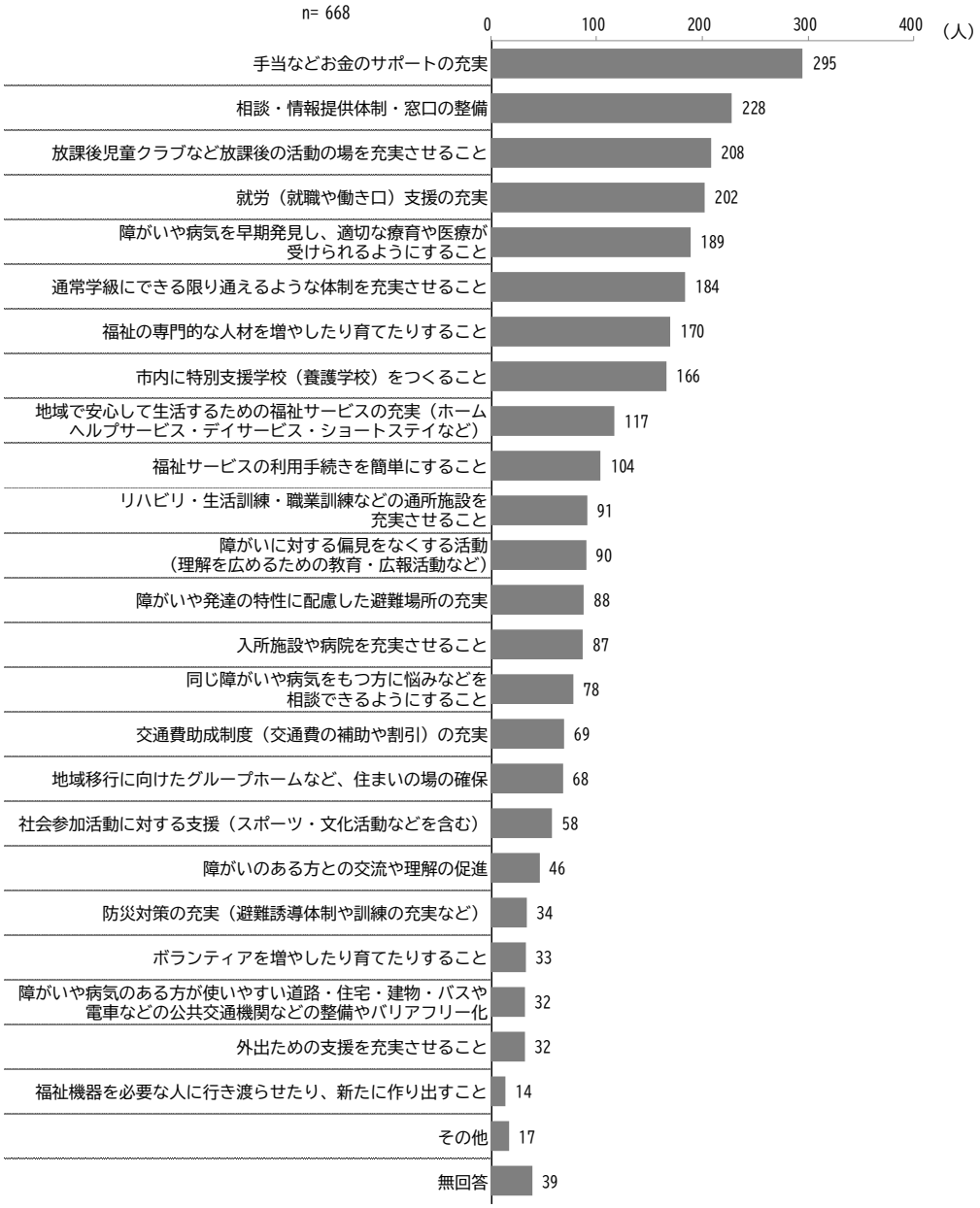
「暮らしにくい」と回答した方のみの回答



⑥障害福祉サービスについて

・江別市が今後、力を入れるべきことについては、「手当などお金のサポートの充実」が 295 人（44.2%）となっています。

【江別市が今後、力を入れるべきこと（複数回答）】

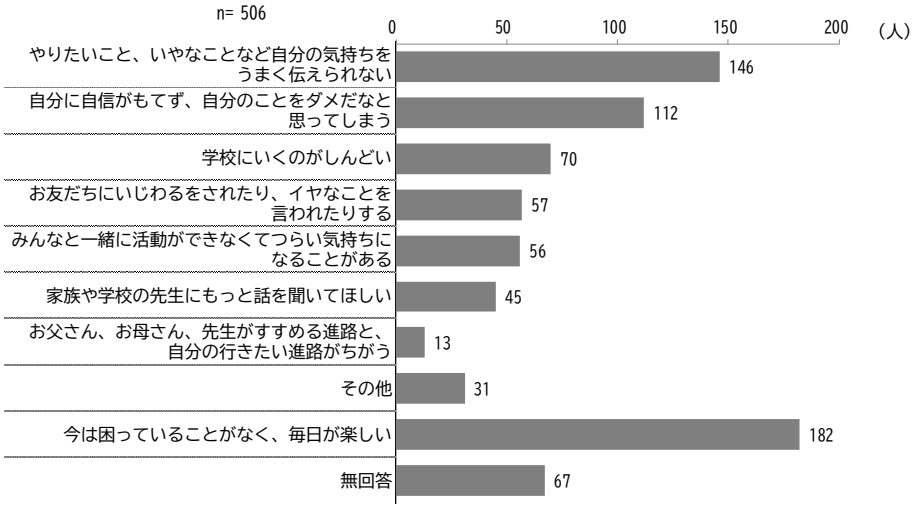


⑦子ども本人の意見について

・現在困っていることや悩んでいることについては、「やりたいこと、いやなことなど自分の気持ちをうまく伝えられない」が 146 人（28.9%）となっています。
・困りごとやわからないことの相談先については、「お父さん・お母さん」が 401 人（79.2%）となっています。

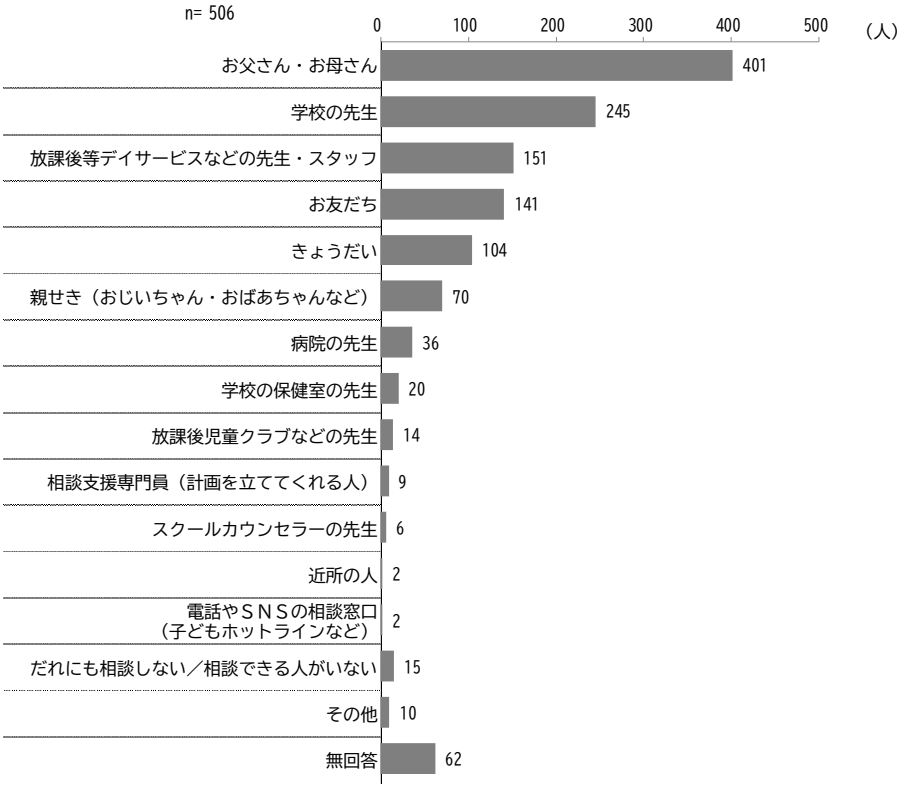
【現在困っていることや悩んでいること（複数回答）】

小学校・中学校・高校に通っている方、またはその年齢の方のみの回答



【困りごとやわからないことの相談先（複数回答）】

小学校・中学校・高校に通っている方、またはその年齢の方のみの回答



２．団体ヒアリングの結果

地域の実情や障がいのある方のニーズを踏まえた計画内容とするため、障がい福祉に係る関係団体の活動状況や課題等の聞き取りを目的に団体ヒアリングを実施しました。

【実施概要】

■実施年月　　：令和８（2026）年８月
■参加団体　　：①江別身体障害者福祉協会
②江別視覚障害者福祉協会
③江別聴力障害者協会
④精神障害者の会江別空色クラブ
⑤江別手をつなぐ育成会
⑥江別介護ママの会
⑦江別地区ことばを育てる親の会
⑧江別市自立支援協議会
⑨江別市ボランティア団体連絡会

■ヒアリング方法：事前にヒアリング項目について案内し、それに沿って各団体にヒアリングを実施しました。
■ヒアリング項目：

〇各団体の活動状況と課題について
〇保健・医療について
〇教育や保育について
〇雇用や就労について
〇生活環境の整備について
〇生活支援について
〇障がいへの理解や交流について
〇計画への要望について

【主な意見・要望】

○ 保健・医療について

・　医療的ケアを必要とする方の受け入れ先、携わる事業所や人材の確保
・　子どもの発達に関する専門医の確保・充実
・　医療的ケア児等コーディネーターの研修や勉強会の開催
・　公共関係施設における手話通訳環境の整備

○ 教育や保育について

・　障がいのある子どもに対する障がい福祉施策と一般施策が連携した支援の充実
・　インクルーシブを進めていくための学校等と連携した後方支援の充実
・　教育や保育における支援者の専門性向上及び人材の確保
・　個別支援保育※の要件緩和

○ 雇用や就労について

- 増加傾向にある就労継続支援Ｂ型事業所のサービスの質の担保
- 就職後の定着支援や生活面を含めた継続的な支援の充実
- 新たに開始された就労選択支援の理解促進と活用
- 就労支援事業所における作業工賃の改善
- 介護と仕事を両立できる柔軟な働き方への理解と環境の整備

○ 緊急時や災害時の対応について

- 個別支援計画の作成状況の共有
- 平時からの情報共有や対応体制の整備
- 緊急時の対応ができるショートステイやグループホームの確保
- 障がい特性に応じた避難支援や福祉避難所との連携、地域生活支援拠点を中心とした受入態勢の整備
- 災害時、一般避難所・福祉避難所等の新しい環境で生活することができない発達障がい児への対応

○ 生活環境の整備と生活支援について

- バリアフリーに対応した住まいや事業所の整備
- 交通アクセスの改善を図るため、バスの運行本数の拡充や福祉バスの整備
- 地域活動支援センターの利用ニーズの把握及び活性化
- 短期入所、移動支援、相談支援等の事業所の確保・拡充
- 困ったときに相談から手続きまで繋がるようなワンストップ窓口の整備
- 親亡き後や家族の高齢化で介護が続けられない時に対応できるサービスの整備
- 医療的ケア児や重症心身障がい児者に対応できる事業所の整備
- 障がい児から障がい者に変わるタイミングで支援が途切れないサービス体制の整備

○ 障がいへの理解や交流

- 障がいに対する理解の促進
- 障がいの有無に関わらない活動機会の拡充
- 障がいのある方や家族が気軽に相談・意見交換できる場の充実
- 教育・保育機関等との意見交換や勉強会の場の確保
- 障がいのある方や家族が伴走的に相談できる窓口の設置

３．課題の整理

障がい福祉施策の進捗状況やアンケート調査及び団体ヒアリングの結果等から、本計画の策定における障がい福祉の課題を以下のとおり整理しました。

（１）総合的な相談支援体制の充実

障がいのある方が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービス利用者の多様なニーズに対応できるよう相談支援体制を充実させていく必要があります。相談支援においては、障がいのある方やその家族等が抱える課題を的確に把握し、専門的な助言を行いながら、適切な保健、医療、福祉サービスへとつなぐ役割が求められており、そのためには行政機関やその他関係機関との緊密な連携が不可欠です。

アンケート調査等においては、医療や障害福祉サービス等に関する制度案内の充実、及び 18 歳未満の障がい児から 18 歳以上の障がい者へ移行する際における支援体制の強化を求める意見が提起されています。また、同調査等からは、望ましい相談体制として福祉施設や病院など日常的に通う身近な場所での相談機会の確保が挙げられているほか、相談機能の充実に向けて、適切なアドバイスが可能な専門職員の配置や、個々の状況に寄り添う伴走的な相談窓口の設置を求める声が挙がっています。

これらの状況を分析した結果から、課題は日常生活圏で自然に情報を得られる情報取得ルートや身近でアクセスが容易な相談環境の不足、及び福祉制度の切り替えに伴う移行期の支援の途切れに対応する専門的な相談支援体制や個々の状況に即した継続的な伴走型支援の未確立が挙げられます。

（２）ニーズに合った障がい福祉サービス等の提供

地域において、障がいのある方やその家族等が、個々のニーズや障がいの特性に応じた障害福祉サービス等を利用しながら充実した日常生活を営むためには、必要なサービス量を的確に把握し、その情報を関係事業者等と共有したうえで、十分な供給体制を確保していく必要があります。

市内における現状をみると、障がい福祉関係団体によるサービスの提供やボランティア活動など多角的な取組が展開されているものの、活動主体の担い手不足が深刻な問題となっています。また、アンケート調査等においては、「利用できる福祉サービスが十分でないこと」が暮らしにくい理由として指摘されており、各種障害福祉サービスを提供する事業所の拡充を求める意見が提起されています。

これらの状況を分析した結果から、課題は市民が求める各種サービスの供給量不足と質の不安、将来的な福祉活動の持続可能性に対する不安が挙げられます。

（３）障がいのある方が安心して住み続けられる環境づくり

障がいのある方が地域で安全・安心かつ住みやすい生活を送るためには、その個性と人格が尊重され､市民の理解促進のもとで差別や偏見のない環境が醸成されるとともに、生活の利便性が確保されることが重要です。

アンケート調査等においては、日常生活における移動や施設利用の不便さに加え、緊急時の対応や災害時における情報伝達、避難環境への不安が示されています。

特に災害時に困る点として「避難場所の整備や生活環境が不安」、「周りの目が気になり、子どもの特性を理解してもらえるかが不安」という具体的な懸念が挙げられており、障がいのある方が孤立することのないよう平時からの情報共有や対応体制の整備、各障がいの特性に応じた確実な情報伝達手段の強化、及び安心して住み続けるためのバリアフリーに対応した環境の整備が求められています。その一方で、個人間のつながりの希薄化による障がいのある方とその家族の孤立化も懸念されています。

これらの状況を分析した結果から、課題は障がいのある方や家族が災害時において周囲の目を気にせずに避難・生活できる受入体制や避難所の環境整備の不十分さ、その前提となる地域住民における障がい特性への理解や寛容な受入意識の不足、緊急時に備えた平時からの地域内における情報共有・見守り体制の未構築、個人間の繋がり希薄化に伴う当事者や家族等の孤立化リスクや、日々の暮らしやすさを支えるバリアフリー化の遅れが挙げられます。

（４）社会参加の機会づくり

障がいのある方が、自分らしく生き生きとした社会生活を営むためには、福祉施設での就労等を含む日中活動の場や、地域における交流活動への参加機会を確実に確保する必要があります。また、障がいのある方が社会的障壁を感じることなく社会活動や余暇活動を展開するためには、障がいに対する地域住民の理解促進が不可欠となります。

アンケート調査等においては、就労の促進に向けて障がいの程度や個々の特性に応じた就業環境の整備を求める意見のほか、障がいのある方が働くために必要なこととして「障がいへの理解」や「障がいの程度にあった仕事」が挙げられています。

これらの状況を分析した結果から、課題は就労先等における障がいの特性に応じた就業環境や職域の確保の遅れ、働くうえでの不安や悩みを解消するための相談・交流機会の不足や当事者の社会参加や活躍を阻む要因となる市民・事業者における障がいへの理解不足が挙げられます。

（５）障がいのある子どもたちの健やかな成長と切れ目のない支援の充実

障がいのある子どもが、自分らしく住み慣れた地域で育つためには、子どもの最善の利益を考慮しながら、その健やかな育成を支援することが必要です。そのため、発達に不安がある初期の段階から、子どもやその家族に対して身近な地域で必要な支援を提供できる体制の確保が重要です。

アンケート調査等においては、放課後等デイサービスの利用対象外となる高校卒業後のケア体制の構築や、緊急時における短期入所の強化・拡充を求める意見のほか、保育や教育の現場における障がいや発達の特性に応じた支援の充実を望む声が提起されています。また、同調査等からは、今後より必要となる支援として、障がい児から障がい者へと移行するタイミングで支援が途切れないためのサービス拡充や、インクルーシブ教育・保育を推進するための学校等と連携した後方支援の充実が求められています。

一方で、子ども本人が回答する調査からは、学校生活や日々の過ごし方に関して、「自分の気持ちをうまく伝えられない」や「自分に自信がもてない」といったコミュニケーション面や自己肯定感に関する悩みに加え、「障がいに対する周囲の理解や配慮を深めてほしい」といった意見や要望も挙げられています。

これらの状況を分析した結果から、課題は子どものライフステージの変化に応じた一貫した支援体制の不足、放課後等デイサービス終了後となる高校卒業以降のケア体制の不足、個々の特性に応じた適切な障害福祉サービスを提供することや、教育・保育等と連携したインクルーシブ環境の整備が挙げられます。

第５章 計画の基本的な考え方

１．基本理念と基本目標

前計画では、「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」を目指し、計画を推進してきました。

基本理念は、計画の根本をなすものです。そのため、本計画においても前計画の基本理念を承継していくものとします。

＜基本理念＞

障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成

① 障がいのある方の自立を地域で支えることのできるサービス提供体制づくり
② 施設重視の福祉から地域福祉、在宅福祉への着実な転換
③ 障がいのある方の自立と社会参加、就労の促進

障がいのある方などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、その方が必要とする支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として､障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備が求められています。

このような状況を踏まえ、全ての市民が障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で共生できるまちづくりを目指します。

＜基本目標＞

基本目標１ 総合的相談支援体制の確立
基本目標２ ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大
基本目標３ 障害福祉サービスの充実
基本目標４ 保健・医療サービスの充実
基本目標５ 保育・教育施策の充実
基本目標６ 雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援
基本目標７ 障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進
基本目標８ スポーツ・レクリエーション・文化活動等・障がいのある方の社会参加の推進

２．計画の施策体系

≪基本理念≫　【障がい者支援・えべつ２１プラン基本理念】
「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」
①障がいのある方を地域で支えることのできるサービス提供体制づくり
②施設重視の福祉から地域福祉、在宅福祉への着実な転換
③障がいのある方の自立と社会参加、就労の促進

基本目標１：総合的相談支援体制の確立
【基本施策】　１－１　障がいや日常生活における相談の場と適切な情報の提供
１－２　各種制度や障害福祉サービスに関する総合相談窓口の充実
１－３　障がいのある方の自立を支える社会環境の充実

基本目標２：ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大
【基本施策】　２－１　情報提供の充実
２－２　市民への障がいの正しい理解の啓発
２－３　地域福祉・ボランティア活動の支援
２－４　社会参加の推進

基本目標３：障害福祉サービスの充実
【基本施策】　３－１　訪問系サービスの提供と充実
３－２　日中活動系サービスの提供と充実
３－３　居住系サービスの提供と充実
３－４　コミュニケーション手段の確保
３－５　日常生活用具等の提供と充実
３－６　日常生活を安全で安心なものとする福祉サービスの提供と充実

基本目標４：保健・医療サービスの充実
【基本施策】　４－１　障がいの発生予防、早期発見
４－２　医療・保健サービスとの連携
４－３　早期療育体制の充実

基本目標５：保育・教育施策の充実
【基本施策】　５－１　一人ひとりの子どものニーズに合わせた保育や教育の提供

基本目標６：雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援
【基本施策】　６－１　就労能力の向上の支援
６－２　就労の確保、待遇の向上促進

基本目標７：障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進
【基本施策】　７－１　障がい福祉事業者、ボランティア団体等との連携
７－２　防災・安全対策の充実
７－３　移動・交通対策の推進
７－４　バリアフリーのまちづくり

基本目標８：スポーツ・レクリエーション・文化活動等・障がいのある方の社会参加の推進
【基本施策】　８－１　障がいのある方の社会参加活動の支援

第６章 第６期障がい者福祉計画

１．目標の設定

本計画においては、障がい福祉施策を確実かつ効果的に展開するため、施策の柱となる８つの基本目標を設定しています。この基本目標を達成するために、成果指標を定め実施していきます。

基本目標	成果指標	初期値 令和７年 （2025）	目標
１.総合的相談支援体制の確立	１ 障害者相談支援事業において専任相談員が受けた年間延べ相談件数（件）	1,197	↗
	２ 精神障害者相談員設置事業において専任相談員が受けた年間延べ相談件数（件）	361	↗
２.ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大	３ ボランティア活動の延べ実施人数（人）	4,137	↗
	４ 手話通訳派遣等社会参加を支援する事業の利用人数（人）	2,600	↗
３.障害福祉サービスの充実	５ 自宅で生活している障がいのある方の人数（身体・知的・精神）（人）	9,648	↗
	６ 障がいのある方の福祉サービス利用率(％)	29.4	↗
４.保健・医療サービスの充実	７ 障害児通所支援事業の利用により、児童の発達が促されたと感じる保護者の割合(％)	88.0	→
５.保育・教育施策の充実	８ 子育て環境が充実していると思う市民の割合（％）	58.9	↗
	９ 教育施策に力を入れているまちだと思う市民の割合（％）	44.0	↗
６.雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援	10 障がい者雇用率（法定雇用率達成事業所の割合）（％）	66.7	↗
７.障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進	11 市街地整備に満足している市民割合(顔づくり、公園、上下水道等）（％）	81.1	↗
	12 災害対策が充実し安心と思う市民割合（％）	60.9	↗
８.スポーツ・レクリエーション・文化活動等・障がいのある方の社会参加の推進	13 障がい者スポーツ大会･教室参加者数(人)	192	↗

※目標は、上昇・維持等障がい者施策の基本的方向を定めたものです。
※成果指標は、本市の行政評価システムにおける施策評価または事務事業評価の指標を用いています。
ただし、「障がい者雇用率（法定雇用率達成事業所の割合（％））」については、北海道労働局に照会した数値です。

２．計画の内容

本計画においては、障がい福祉施策を確実かつ効果的に展開するため、施策の柱となる８つの基本目標を設定しています。この基本目標を達成するために、江別市における課題を整理し、個別事業を実施していきます。

基本目標１　総合的相談支援体制の確立

障がいのある方が地域において自立した日常生活・社会生活を送るためには、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービス利用者の各種ニーズに対応できるように相談支援体制を充実させていく必要があります。

障がいのある方の障がいの程度､生活スタイル等に合わせた情報提供やアドバイス等、総合的な相談支援体制の確立により、障がいのある方が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし、地域住民とともに生活できる社会環境の実現を目指します。

基本施策１-１　障がいや日常生活における相談の場と適切な情報の提供

主な事業名	内容
障害者相談支援事業	障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、専任相談員が障がいのある方やその家族等から、日常生活における困り事等の相談を受け、社会的自立に向けた必要な支援を行います。
障害者就労相談支援事業	専任相談員が、障がいのある方や家族等から相談を受け、就労や社会的自立に向けた支援を行い、就労後には、職場訪問、企業へのアドバイス等､就労を継続できるように支援を行います。
福祉専門職の配置	市に福祉専門職を配置し、障がいのある方が地域で生活する上での様々な相談を受けるとともに、総合的かつ継続的にサービス等に関する情報提供を行います。
身体障害者相談員・知的障害者相談員の設置	市が委嘱した相談員が、身体障がい及び知的障がいのある方の日常生活の様々な相談に対して助言を行います。
各種相談機関との連携	障がいのある方や家族等の多様なニーズに対応するため、介護、生活困窮等、各種相談機関と連携しながら相談支援に取り組みます。
子育て支援事業	子育て支援センターと連携し、育児の不安等についての相談に対応するほか、子育てについての各種情報の提供を行います。
	家庭児童相談員と連携し､家族等の介護者が抱える発達の不安、子どもの障がい､介助の負担軽減に関する相談に対応するほか、適切な情報の提供を行います。
	学校外の生活の充実を図るため､関係機関との情報共有を行い、連携の強化に努めます。

主な事業名	内容
子どもの発達相談事業及び情報提供	子ども発達支援センターにおいて、発達に心配のある児童やその保護者に対して、心理、運動、言語等の発達相談を行います。保護者が発達に心配のある児童の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるように、ペアレントトレーニング等の保護者支援を行います。 「出前講座」や子育て支援センターでの相談を実施することにより、発達障がい児の特性や配慮について普及啓発と情報提供を行います。
健康づくり事業	心身の健康相談をしたい方を対象に、保健師が健康相談や訪問指導を行い、心と健康に関する不安を解消します。

基本施策１-２　各種制度や障害福祉サービスに関する総合相談窓口の充実

主な事業名	内容
身体障害者手帳等の交付、相談	身体障害者手帳等の交付時には、障がいの特性に配慮した対応を行い、利用できる各種制度、サービス内容について説明を行います。また、各種制度、サービスの利用方法に関する相談に対応します。
障害福祉サービス利用相談、決定	障がいの特性に配慮した対応を行い、障害福祉サービスの利用、申請に関する相談に対応し、障害福祉サービス利用申請に対して決定を行います。
介護者・支援者からの相談	家族等介護者の精神的な負担軽減や不安解消に向け、各種制度や障害福祉サービスの利用等に関する相談を行います。
自立した生活実現に向けた相談	障がいのある方の就労・教育等に関する意向を聞き取り、各種制度や障害福祉サービスの利用等に向けて相談を行います。

基本施策１-３　障がいのある方の自立を支える社会環境の充実

主な事業名	内容
自立支援協議会の設置	地域における障がい福祉の関係機関が連携して、支援体制に関する協議を行い、地域課題の解決に努めます。
障がいに対する理解促進	市民全体の障がいに対する関心と理解を深めるため、周知啓発に努めます。
自立した生活実現に向けた体制整備	障がいのある方の自立した生活実現に必要な就労や教育等の支援体制の整備に努めます。
成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進	障がいのある方の生活と権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進に努めます。
障がい者の虐待防止	障がいのある方の虐待を未然に防止するため、関係機関との連携協力や意識の啓発を行います。
ごみサポート収集	障がいのある方の在宅生活を支えるために、ごみをごみステーションまで運ぶことが困難な世帯を対象として、住宅の敷地内から戸別に回収します。

基本目標２　ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大

障がいのある方が気軽に外出し、社会活動や余暇活動等に参加できるように、引き続き適切な情報提供を行い、必要な障害福祉サービスを提供することにより、障がいのある方の自立と一層の社会参加や孤立化防止に向けた地域全体での支え合いを目指します。

また、ノーマライゼーションの考えのもと、障がいのある方が社会的な障壁（バリア）を感じることなく安全・安心な生活を送れるよう、市民一人ひとりの障がいに対する関心と理解を深めるための周知啓発に係る事業展開を目指します。

基本施策２-１　情報提供の充実

主な事業名	内容
広報やホームページによる情報提供の充実	障がいのある方や家族の日常的な困り事等、様々な相談につながるよう、広報やホームページを通じて福祉サービスの利用や各種制度について適切な情報提供を行います。 市民や企業等における障がいに対する関心、理解を深めるため情報提供を行います。
声の広報、点字広報等の発行	「広報えべつ」等をＣＤに収録、点訳して、視覚障がいのある方により早く行政やその他の情報を届けます。
防災に関する情報提供の充実	避難所や避難行動要支援者避難支援制度等の防災に関する情報を防災あんしんマップ、広報、ホームページ等の様々な媒体を効果的に活用して提供します。
情報提供ツールの充実	全ての障がいのある方に効果的に情報が行き渡るよう、障がいの種類、年齢等を考慮し、情報提供ツールの充実に努めます。

基本施策２-２　市民への障がいの正しい理解の啓発

主な事業名	内容
ノーマライゼーション理念の普及啓発	市民に対して、障がいや疾病等に対する理解とともに、ノーマライゼーションの普及や障がいを理由とする差別解消を図るため、市や社会福祉協議会の広報誌や、ホームページ等を活用した情報提供に努めます。 出前講座で小中学生を対象に、車いすや白杖を使った障がいの疑似体験や介助体験を行い、障がいへの理解を深めます。
地域における交流事業の推進	小中学校の総合学習の時間や、江別ふれあい福祉の広場を通して、子どもの頃から、市民の相互理解や意識の啓発を図ります。
手話に関する理解と啓発	手話が言語であるとの認識を広く市民に理解してもらうため、広報へ手話の掲載や手話研修会の実施等、手話の啓発に努めます。

基本施策２-３　地域福祉・ボランティア活動の支援

主な事業名	内容
障がい関係ボランティアの養成	ボランティア活動に熱意のある市民を対象に、手話、点字、要約筆記、朗読のボランティアを養成する講習会を実施します。
精神障がい者ボランティア団体活動支援事業	精神障がいのある方の社会参加の推進のため、地域における社会活動、ボランティア活動や研修会等を開催します。
社会福祉協議会との連携	江別市社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体の育成や活動の場の提供に努めます。

基本施策２-４　社会参加の推進

主な事業名	内容
移動支援事業	障がいのある方の外出や余暇活動等、社会参加のための外出が円滑にできるよう、移動の支援を行います。
福祉タクシー利用料金の助成	障がいのある方の社会参加の促進等を目的として、福祉タクシー利用券またはガソリン助成を交付します。
医療的ケア支援事業	日常的に医療的ケアを必要とする重度の障がいのある方の社会への参加を促進するため、医療機関等と連携して支援を行います。
手話通訳・要約筆記者の派遣	聴力に障がいのある方のコミュニケーションを支援するため、通訳者を派遣します。
地域における交流促進	地域における障がいのある方の孤立化防止や、障がい等で避難行動に支障のある方への災害時支援の必要性等を認識し、地域全体で支え合う環境をつくるため、地域における交流促進を図ります。

基本目標３　障害福祉サービスの充実

生活様式等の変化に伴い、障がいのある方のニーズは常に変化していくことから、一人ひとりの障がい特性、能力やニーズ、介護者や地域など周囲の状況等に応じて、適切なサービスを提供していけるよう体制の整備を進めます。

また、日常生活用具の給付、手話通訳・要約筆記者の派遣による意思疎通支援等、障がいのある方の地域生活を様々な角度から支援することにより、生活基盤の充実を目指します。

基本施策３-１　訪問系サービスの提供と充実

主な事業名	内容
居宅介護 （ホームヘルプ）	入浴、排せつ、食事に関する介護等、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事に関する介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
行動援護	知的または精神障がいにより、行動が著しく困難で常時介護が必要な方に、行動の際に必要な援護や移動支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な方に、移動に必要な情報の提供や、移動支援を行います。
訪問入浴サービス事業	自宅等で入浴が困難な在宅の重度身体障がいのある方を対象に、移動入浴車が訪問して、入浴サービスを行います。
施設入浴事業	自宅等で入浴が困難な重度身体障がいのある方を対象に、施設での入浴サービスを行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。
介護者・支援者の 負担軽減	訪問系サービスを充実させることにより、介護者等の精神的・身体的な負担軽減を図ります。

基本施策３-２　日中活動系サービスの提供と充実

主な事業名	内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中、施設等で入浴、排せつ、食事に関する介護や創作活動、生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練 （機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能のリハビリや歩行等の訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。
宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）対象者の地域移行に向けて、生活能力等を維持、向上するための訓練を行います。

主な事業名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等を行います。
短期入所（ショートステイ）	介護者が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事に関する介護等を行います。
介護者・支援者の負担軽減	日中活動系サービスを充実させることにより、介護者等の精神的・身体的な負担軽減を図ります。
地域活動支援センター事業	障がいのある方等の創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流活動等を行います。

基本施策３-３　居住系サービスの提供と充実

主な事業名	内容
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事に関する介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に対し、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事に関する介護等を行います。

基本施策３-４　コミュニケーション手段の確保

主な事業名	内容
専任手話通訳者の配置	市に専任手話通訳者を配置し、窓口対応等の支援を行います。
手話通訳・要約筆記者の派遣	聴力に障がいのある方のコミュニケーションを支援するため、通訳者を派遣します。
手話でのコミュニケーション支援	広報等を活用して手話が言語であるとの認識を市民に広めるとともに、手話講習会を開催する等、手話でのコミュニケーションを推進します。

基本施策３-５　日常生活用具等の提供と充実

主な事業名	内容
重度心身障がい者(児)日常生活用具の給付	重度の障がいのある方等が、在宅での不便を解消し、日常生活を行うために必要な日常生活用具を給付します。
補装具の交付、修理	障がいによって損なわれたり、低下した身体の機能を補うために必要な補装具の交付や修理を行います。
介護ベッド・車いす・歩行器の貸出し	障がいのある方に、介護用ベッド、車いす、歩行器の貸出しを行います。

基本施策３-６　日常生活を安全で安心なものとする福祉サービスの提供と充実

主な事業名	内容
日中一時支援事業	家族等の介護者の一時的な休息を目的に、障がいのある方の日中における活動の場を確保し、見守りや日常的な訓練等を行います。
移動支援事業	障がいのある方の外出や余暇活動等、社会参加のための外出が円滑にできるよう、移動の支援を行います。
住まいの場の確保	障がいのある方の地域での暮らしを支援するため、グループホーム等の住まいの場の確保に努めます。
地域生活支援拠点の整備	地域における障がいのある方の生活支援のため、北海道等と連携して、地域生活支援拠点の整備を推進します。

基本目標４　保健・医療サービスの充実

障がいへの早期対応は、障がい程度の軽減や障がいのある方の自立促進につながることから、障がいのある方やその家族が地域で安心して暮らしていけるように、障がいをできるだけ早い段階で発見することが重要です。

また、病院や施設から地域生活への移行を引き続き進めていくためには、医療的ケアを必要とする障がいのある方が、安心してサービスを利用できるような体制整備が必要であり、医療・保健の連携を図りながら、生涯を通じて安心して利用できるサービス提供体制の充実を目指します。

基本施策４-１　障がいの発生予防、早期発見

主な事業名	内容
子どもの発達相談事業	子ども発達支援センターにおいて、発達に心配のある児童やその保護者に対して、心理、運動、言語等の発達相談を行います。また、子ども発達支援センター等の職員が市内の子育て支援センターに出向き、発達に関する相談を実施します。
乳幼児健康診査等における早期発見と早期相談の実施	乳幼児健康診査（１か月児、４か月児、10 か月児、１歳６か月児、３歳児、発達健診）において、発達状況や障がいの早期発見と早期相談を実施します。

基本施策４-２　医療・保健サービスとの連携

主な事業名	内容
自立支援医療（更生医療）の給付事業	18 歳以上の身体障がいのある方が、指定医療機関で更生医療を受けた場合、その医療費の一部を助成します。
自立支援医療（精神通院）の給付事業	精神疾患のため医療機関に通院されている方が、指定医療機関で精神通院医療を受けた場合、その医療費の一部を助成します。
自立支援医療（育成医療）の給付事業	障がいのある児童が、指定医療機関で育成医療を受けた場合、その医療費の一部を助成します。
医療的ケア児等受入・レスパイト促進事業	日常的に医療的ケアを必要とする重度の障がいのある方が社会参加できるように、医療機関と連携して支援を行うほか、外出先等に訪問看護サービスを提供することにより保護者のレスパイト（休息）を図ります。
医療費助成事業	重度の障がいのある方に対し、医療費の一部を助成します。
医療機関との連携	障がいのある方が安心して地域で生活が送れるように、地域の医療機関と連携を図ります。

基本施策４-３　早期療育体制の充実

主な事業名	内容
連携強化による支援体制づくりの推進	保健センター、子ども発達支援センター、教育委員会、医療機関等との情報共有により、早期発見・早期療育につなげる支援体制を強化します。
子どもの発達相談事業	子ども発達支援センターにおいて、発達に心配のある児童やその保護者に対して、心理、運動、言語等の発達相談を行います。また、子ども発達支援センター等の職員が市内の子育て支援センターに出向き、発達に関する相談を実施します。

基本目標５　保育・教育施策の充実

障がいの早期発見に加え、一人ひとりの発達や障がいの特性に応じた適切な訓練や療育を受け、適切な保育・教育を受けることは、障がいのある子どもが健やかに成長し、地域で安心して暮らし、将来自立した地域生活を送るために重要です。

子育て、保育、教育関連部局と学校や事業所等の関係機関の連携体制を強化し、就学前から卒業後にわたり切れ目のない支援を進めることで、障がいのある子どもが健やかに成長し、保護者も安心できる保育・教育の充実を目指します。

基本施策５-１　一人ひとりの子どものニーズに合わせた保育や教育の提供

主な事業名	内容
障害児通所支援	児童発達支援や放課後等デイサービス等、発達段階や障がい特性に合った発達支援を行います。
日中一時支援事業	家族等の介護者の一時的な休息を目的に、障がいのある方の日中における活動の場を確保し、見守りや日常的な訓練等を行います。
江別市子ども計画との連携	江別市子ども計画との整合性を図りながら、発達支援の必要な全ての児童の早期発見・早期支援や総合的な支援体制の整備、放課後の居場所づくり等に努めます。
学校教育事業との連携	特別支援学級の運営、就学相談等、学校教育事業との情報共有を図りながら、発達や心身に障がいのある幼児・児童・生徒への支援を行います。
保育・教育に係る選択肢の充実	個別支援保育の必要な障がいのある児童の受入れや特別支援学校の誘致等、保育・教育に係る選択肢の充実に努めます。
子育て支援事業	放課後児童クラブ等で、障がいのある児童を受け入れます。 研修会等に参加することにより、障がいに関する基本的な知識を習得するとともに、個別の事案に対し関係機関で情報共有します。

基本目標６　雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援

障がいのある方が社会的・経済的に自立するために、就労は大きな意味を持っています。障がいのある方の希望や、能力・適性に応じた多様な就労形態や場所を提供することが重要です。

ハローワークをはじめとする労働関係機関等と連携し、企業などへの障がい者雇用の促進や障がいのある方への理解促進を図るための普及啓発、就労に向けた訓練等のサポート活動の充実を図り、一般就労への移行や定着支援を推進していきます。

また、農業分野の就労支援として農福連携※を推進するなど、就労支援の充実を図ります。

基本施策６－１　就労能力の向上の支援

主な事業名	内容
就労移行支援 （障害福祉サービス）	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （Ａ型、Ｂ型） （障害福祉サービス）	一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識や能力向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するＡ型と、雇用契約を結ばないＢ型があります。
就労定着支援 （障害福祉サービス）	就労移行支援等を利用し、一般就労へ移行した障がいのある方が就労を継続するために、企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向けた支援を行います。
就労選択支援 （障害福祉サービス）	障がいのある方本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
職業能力開発の推進	ハローワークと連携し、北海道障害者職業能力開発校、北海道障害者職業センター等を紹介し、障がいのある方の職業能力の開発、向上を推進します。
障がいのある児童に対する就労支援	学校や企業、障害福祉サービス事業所等と連携を図り、障がいのある児童の卒業後の受入れを前提とした就業体験等を行い、就労能力の向上を図ります。

基本施策６－２　就労の確保、待遇の向上促進

主な事業名	内容
障がいのある方の就労相談	ハローワーク等と連携し、障がいのある方の一般就労に向けた支援に努めます。
障がい者雇用の促進、普及啓発	障がい者雇用への理解を深めるため、関係機関と連携し、企業等への啓発活動と情報提供を行うとともに、実態把握に努めます。
福祉的就労※の充実	庁内への周知等により、障がい者就労支援施設からの優先的な物品調達を推進し、障がいのある方の自立した生活の実現を目指すとともに、広報、ホームページ等を通じてＰＲ等を行います。
農福連携の推進	障がいのある方が農業分野で就労するために、自立支援協議会で農業者との情報共有や研修等を実施することにより、相互理解を図り、農業と福祉が連携して、就労の確保に努めます。

基本目標７　障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進

災害時に、障がいのある方に適切な情報が伝達されるよう、関係団体等との連携体制を強化するとともに、避難生活においても障がいのある方のニーズに対応できるよう、福祉避難所の充実を図ります。感染症拡大防止対策の推進についても、障害福祉サービス事業所が、継続してサービスを提供できるように、必要な物資を確保するなど、感染症拡大防止に向けた取組を進めていきます。

また、障がいのある方が安心して行動できるよう、移動手段の充実や、住宅・道路・公共施設等が誰でも利用しやすくなるよう環境整備を進めていきます。

基本施策７-１　障がい福祉事業者、ボランティア団体等との連携

主な事業名	内容
障害福祉サービス事業所との連携	市内の障害福祉サービス事業所との連絡会の開催により、情報の共有化を図り、障害福祉サービスの充実に努めます。
障がい関係団体との連携	各団体と情報や意見交換を行い、各団体の活動内容等を、広報やホームページに掲載するなど情報提供に努めます。
ボランティア活動の推進	江別市社会福祉協議会と連携し、障がいのある方の地域生活に必要となるボランティア活動の普及、促進に努めます。

基本施策７-２　防災・安全対策の充実

主な事業名	内容
避難行動要支援者避難支援制度の推進	避難行動要支援者避難支援制度の周知を図ります。 また、自治会や民生委員・児童委員等の団体が実施する避難行動要支援者の平常時の見守りや災害時の避難支援等が円滑に進むよう働きかけを行います。
地域と連携した防災訓練の実施	自治会や民生委員・児童委員、手話の会等福祉ボランティアと連携し、地域に暮らす障がいのある方が災害時に孤立しないよう、防災訓練の実施を進めます。
避難場所の確保や整備	公共施設等の避難所としての機能向上及び災害備蓄品の整備推進により、避難者の生活環境改善を図ります。 災害が発生し、避難の長期化が予想される場合に、障がいのある方等、通常の避難所では生活することが困難な方が、より整った環境で避難生活を送ることができるように、福祉避難所の設置・運営体制の構築と、社会福祉施設や医療機関等と連携した避難者支援の強化を推進します。
障がい者緊急通報サービス事業	緊急通報サービス利用料の一部を助成します。
感染症拡大防止対策の推進	感染症の発生時に、障害福祉サービス事業所等が、感染症拡大防止対策に対応しながら継続してサービスを提供できるように、事業所等における必要な物資の確保や感染対策の取組に対し、市として必要な情報提供や支援を行い、感染症拡大防止に向けた取組を推進します。

基本施策７-３　移動・交通対策の推進

主な事業名	内容
移動支援事業	障がいのある方の外出や余暇活動等、社会参加のための外出が円滑にできるよう、移動の支援を行います。
人工透析通院費の助成	人工透析のため医療機関に通院している方を対象に、福祉タクシー利用券を交付します。
自動車の改造費、運転免許取得費の助成	障がいのある方の社会参加の促進のため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
心身障がい者自立促進交通費の助成	自立のために障害福祉サービスの就労継続支援事業所等に公共交通機関を利用して通所している場合、その交通費の一部を助成します。
交通運賃補助割引等制度の情報提供	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示により、公共交通機関の運賃が割引になる制度等、適切な情報提供を行います。

基本施策７-４　バリアフリーのまちづくり

主な事業名	内容
誰もが安心して住み続けられる公営住宅の整備	「江別市住生活基本計画」（計画期間：令和元（2019）年～令和 10（2028）年）による「ユニバーサルデザインの視点に立った住宅づくり」、次期「江別市住生活基本計画」（計画期間：令和 11（2029）年～令和 20（2038）年）に基づいた公営住宅の住宅整備を、関連計画等と調整を図りながらを推進します。
誰もが安全・安心に利用できる公共施設の整備	障がいのある方が安心して公共施設等を利用できるように、バリアフリー等に配慮した施設整備を行います。
交通バリアフリー化の推進	障がいのある方が公共交通機関を利用して円滑に移動ができるように、駅周辺の交通施設整備に合わせてバリアフリー化を推進します。
介護者・支援者の負担軽減	バリアフリー化を推進することで、障がいのある方のみならず、介護者等の外出時等の負担軽減を図ります。

基本目標８　スポーツ、レクリエーション、文化活動等、障がいのある方の社会参加の推進

障がいのある方が生涯を通じて、心身ともに豊かで潤いのある生活を送るためには、スポーツ活動やレクリエーション､文化芸術活動等への参画を促進することが重要です。これらの活動を広げ、障がいのある方の社会参加を促すためには、障がいのある方自身が参加意欲を持つこと、参加しやすい環境づくりが必要となります。

障がいのある方が気軽に活動に参加できるよう、活動の場や機会の確保、周知啓発を行うとともに、交流の推進を目指します。

基本施策８-１　障がいのある方の社会参加活動の支援

主な事業名	内容
身体障がい者スポーツ教室・大会の開催	身体障がいのある方の体力増強と交流を進めることを目的として、卓球やボウリング等の大会・教室を推進します。
視覚障害者生活訓練事業	視覚に障がいのある方を対象に、点字、パソコン等、日常生活に必要な訓練等を実施します。
障がい関係団体の活動の周知	各団体の活動内容等について､広報やホームページにより情報提供する等ＰＲに努め、障がいのある方の社会参加を推進します。
障がい者文化芸術活動の推進	障がいのある方が芸術文化を鑑賞し、または創造や発表等に参加し、個性や能力の発揮ができるように、障がいのある方へのＰＲや機会の確保に努めます。
読書バリアフリーの推進	視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいのある方が利用できる点字図書･拡大図書等の整備を進め､読書バリアフリーを推進します。
重度訪問介護利用者大学修学支援事業	重い障がいのある方が、大学に修学するために身体介護などの提供を行います。

第７章 第８期障がい福祉計画及び第４期障がい児福祉計画

１．令和 11（2029）年度の目標値

本計画においては、国の基本的な指針に掲げられた目標値を基礎として、地域生活への移行、一般就労への移行促進や障がい児支援の提供体制の整備等について、令和 11（2029）年度末までの目標値等を定め実施していきます。

（１）施設入所者の地域生活への移行

地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続するためには、必要な障害福祉サービス等を提供する体制の整備が必要であり、施設入所から地域生活への移行を円滑に進めるために、本人の意思や希望を正確に把握したうえで居住の場を確保するほか、日中の活動を支援するサービスの提供体制を確保する必要があります。

このため、身近な相談支援の場における丁寧な聞き取りや体験的な利用の機会などを通じて、障がいのある方個々の意向に寄り添うとともに、住み慣れた地域で安心して生活できるように、居住、訪問、日中活動に関する障害福祉サービスの確保に努めます。また、日常生活圏域などの身近な環境において障がいのある方が地域活動に気軽に参加するために、交流の場の確保やボランティアの育成を図り、市民の障がいに対する理解を深めるための取組を推進します。

【目標値】

項　目	数　値	備　考
令和７（2025）年度末の施設入所者数	180 人	令和７（2025）年度末の実績
令和 11（2029）年度末の施設入所者数	171 人	令和 11（2029）年度末の見込み
施設入所者のうち地域生活への移行者見込み数	11 人	令和７（2025）年度末の施設入所者数のうち、地域生活へ移行する人数 （国の目標は令和７（2025）年度末の施設入所者数の６％以上）
施設入所者の減少見込み数	９人	令和 11（2029）年度末から令和７（2025）年度末の施設入所者数を差し引いた人数 （国の目標は令和７（2025）年度末の施設入所者数の５％以上）

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある方や精神保健に課題を抱える方が、地域の一員として安心して自分らしく生活するために、必要な支援が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築が求められています。

このため、身近な地域における相談支援のあり方や、医療・福祉等の関係機関をつなぐ協議の場のあり方を見据えながら、保健医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育等が包括的に確保される仕組みづくりを推進します。

（３）福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある方の社会参加や就労のニーズに対応するためには、教育機関、福祉機関、企業、農業分野等の関係機関が連携しながら、適切な障害福祉サービス等を提供することが求められています。

このため、身近な地域における日々の暮らしや個々の状況に配慮しながら、障がいのある方が自分に合った働き方や就労先を主体的に選べるよう、就労選択支援の適切な実施に努めます。また、就労移行支援や相談支援、就労継続支援、就労定着支援等の各事業を活用し、訓練や求職活動から職場定着まで一体的に支援します。その際、それぞれの状況や適性に応じた段階的なステップアップにつながるサービスの利用のあり方に配慮し、一般就労への移行や継続、定着を目指します。

【目標値】

項　目		数　値	備　考
一般就労移行者	（実績）	52 人	令和６（2024）年度の実績
	【目標値】	69 人	令和 11（2029）年度の見込み（令和６（2024）年度実績の 1.31 倍以上）
就労移行支援事業（一般就労移行者）	（実績）	26 人	令和６（2024）年度の実績
	【目標値】	30 人	令和 11（2029）年度の見込み（令和６（2024）実績の 1.14 倍以上増加）
就労継続支援Ａ型事業（一般就労移行者）	（実績）	９人	令和６（2024）年度の実績
	【目標値】	14 人	令和 11（2029）年度の見込み（令和６（2024）年度実績の 1.52 倍以上増加）
就労継続支援Ｂ型事業（一般就労移行者）	（実績）	17 人	令和６（2024）年度の実績
	【目標値】	29 人	令和 11（2029）年度の見込み（令和６（2024）年度実績の 1.67 倍以上増加）
一般就労へ移行した者の割合が５割以上の就労移行支援事業所	【目標値】	50%	事業所全体の５割以上
就労定着支援事業の利用者数	（実績）	38 人	令和６（2024）年度の実績
	【目標値】	56 人	令和 11（2029）年度の見込み（令和６（2024）年度実績の 1.47 倍以上）
就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所	【目標値】	25%	事業所全体の２割５分以上

（４）障がい児支援の提供体制の整備

児童発達支援センター及び市町村中核子ども発達支援センターを中心に関係機関の連携を強化することで、障がいの重さや種類、ライフステージの変化に関わらず一貫した支援を行う重層的な地域支援体制を構築し、障がいのある子どもとその家族に寄り添いながら、切れ目なく支える伴走的な相談・支援体制の確保に努めます。

また、障がいの有無に関わらず全ての子どもが地域の中で共に育ち、多様性を認め合いながら共に生きる社会の実現に向けて、児童発達支援や放課後等デイサービス事業所、保育所、幼稚園や学校等の教育・保育現場や地域活動等が相互に連携を深めることで、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築に努めます。

医療的ケアを必要とする子どもや重症心身障がい児等の重度の障がいのある子どもが、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス事業所で必要な療育や支援を受けられるよう、事業者と連携を図りながらサービス提供体制の充実に努めます。

医療的ケアを必要とする子どもが、円滑に在宅生活に移行し、安心して暮らせる環境を構築していくためには、広域的で多分野にまたがる支援の利用調整が必要となる場合が多いため、医療的ケア児等コーディネーターの配置を継続し、北海道等と連携しながら、包括的な相談支援体制の構築を図ります。

【目標値】

項　目		数値	備考
児童発達支援センター（市町村中核子ども発達支援センター）の設置	（実績）	２箇所	令和７（2025）年度の実績
	【目標値】	２箇所	令和 11（2029）年度の見込み
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	（実績）	１箇所	令和７（2025）年度の実績
	【目標値】	１箇所	令和 11（2029）年度の見込み
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	（実績）	１箇所	令和７（2025）年度の実績
	【目標値】	１箇所	令和 11（2029）年度の見込み
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	（実績）	有	令和７（2025）年度の実績
	【目標値】	有	令和 11（2029）年度の見込み

（５）地域生活支援拠点等の整備

障がいのある方の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、緊急時においても対応できる安心した暮らしを支えるための支援体制の確保が求められています。

そのため、地域生活支援拠点等の整備を進め、居住支援のための体制整備や、相談支援の機能強化、緊急時の受入対応、地域生活を体験する場など、身近な地域資源との連携による機能の充実に向けた取り組みに努めます。あわせて、専門相談員などの人材の育成やコーディネートのあり方についても､地域の実情に応じた柔軟な対応を大切にし、機能強化を推進します。

さらに、強度行動障がい※を有する方に対し適切な支援を提供するためには、日々の暮らしの場における支援ニーズを把握し、身近な支援体制の整備を進めることが重要となることから、江別市自立支援協議会を中心とした関係機関との連携を図るとともに、障害福祉サービスの効果的な利用につながるよう、個々の状況に寄り添った相談支援体制の強化を推進します。

（６）相談支援体制の充実・強化等

障がいのある方やその家族が、地域で安心して生活を続けるために、身近にいつでも相談できる窓口と、必要なサービスを自ら選択し利用できるためのわかりやすい情報提供が求められています。

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの整備を進め、相談支援体制の基盤強化を図るとともに、専門職による丁寧な相談支援を行います。また、障がいのある方のニーズに応じた相談支援を行い、のぞまないセルフプランの発生を防ぐよう努めます。

また、障がいのある方のライフステージに応じた適切なサービス利用や、生活するうえでの様々な課題を解決するため、障がい者及び障がい児が利用できる指定特定相談支援事業所数の拡充を図ります。

個別の困難事例や地域課題等の情報共有が必要な場合は、関係機関により組織する江別市自立支援協議会で協議のうえ対応します。

【事業の概要】

区　分	内　容
相談支援体制の強化	自立支援協議会の相談支援部会や相談支援事業所連絡会において、相談支援事業者の勉強会を行うなどスキルアップを図ります。
相談支援窓口機能	相談支援機能の強化を図るため、一般的な相談支援に加え、専門職を配置します。
指定特定相談支援事業所	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がいのある方を対象に、サービス等利用計画の作成やサービス事業者と連絡調整、モニタリング※等を実施します。

【目標値】

事業種別		令和５年度～令和７年度（2023～2025）実績年平均	区分	令和９年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
相談支援体制の強化	実施回数／年	6	目標値	6	6	6
相談支援窓口機能	実施の有無	有	目標値	有	有	有
指定特定相談支援事業所	実施箇所数	12	目標値	12	13	13

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化しており、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

そのため、障害福祉サービス等に係る研修へ市職員が積極的に参加するとともに、障害者自立支援審査支払等システム等を活用することで、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所の確保を進め、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制構築を強化していきます。

【事業の概要】

区　分	内　容
障害福祉サービス等に係る研修への参加	国民健康保険団体連合会や北海道が主催する審査支払い研修会、障害支援区分※認定調査員研修会等に参加しスキルアップに努めます。
障害者自立支援審査支払等システムを活用した審査結果の共有	国民健康保険団体連合会からの一次審査結果情報を基礎資料として、サービス事業所に対し調査を行い、過誤を調整するとともに、審査情報を共有し二次審査に活用します。

【目標値】

事業種別		令和５年度～令和７年度（2023～2025）実績年平均	区分	令和９年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
障害福祉サービス等に係る研修への参加	参加人数／年	５	目標値	５	５	５
障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果の共有	実施回数／年	12	目標値	12	12	12

２．障害福祉サービスの見込量と今後の取組の方向性

（１）障がい者数の推計

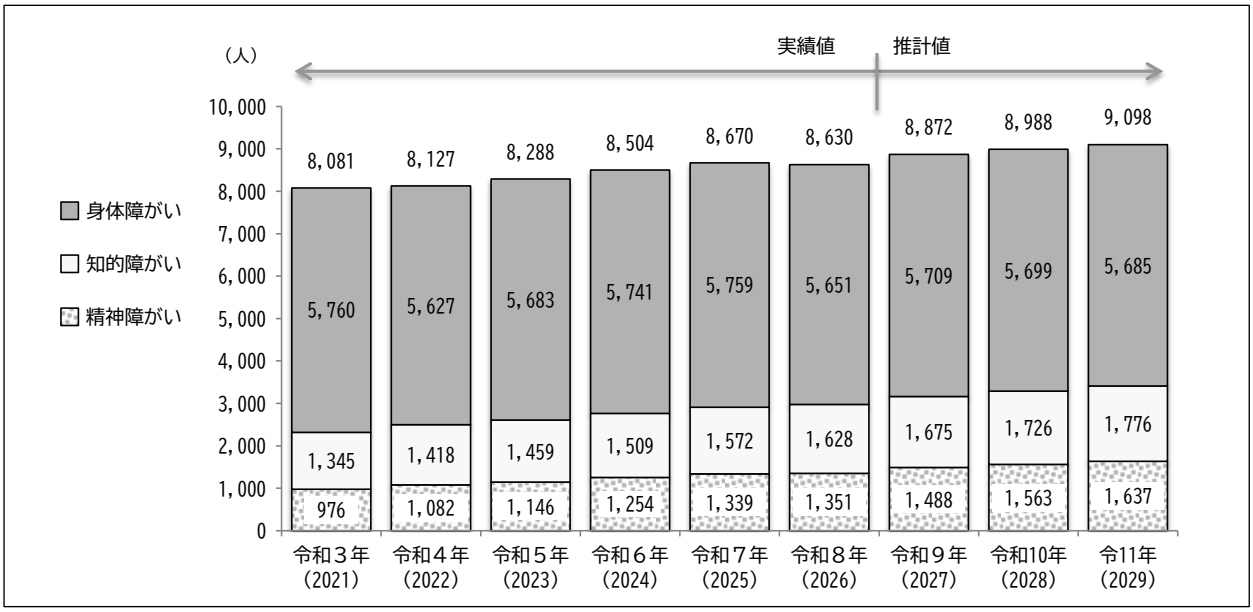
今後の障害福祉サービス等のニーズを把握するため、障がい者数の推計を行いました。

障がい者数は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者数とし、令和３（2021）年からは、増加傾向にあります。

推計の結果、身体障がい者はおおむね横ばいで推移していますが、知的障がい者と精神障がい者は増加傾向を続け、第８期障がい福祉計画の終了年度である令和 11（2029）年の障がい者の合計は 9,098 人と見込まれます。

障がい者手帳所持者数の推計結果

・身体障がい者は、令和８（2026）年の 5,651 人から令和 11（2029）年は 5,685 人へと 34 人（0.6%）増加
・知的障がい者は、令和８（2026）年の 1,628 人から令和 11（2029）年は 1,776 人へと 148 人（9.1%）増加
・精神障がい者は、令和８（2026）年の 1,351 人から令和 11（2029）年は 1,637 人へと 286 人（21.2%）増加



（単位：人、%）

区　分	実　績　値						推　計　値		
	令和３年 (2021)	令和４年 (2022)	令和５年 (2023)	令和６年 (2024)	令和７年 (2025)	令和８年 (2026)	令和９年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
総人口	119,777	119,333	118,776	118,097	117,871	117,622	117,156	116,641	116,110
身体障がい者	5,760	5,627	5,683	5,741	5,759	5,651	5,709	5,699	5,685
総人口比	4.81%	4.72%	4.78%	4.86%	4.89%	4.80%	4.87%	4.89%	4.90%
知的障がい者	1,345	1,418	1,459	1,509	1,572	1,628	1,675	1,726	1,776
総人口比	1.12%	1.19%	1.23%	1.28%	1.33%	1.38%	1.43%	1.48%	1.53%
精神障がい者	976	1,082	1,146	1,254	1,339	1,351	1,488	1,563	1,637
総人口比	0.81%	0.91%	0.96%	1.06%	1.14%	1.15%	1.27%	1.34%	1.41%
障がい者計	8,081	8,127	8,288	8,504	8,670	8,630	8,872	8,988	9,098
総人口比	6.75%	6.81%	6.98%	7.20%	7.36%	7.34%	7.57%	7.71%	7.84%

※各障がい者数は手帳所持者数各年４月１日現在、令和９（2027）年以降は推計値
※総人口は住民基本台帳人口各年 10 月１日現在、令和９（2027）年以降は推計値
【推計方法】障がい者数は、過去の障がい別の手帳所持者数の推移をもとに推計（総人口は、過去の住民基本台帳人口の推移をもとにコーホート変化率法により推計）

（２）訪問系サービスの提供

【サービスの概要】

区　分	内　容
居宅介護	入浴、排せつ、食事に関する介護等、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事に関する介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に､移動に必要な情報の提供や、移動支援を行います。
行動援護	知的または精神障がいにより、行動が著しく困難で常時介護が必要な方に、行動の際に必要な援護や移動支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

【見込量】

サービス種別		令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
居宅介護	利用人数／月	193	200	202	205
	総利用時間／月	3,014	3,021	3,051	3,096
重度訪問介護	利用人数／月	16	15	16	16
	総利用時間／月	1,716	2,063	2,145	2,139
同行援護	利用人数／月	16	16	17	17
	総利用時間／月	290	281	306	313
行動援護	利用人数／月	35	38	38	39
	総利用時間／月	495	471	471	484
重度障害者等包括支援	利用人数／月	1	1	1	1
	総利用時間／月	33	33	33	33

※令和８（2026）年度は３月末の見込み

（３）日中活動系サービスの提供

【サービスの概要】

区　分	内　容
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中、施設等で入浴、排せつ、食事に関する介護や創作活動、生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能のリハビリや歩行等の訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。
宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）対象者の地域移行に向けて、生活能力等を維持、向上するための訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）	一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するＡ型と、雇用契約を結ばないＢ型があります。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労へ移行した障がいのある方が就労を継続するために、企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向けた支援を行います。
就労選択支援	障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等を行います。
短期入所（ショートステイ）	介護者が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事に関する介護等を行います。

【見込量】

サービス種別		令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
生活介護	利用人数／月	400	401	406	411
	延利用日数／月	7,872	8,152	8,254	8,355
自立訓練（機能訓練）	利用人数／月	1	1	1	1
	延利用日数／月	23	23	23	23
自立訓練（生活訓練）	利用人数／月	2	2	2	2
	延利用日数／月	32	32	32	32
宿泊型自立訓練	利用人数／月	1	1	1	1
	延利用日数／月	26	26	26	26
就労移行支援	利用人数／月	69	74	75	76
	延利用日数／月	1,195	1,187	1,203	1,219
就労継続支援（Ａ型）	利用人数／月	121	123	124	126
	延利用日数／月	2,360	2,454	2,474	2,514
就労継続支援（Ｂ型）	利用人数／月	592	627	645	664
	延利用日数／月	9,686	10,058	10,192	10,309
就労定着支援	利用人数／月	40	41	41	41
就労選択支援	利用人数／年	18	23	25	29
療養介護	利用人数／月	20	20	21	21
短期入所（ショートステイ）	利用人数／月	61	73	74	74
	延利用日数／月	397	433	457	456

※令和８（2026）年度は３月末の見込み

（４）居住系サービス

【サービスの概要】

区　分	内　容
自立生活援助	施設入所支援やグループホームを利用していた障がいのある方が、支障なく居宅生活を行えるように、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の相談等により、必要な情報の提供や助言を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事に関する介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に対し、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事に関する介護等を行います。

【見込量】

サービス種別		令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
自立生活援助	利用人数／月	1	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	入居人数／月	352	359	364	368
施設入所支援	入居人数／月	177	174	173	171

※令和８（2026）年度は３月末の見込み

（５）相談支援

【サービスの概要】

区　分	内　容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する方を対象に、サービス等利用計画の作成や障害福祉サービス等事業者と連絡調整、モニタリング等を行います。
地域相談支援（地域移行支援）	施設の入所者や入院中の精神障がいのある方を対象に、地域生活に移行するための相談や、地域生活の準備のために外出する同行支援、入居支援等、地域生活に向けた準備の支援を行います。
地域相談支援（地域定着支援）	単身の方や家庭の状況等により支援を受けられない方を対象に、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に応じた緊急時の対応等、安定した地域生活のための相談支援を行います。

【見込量】

サービス種別		令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
計画相談支援	利用人数／年	852	860	862	866
地域移行支援	利用人数／年	1	1	1	1
地域定着支援	利用人数／年	1	1	1	1

※令和８（2026）年度は３月末の見込み

（６）今後の取組の方向性

障がいのある方が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、障がいの程度、支援ニーズ、ライフステージ、家庭状況に応じて障害福祉サービスを効果的に利用することが重要となります。

このような障害福祉サービスの効果的な利用は、家族等の身体的な負担を軽減し、精神的な不安を解消することにつながり、障がいのある方が長期間にわたり地域での生活を継続するために必要です。

これらを踏まえ、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、障がいの特性に応じて制度や各種サービスについてわかりやすい情報提供に努めるとともに、障がいのある方のみならず介護者等のケアも視野に入れたサービスが提供できるよう、事業所や関係機関等との連携を強化するとともに、地域の実情に応じたニーズを踏まえて意見申出制度※等を活用することで、適切なサービス提供体制の確保に努めます。

さらに、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する方、医療的ケアを必要とする重度の障がいのある方などに対し適切な支援を提供するためには、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることが重要となることから、江別市自立支援協議会を中心としたネットワークを活用して、障がいのある方への支援に向けた情報・意見交換を行うなど、関係機関との連携を図るとともに、障害福祉サービスの効果的な利用につながるよう相談支援体制の充実に努めます。

【サービスの量の確保等のための方策】

区　分	内　容
訪問系サービス	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービス量の確保に努めます。
日中活動系サービス	障がいのある方が地域で安心できる生活を送り、地域生活への移行を推進するために引き続き日中活動の場の確保に努めます。
居住系サービス	市内の障害福祉サービス事業者と連携して計画的な整備を進めるとともに、地域において障がいのある方が生活することへの理解を深めるための啓発に努めます。
相談支援	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、相談支援専門員の増員等を相談支援事業所等と協議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。

３．障害児通所支援等の見込量と今後の取組の方向性

（１）障害児通所支援等の提供

【サービスの概要】

区　分	内　容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な知識・動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	就学児童を対象に、授業終了後または休日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	専門知識を有する指導員や保育士が保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等の職員に対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために、外出することが著しく困難な重度の障がいのある児童を対象に、居宅を訪問し日常生活における発達支援を行います。
障害児相談支援	児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用するすべての障がいのある児童を対象に、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者と連絡調整、モニタリング等を行います。

【見込量】

サービス種別		令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和 10 年度（2028）	令和 11 年度（2029）
児童発達支援	利用人数／月	468	472	501	530
	延利用日数／月	3,369	3,524	3,786	4,053
放課後等デイサービス	利用人数／月	819	975	1,066	1,157
	延利用日数／月	7,682	8,959	9,795	10,631
保育所等訪問支援	利用人数／月	17	28	31	33
	延利用日数／月	32	39	44	47
医療型児童発達支援	利用人数／月	0	0	0	0
	延利用日数／月	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用人数／月	1	1	1	1
	延利用日数／月	1	1	1	1
障害児相談支援	利用人数／年	1,218	1,344	1,431	1,517

※令和８（2026）年度は３月末の見込み

（２）今後の取組の方向性

障がい児支援を進めるに当たっては、障がいのある子ども本人の最善の利益を考えながら、子どもの健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がいがある子どもやその家族に対して、発達に不安がある段階から、身近な地域で支援できる体制を確保することが重要です。

成長の過程にあるこの時期は、本人の状態の変化や周辺環境の変化が著しく、一人ひとりの個性と能力を伸ばす保育や教育による支援はもとより、乳幼児期から学校卒業時までの一貫した支援を行うため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が綿密に連携し、療育・保育から教育、さらに卒業後の支援へと、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するよう努めます。

また、子ども一人ひとりに寄り添った適切な障害福祉サービスを提供するために、地域の実情に応じたニーズを踏まえて意見申出制度等を活用することで、適切なサービス提供体制の確保に努めます。

今後も発達支援が必要な子どもやその家族への支援は重要であることから、電話や相談の場などの各種相談体制や、障害児通所支援サービス等各種支援体制の充実を図るとともに、重層的な地域支援体制づくりのために、地域の療育の関係機関に支援等を行う中核的な役割を担う、児童発達支援センター及び同等の機能を有する市町村中核子ども発達支援センターの支援体制の充実等、関係機関と連携しながら発達支援体制を推進していきます。

【サービスの量の確保等のための方策】

区　分	内　容
児童発達支援	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、療育内容等を含め事業所等と協議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。
放課後等デイサービス	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、療育内容等を含め事業所等と協議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。
保育所等訪問支援	必要なサービス提供体制は確保されているため、今後も引き続きサービス量の確保に努めます。
医療型児童発達支援	利用ニーズの把握に努め、必要に応じ児童発達支援事業所等と協議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。
居宅訪問型児童発達支援	利用ニーズの把握に努め、必要に応じ児童発達支援事業所等と協議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。
障害児相談支援	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、相談支援専門員の増員等を相談支援事業所等と協議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。

４．地域生活支援事業の見込量と今後の取組の方向性

（１）地域生活支援事業の提供

【事業の概要】

区　分	内　容
理解促進研修・啓発事業	市民に対して障がいに対する理解を深めるための研修･啓発事業を実施します。（こころのバリアフリー教室※）
自発的活動支援事業	障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。（精神障害者ボランティア団体活動支援事業）
相談支援事業	障がいのある方等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援等を行い､自立した日常生活を営むことができるように支援します｡(障害者相談支援事業､障害者就労相談支援事業､精神障害者相談員設置事業)
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的または精神障がいのある方に対し、市長申立てや費用助成等により、成年後見制度の利用を支援します。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がいのある方等に､手話通訳等の方法により意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を行います。（手話通訳者・要約筆記派遣事業、手話通訳者設置事業）
日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある方等が、在宅での不便を解消し、日常生活を行うために必要な日常生活用具を給付します。
奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方等との交流活動の促進､市の広報活動等の支援者として期待される､日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。（ボランティア人材養成事業）
移動支援事業	障がいのある方の外出や余暇活動等社会参加のための外出が円滑にできるよう移動支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある方等の創作的活動または生産活動の機会の提供､社会との交流活動等を行います。
身体障がい者訪問入浴サービス事業	自宅等で入浴が困難な在宅の重度身体障がいのある方を対象に移動入浴車が訪問して、入浴サービスを行います。
重度身体障がい児（者）施設入浴事業	自宅等で入浴が困難な重度身体障がいのある方を対象に､施設での入浴サービスを行います。
生活訓練事業	障がいのある方に対し、日常生活上必要な訓練及び指導を行います。
日中一時支援事業	家族等の介護者の一時的な休息を目的に､障がいのある方の日中における活動の場を確保し、見守りや日常的な訓練等を行います。
レクリエーション活動等支援事業	障がいのある方等の交流、余暇活動の質の向上等のためレクリエーション活動を支援します｡(身体障害者スポーツ教室･大会開催事業)
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある方のために､点字や音声により情報提供を行います。（障害者社会参加支援事業）
障害者支援区分認定等事務事業	障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため､障害支援区分認定等事務の適切な実施を行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がいのある方の社会参加の促進のため､自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
医療的ケア児等受入・レスパイト促進事業	医療的ケアが必要な障がいのある子どもなどが､安心して過ごせる環境づくりを支援するほか､外出先等に訪問看護サービスを提供することにより保護者のレスパイト（休息）を図ります。
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度の障がいのある方が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において､修学に必要な身体介護等の提供を行います。

【見込量】

事業種別		令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
理解促進研修・啓蒙事業	実施の有無	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有
相談支援事業	実施箇所数	3	3	3	3
成年後見制度利用支援事業	実利用人数／年	7	8	8	8
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用人数／年	50	50	51	51
手話通訳者設置事業	実設置者数／人	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	給付件数／年	11	10	10	10
自立生活支援用具	給付件数／年	27	27	27	27
在宅療養等支援用具	給付件数／年	27	27	27	27
情報・意思疎通支援用具	給付件数／年	34	34	34	35
排泄管理支援用具	給付件数／年	3,650	3,588	3,424	3,283
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数／年	3	4	4	4
奉仕員養成研修事業					
手話奉仕員	修了者数	31	32	32	33
要約筆記奉仕員	修了者数	4	6	6	6
点訳奉仕員	修了者数	1	4	4	4
朗読奉仕員	修了者数	51	50	50	50
移動支援事業	実利用人数／年	240	244	247	250
	延利用時間／年	15,300	15,331	15,362	15,393
地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1	1
	実利用人数／年	5	10	11	12
訪問入浴サービス					
身体障がい者訪問入浴サービス事業	実利用人数／年	7	7	7	7
重度身体障がい児（者）施設入浴事業	実利用人数／年	8	8	8	8
生活訓練事業	参加人数／年	5	5	5	5
日中一時支援事業	実利用人数／年	120	129	131	132
レクリエーション活動等支援事業	参加人数／年	161	161	161	161
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	有	有	有	有
障害者支援区分認定等事務事業	実施の有無	有	有	有	有
自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用人数／年	1	1	1	1
医療的ケア児等受入・レスパイト促進事業	実施事業所数	2	1	1	1
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	実利用人数／年	1	1	1	1

※令和８（2026）年度は３月末の見込み

（２）今後の取組の方向性

障がいのある方が地域で安全・安心な生活を送るためには、障がいの程度、生活状況、ライフステージ等、一人ひとりの事情に合わせた適切な情報提供やアドバイスが必要です。

そのため、各種制度等の利用について柔軟に対応できる体制を整え、総合的な相談支援事業を継続して実施します。この相談支援においては、当事者のみならず家族等の介護者からの相談にも丁寧に応じることで不安の解消を図るとともに、介護者等のケアも視野に入れた適切な支援に向けて、地域の事業者と協議しながら地域生活支援事業の充実に努めます。

また、地域で生活する障がいのある方が、気軽に創作活動や生産活動、交流活動などを行う地域活動支援センターについては、利用者の意向や障がいの状況にあわせて活動の場を選択できるよう、地域の実情やニーズを考慮しながら、効果的な運営のあり方や体制の充実に向けた取組を進めます。

さらに、障がい福祉に関する課題については、安全対策、就労・教育等の幅広い分野での対応が必要となるため、関係機関により組織する江別市自立支援協議会を中心としたネットワークを大切に活用していきます。

【事業量の確保のための方策】

区　分	内　容
地域生活支援事業	関係機関と連携して支援体制を整備し、引き続き必要な量のサービスを提供できるよう確保に努めるとともに、広くわかりやすい情報提供を行うことにより利用の促進に努めます。

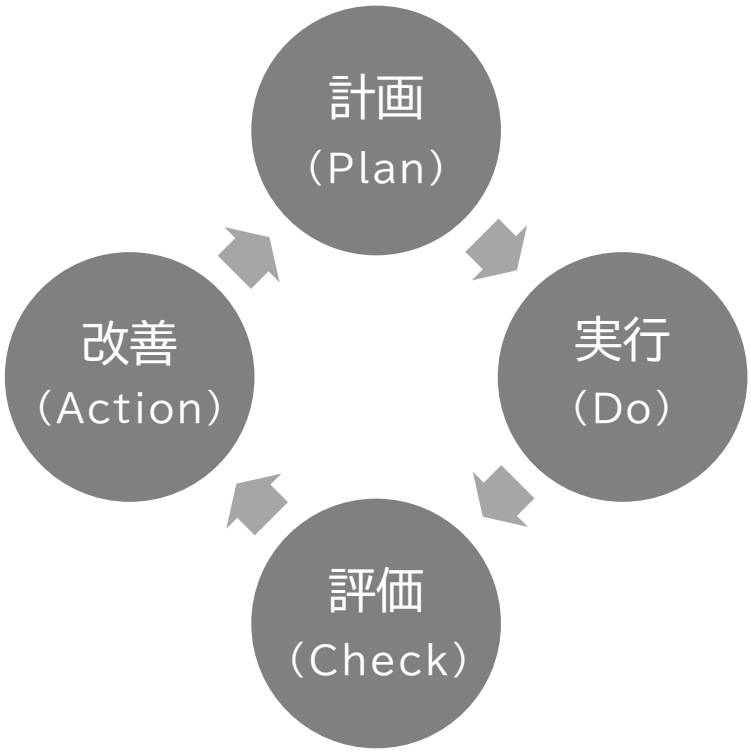
第８章 計画の実施体制と検証・評価

１．計画の実施体制

障がい福祉施策の円滑な推進のため、国、北海道、他市等との情報交換等により、行政の連携を強化するとともに、障がいのある方、障害福祉サービス等事業者、関係機関等で組織する江別市自立支援協議会を活用し、それぞれの考えや情報を共有することで、計画の実施体制の強化を図ります。

２．計画の検証・評価

障がいのある方の自立を地域で支える共生社会を形成するため、計画に対する実績を把握し、その時々の障がい福祉施策や関連施策の動向、障がいのある方や地域の実情等を踏まえ、必要に応じて事業所等の意見を聞きながら、計画の分析・評価（ＰＤＣＡサイクル※）を行います。



資 料 編

資料１　障がい者支援・えべつ２１プラン（第６期障がい者福祉計画、第８期障がい福祉計画及び第４期障がい児福祉計画）策定経過

年	月	策　定　経　過
令和８年（2026）	６月	第１回　江別市障がい福祉計画等策定委員会 〇委嘱状交付 〇正副委員長選出 〇計画概要説明 〇アンケート調査等の実施について協議
	７月	第２回　江別市障がい福祉計画等策定委員会 〇計画骨子（案）について協議 〇アンケート調査について協議
	８月	アンケート調査の実施（実施期間８月10日～８月21日）
	９月	第３回　江別市障がい福祉計画等策定委員会 〇アンケート調査の結果説明 〇団体ヒアリングの結果説明 〇計画（素案）の説明・協議
	10月	第４回　江別市障がい福祉計画等策定委員会 〇計画（素案）について協議（１）
	11月	第５回　江別市障がい福祉計画等策定委員会 〇計画（素案）について協議（２） 〇パブリックコメントの実施について報告
令和９年（2027）	１月	計画（案）のパブリックコメント実施（募集期間12月〇日～１月〇日）
	２月	第６回　江別市障がい福祉計画等策定委員会 〇パブリックコメントの実施結果について報告・協議 〇計画（案）について最終協議 〇アンケート調査集計結果報告書について報告
	３月	計画策定

資料２ 江別市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿

（任期：令和８（2026）年６月 26 日から令和９（2027）年３月 31 日）

区　分	所　属　団　体	氏　名	備　考
学識経験者	札幌学院大学	大久保　薫	委員長
各種団体関係者	江別市自立支援協議会相談支援部会	泉　侑李	
	江別市自立支援協議会就労支援部会	川田　純	
	江別市自立支援協議会子ども部会	平山　実奈子	
	江別市社会福祉協議会	佐藤　貴史	副委員長
	江別身体障害者福祉協会	葛山　ひろ子	
	江別手をつなぐ育成会	内舘　佳子	
	江別あすか福祉会	井川　達也	
	江別市小中学校長会	安部　由里香	
	江別市子ども家庭部子育て支援室 子ども発達支援センター	谷藤　弘知	
	児童発達支援センターことのは	川岸　尚史	
市民公募		澤口　篤	
		中村　眞貴子	

（順不同、敬称略）

資料３ 江別市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

（設置）
第１条　江別市における障がい福祉の推進を図ることを目的として、江別市障がい福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（審議事項）
第２条　委員会は、次に掲げる事項を協議する。
（１）　江別市障がい福祉計画の策定及び見直しに関する事項
（２）　江別市障がい者福祉計画の策定及び見直しに関する事項
（３）　江別市障がい児福祉計画の策定及び見直しに関する事項
（４）　前３号に掲げるもののほか、障がい福祉の推進を図るために必要と認められる事項
（組織）
第３条　委員会は、委員１３人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。
（１）　学識経験者
（２）　各種団体等
（３）　その他市長が必要と認める者
３　委員の任期は、各期計画開始の前年度末日までとする。
（委員長及び副委員長）
第４条　委員会に委員長及び副委員長を１名置く。
２　委員長は、委員の互選により決定する。
３　副委員長は、委員長の指名により決定する。
４　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　委員長は、委員会の会議（以下「会議という」。）を招集し、会議の議長を務める。
２　委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
３　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
４　会議の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。
（庶務）
第６条　委員会の庶務は、健康福祉部において行う。
（補則）
第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成18年9月21日から施行する。

附　則（平成20年9月9日）

この要綱は、平成20年9月9日から施行する。

附　則（平成29年4月19日）

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

資料４ 市民意見公募（パブリックコメント）の結果概要

■意見の募集結果

募集期間	令和８（2026）年 12 月〇日（〇）から令和９（2027）年１月〇日（〇）まで
提出者数	名
提出件数	件

■意見の反映状況

区分	意見の反映状況	件数
A	意見を受けて案に反映したもの	
B	案に意見の趣旨が既に盛り込まれているものと考えられるもの	
C	案に反映していないが、計画の展開にあたって参考等とするもの	
D	案に取り入れなかったもの	
E	その他の意見	
	合　　計	

■いただいたご意見の内容等

（個人を特定できる内容が含まれている部分については一部要約していますが、提出いただきましたご意見は、できるかぎり原文のとおり掲載しております。）

〇障がい者支援・えべつ２１プラン（案）について

連番	意見の内容	市の考え方	区分
1			
連番	意見の内容	市の考え方	区分

2			
3			
4			
5			
6			

資料５ 特別支援学級設置状況

■小学校

単位：人

			令和６（2024）年		令和７（2025）年		令和８（2026）年	
学校名	障がい区分	設置年月	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
江別第一小学校	知　的	H28.4	2	12	2	15	3	17
	自閉症・情緒	H28.4	2	13	2	13	2	14
	病　弱	H31.4	1	1	－	－	1	1
	肢　体	R6.4	1	1	1	1	1	1
	難　聴	R6.4	1	1	1	1	1	1
江別第二小学校	知　的	H21.4	2	14	2	15	2	14
	自閉症・情緒	H20.4	2	15	2	12	3	18
	病　弱	H31.4	1	1	1	1	1	1
豊幌小学校	知　的	H27.4	1	1	1	1	1	1
	自閉症・情緒	H27.4	1	3	1	2	1	3
江別太小学校	知　的	H24.4	2	14	2	14	2	14
	自閉症・情緒	H24.4	2	10	2	12	2	14
	病　弱	R2.4	1	1	1	1	1	1
	肢　体	H26.4	1	1	1	1	1	1
	難　聴	R6.9	－	－	1	1	－	－
大麻小学校	知　的	H19.4	1	8	1	5	1	6
	自閉症・情緒	H19.4	2	10	2	9	1	6
	弱　視	R4.11	1	1	1	1	1	1
対雁小学校	知　的	H27.4	3	17	2	13	2	13
	自閉症・情緒	H27.4	2	10	2	11	2	11
東野幌小学校	知　的	H19.4	2	9	2	11	2	12
	自閉症・情緒	H19.4	2	11	2	12	2	12
	病　弱	R4.4	1	2	1	2	1	2
大麻東小学校	知　的	H27.4	2	13	2	13	2	13
	自閉症・情緒	H27.4	1	6	2	9	2	10
大麻西小学校	知　的	H27.4	1	2	1	3	1	3
	自閉症・情緒	H26.4	1	3	1	3	1	4
	病　弱	R3.4	1	1	－	－	－	－
中央小学校	知　的	S52.4	2	11	2	13	2	12
	自閉症・情緒	S52.4	1	2	1	4	1	7
	弱　視	R7.4	－	－	1	1	1	1
大麻泉小学校	知　的	S53.4	1	5	1	4	1	4
	自閉症・情緒	S53.4	2	9	1	8	1	7
	病　弱	R4.4	1	1	1	1	1	1
	肢　体	R6.10	－	－	1	1	－	－
野幌若葉小学校	知　的	H24.4	1	7	1	7	2	10
	自閉症・情緒	H24.4	2	15	2	14	2	10
	病　弱	R1.8	1	1	1	1	1	1
	肢　体	R7.10	－	－	－	－	1	1
北光小学校	知　的	R5.4	1	1	1	1	1	1
	自閉症・情緒	H28.4	1	1	1	1	1	1
文京台小学校	知　的	H26.4	1	3	1	3	1	3
	自閉症・情緒	H28.4	1	8	1	7	1	5
	病　弱	R8.4	－	－	－	－	1	1
	肢　体	R6.4	1	1	－	－	－	－
	難　聴	R7.4	－	－	1	1	1	1
いずみ野小学校	知　的	H30.4	1	5	1	5	1	3
	自閉症・情緒	H29.4	1	5	1	3	1	2
上江別小学校	知　的	H26.4	2	14	2	9	1	8
	自閉症・情緒	H26.4	2	10	2	9	2	9
	病　弱	R8.4	－	－	－	－	1	1
小学校計			62	282	62	278	66	295

■中学校

単位：人

			令和６（2024）年		令和７（2025）年		令和８（2026）年	
学校名	障がい区分	設置年月	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
江別第一中学校	知的	S33.4	2	10	2	9	2	11
	自閉症・情緒	S51.4	1	3	1	4	1	5
	肢体	R5.4	1	2	1	3	1	1
	弱視	R7.4	－	－	1	1	1	1
江別第二中学校	知的	H19.4	2	9	2	9	2	12
	自閉症・情緒	H20.4	1	5	1	5	1	5
	病弱	R5.4	1	1	1	2	1	1
江別第三中学校	知的	H27.4	1	5	2	9	2	9
	自閉症・情緒	H28.4	1	7	1	6	1	5
	病弱	R7.4	－	－	1	1	1	1
野幌中学校	知的	H26.4	1	1	1	3	1	5
	自閉症・情緒	H27.4	1	3	1	8	1	7
大麻中学校	知的	H21.4	1	6	1	5	1	6
	自閉症・情緒	H22.4	2	9	2	10	1	5
	病弱	H31.4	1	1	1	1	1	1
	肢体	R3.4	1	2	1	1	－	－
大麻東中学校	知的	S54.4	1	7	1	8	2	9
	自閉症・情緒	S58.4	1	4	1	4	1	3
	肢体	R8.4	－	－	－	－	1	1
江陽中学校	知的	H26.4	1	6	1	7	1	8
	自閉症・情緒	H27.4	1	7	1	1	1	2
	肢体	R5.4	1	1	1	1	－	－
	難聴	R8.4	－	－	－	－	1	1
中央中学校	知的	H27.4	2	14	2	9	1	8
	自閉症・情緒	H27.4	2	10	2	9	2	9
	病弱	R4.4	1	1	－	－	－	－
	肢体	R8.4	－	－	－	－	1	1
中学校計			27	114	29	116	29	117
合計			89	396	91	394	95	412

資料：江別市教育委員会調べ、各年５月１日現在

■通級児童数

単位：人

	令和６（2024）年	令和７（2025）年	令和８（2026）年
学校名	通級児童数	通級児童数	通級児童数
江別第一小（まなび）	38	36	51
江別第二小（まなび）	40	35	38
東野幌小学校（まなび）	－	－	23
大麻東小学校（ことば）	38	38	37
大麻東小学校（まなび）	27	27	28
中央小学校（ことば）	44	40	43
合計	187	176	220

資料：江別市教育委員会調べ、各年５月１日現在

■通級生徒数

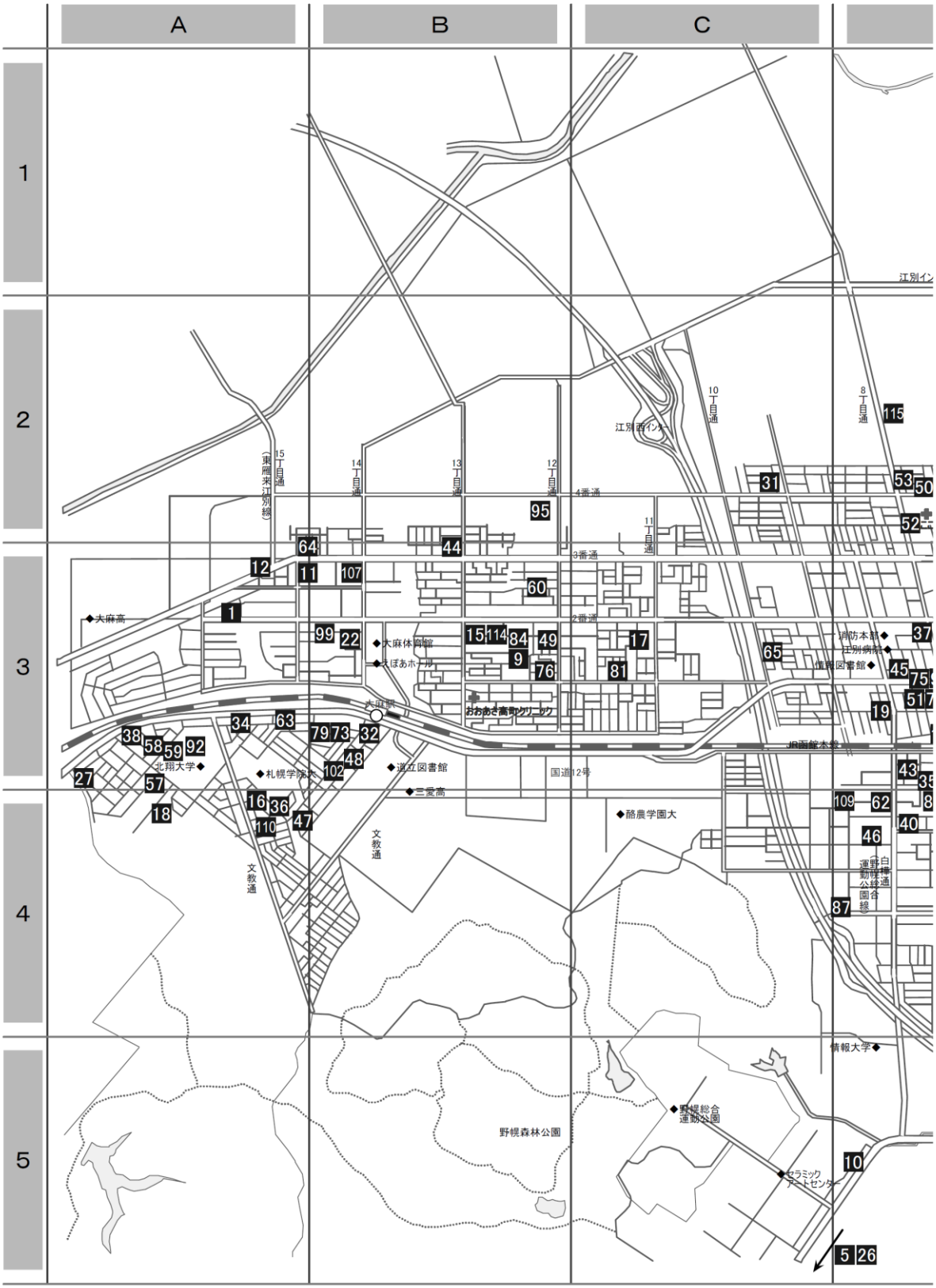
単位：人

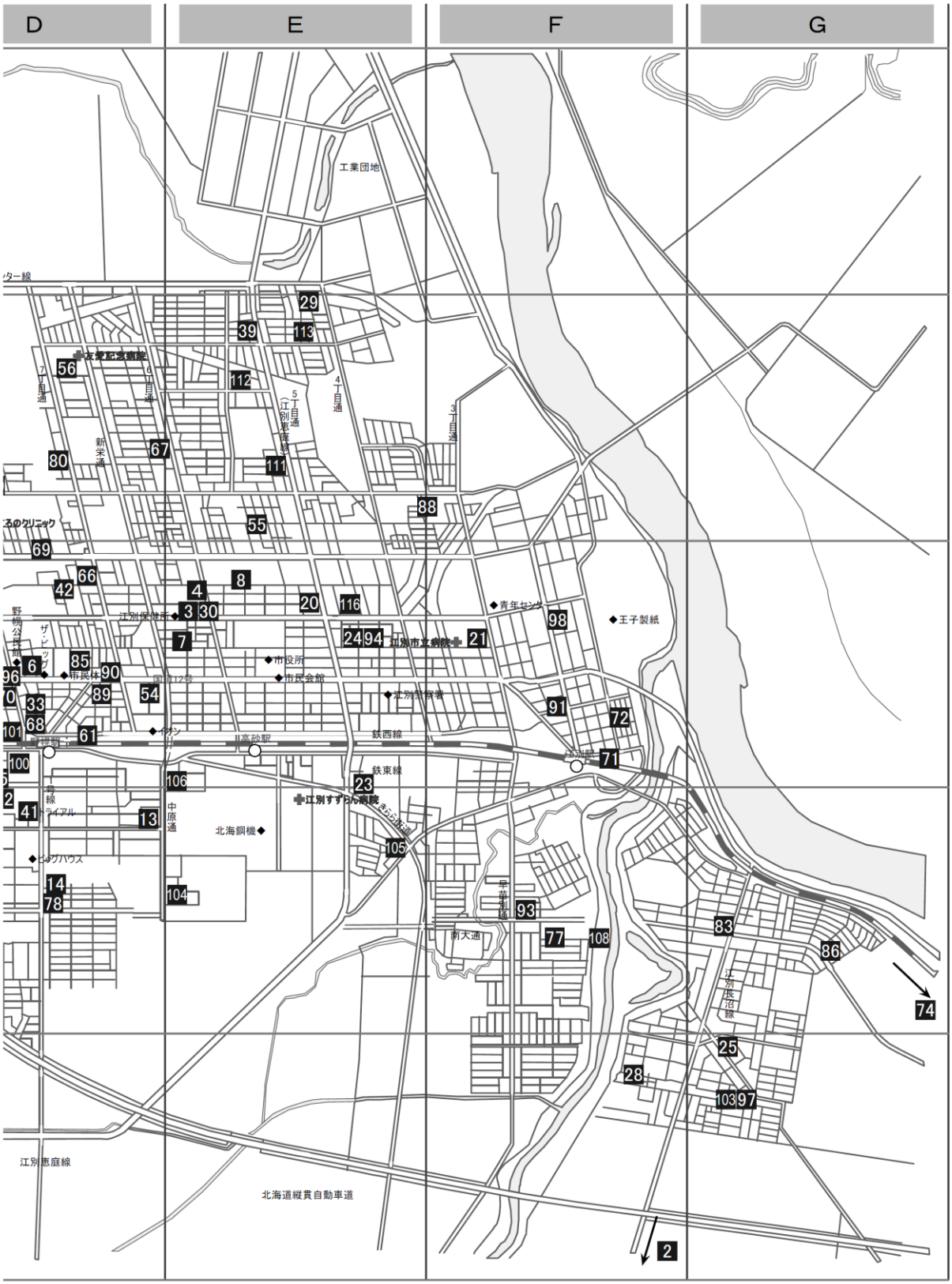
	令和６（2024）年	令和７（2025）年	令和８（2026）年
学校名	通級生徒数	通級生徒数	通級生徒数
中央中学校	3	11	16
合計	3	11	16

資料：江別市教育委員会調べ、各年５月１日現在

資料６　江別市内障害福祉サービス等事業所一覧

（えべっつなび 江別市福祉事業所ガイドブック 令和７年 10 月版から抜粋）




D
E
F
G
工業団地
友愛記念病院
江別保健所
市役所
市民会館
市民体育館
江別市立病院
江別警察署
青年センター
王子製紙
イオン
高砂駅
江別駅
鉄西線
鉄東線
江別すずらん病院
北海鋼機
ビッグハウス
ライアル
中原通
新栄通
南大通
江別恵庭線
北海道縦貫自動車道
2
74

相談と計画作成

事業所名	ページ	地図番号（所在エリア）	計画作成（18歳未満）	計画作成（18歳以上）	相談支援	就労相談	精神障がい生活相談
障がい者支援センター	16	1 (A3)			○		
すてら	16	6 (D3)				○	
あすか(相談)	17	3 (E3)					○
いきいき(計画・相談)	17	1 (A3)		○	○		
はいはい	18	62 (D4)		○	○		
ウィズ明日	18	4 (E3)	○	○	○		
夢結路(計画)	19	77 (F4)		○			
のっぽろ	19	33 (D3)	○	○			
子ども発達支援センター	20	7 (E3)	○				
ゆーべる	20	11 (B3)	○	○			
かれん	21	37 (D3)	○	○			
きずな(計画)	21	98 (F3)	○	○			
相談支援事業所ことのは	22	107 (B3)	○	○			

18歳未満の方

事業所名	ページ	地図番号（所在エリア）	児童発達支援	放課後等デイサービス	日中一時支援	保育所等訪問支援
あゆみ	22	7 (E3)	○	○		○
こだま	23	8 (E3)	○			○
こだま分室	23	9 (B3)	○			○
ピリーブ野幌	23	10 (D5)	○	○		
ピリーブ大麻	24	17 (C3)	○	○		
クオレ文京台	24	27 (A3)	○	○		
きずな大麻	25	12 (A3)	○	○		
きずな見晴台	25	39 (E2)	○	○		
きずな 寿	26	53 (D2)	○	○		
きずな新栄台	26	80 (D2)	○	○		
きずな緑町	27	98 (F3)	○	○		
ぽなぽな	27	13 (D4)	○			
ちりちり	27	13 (D4)		○		
すぽ・まい	28	14 (D4)	○	○		
すぽ・まい東野幌	28	40 (D4)	○	○		
ラブアリス江別校（1組、2組、3組,TEENS）	29	41 (D4)	○	○		
きらきら江別	29	42 (D3)	○	○		
きらきら 幸 町	30	54 (D3)	○	○		
あどばんす	30	81 (C3)	○	○		
てらこやキッズクラブ	31	43 (D3)	○	○		
てらこやジュニアクラブ	31	82 (D4)		○		
あんあんclass江別ルーム	32	78 (D4)	○	○		
あんあんclassおおあさルーム	32	99 (B3)	○	○		
児童発達支援センターことのは	33	31 (C2)	○			○
ことのは発達相談室	33	31 (C2)	○	○		○
第2ことのは発達相談室	34	96 (D3)	○	○		○
こどもねっとおおあさ	34	44 (B3)	○	○		○
みらくる	35	90 (D3)	○	○		
はなえみ	35	94 (E3)	○	○		
ごーるでんえっぐ野幌	36	75 (D3)	○	○		
ごーるでんえっぐ野幌 Ⅱ	36	89 (D3)	○	○		
ごーるでんえっぐ野幌Ⅲ	37	89 (D3)	○	○		
てまりの華（児童）	37	55 (E2)	○	○		
かりんの華（児童・生活介護）	38	55 (E2)	○	○		
てまりの華おむかいさん	38	55 (E2)	○	○		
きみの音	39	69 (D3)	○	○		
mirai	39	83 (G4)	○	○		
アイルビー	40	92 (A3)	○	○		
アイルビー（放課後デイサービス）	40	16 (A4)		○		
ぽじてぃ	40	106 (E3)	○	○		
はぴねすkidsホップ	41	105 (E4)	○	○		
風の丘（児童）	41	66 (D3)	○	○	○	
らいぶ（児童）	42	4 (E3)		○	○	
kaede	42	15 (B3)		○	○	

事業所名	ページ	地図番号（所在エリア）	児童発達支援	放課後等デイサービス	日中一時支援	保育所等訪問支援
いきいき(日中一時)	43	1 (A3)			○	
キッズくらぶパンダ	43	50 (D2)			○	
スノーバード	44	25 (G5)			○	
Gracias	44	76 (B3)			○	

ヘルパーと移動支援

事業所名	ページ	地図番号（所在エリア）	居宅介護	重度訪問介護	移動支援	行動援護	同行援護
はるケアサービス	43	50 (D2)	○	○	○		
スノーバード	44	25 (G5)	○		○		
Gracias	44	76 (B3)	○	○	○		
ニチイ野幌	45	19 (D3)	○	○	○		○
ニチイ江別向ケ丘	45	20 (E3)	○	○	○		
いきいき(ヘルパー)	46	1 (A3)	○	○	○		
わかくさ	46	21 (F3)	○	○	○		
おおあさ	47	22 (B3)	○	○	○		
はばたき	47	24 (E3)	○		○		
げんき	48	45 (D3)	○		○		
結の謂	48	77 (F4)	○	○			○
おもてなし江別	49	57 (A3)	○	○			
リフレえべつ	49	7 (E3)			○		
ラ・ムーン	50	67 (D2)	○	○			
おんみ	50	65 (C3)	○	○	○	○	
愛こと葉	51	18 (A4)	○	○			
まいるどぴーす	51	69 (D3)	○		○	○	○
友愛野幌	52	56 (D2)	○	○			

日中活動とすまい

事業所名	ページ	地図番号（所在エリア）	生活介護	施設入所支援	日中一時支援	短期入所	グループホーム
えべつ明友荘	52	2 (F5)	○	○	○	○	
ハビタットのっぽろ	53	5 (D5)	○	○	○	○	
江別緑志苑	53	26 (D5)	○	○			
ニルシ	54	5 (D5)	○		○		
リオス(生活介護)	54	77 (F4)	○		○		
よるのにじ	55	17 (B3)	○		○		
なでしこ	55	3 (E3)	○				
ななかまど	56	2 (F5)	○				
デイサービスセンター楓	56	84 (B3)	○				
てまりの華（生活介護）	57	55 (E2)	○				
ちぃわら（生活介護）	57	88 (E2)	○				
日本介護江別	58	95 (C2)	○				
生活介護事業所きずな	58	112 (E2)	○				
らいぶ	42	4 (E3)			○		
いきいき(日中一時)	43	1 (A3)			○		
はるケアサービス	43	50 (D2)			○		
スノーバード	44	25 (G5)			○		
風の丘	41	66 (D3)			○	○	
きずな 寿（すまい）	59	53 (D2)				○	○
グループホームフレンド	59	28 (F5)					○
こころの会	60	29 (E2)					○
明生寮	60	30 (E3)					○
ベルシオン/DERA2	61	36 (A4)					○
ケア・クレディ	61	47 (A4)					○
のまる	62	48 (B3)					○
文京の里	62	59 (A3)					○
はなきりん	63	58 (A3)					○
アニズルーム	63	79 (B3)					○

≫ 日中活動とすまい

事業所名	ページ	地図番号（所在エリア）	生活介護	施設入所支援	日中一時支援	短期入所	グループホーム
松ぼっくり	64	35 (D3)					○
あんずの華	64	55 (E2)	○			○	○
かりんの華	38	55 (E2)	○				
フィオーレ文京台東町	65	73 (B3)					○
ここから	65	97 (G5)					○
ヒルズ生活支援ステーション	66	34 (A3)					○
「なかま」江別（すまい）	66	95 (C2)				○	○
にこ家	67	87 (D4)				○	○
グループホーム 暁	67	102 (B3)					○
ぐるーぷほーむ・りすたーと	68	103 (G5)					○
りあん野幌	68	100 (D3)					○
グループホーム つばさ	69	108 (F4)					○
A'u	69	109 (D4)					○
コープ・ルート	70	110 (A4)					○
ショートステイみらいえ元江別	70	113 (E2)				○	
グループホーム きずな陽気	71	115 (D2)					○
グループホーム きずな緑町	71	98 (F3)					○

≫ 就労と作業・余暇

事業所名	ページ	地図番号（所在エリア）	就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	就労定着支援	地域活動支援センター	就労選択支援
こねくと	72	6 (D3)	○		○	○		○
ecoワーク代々木	72	37 (D3)	○			○		
ecoワークおおあさ	73	32 (B3)	○					
ジョブクルー（A型）	73	49 (B3)		○				
はみんぐプラザ	74	74 (G4)		○				
「なかま」江別（A型）	74	95 (B2)		○				
コープ・パートナーズ（A型）	75	104 (E4)		○				
リライフ・サポート	75	46 (D4)		○				
陽だまりの郷	76	30 (E3)			○			
菓子工房笑くぼ	76	70 (D3)			○	○		
ecoワーク野幌駅前	77	61 (D3)			○	○		
ecoワーク野幌	77	51 (D3)			○			
あすか（就労）	78	3 (E3)			○			
サニースポット	78	38 (A3)			○			
かたつむりの舎	79	52 (D2)			○			
エール	79	62 (D4)			○			
にわとりランド	80	63 (A3)			○			
アルブル	80	71 (F3)			○			
NOW	81	72 (F3)			○			
スマイル・ミー	81	60 (B3)			○			
ジョブクルー（B型）	82	93 (F4)			○			
すたーりす	82	86 (G4)			○			
わらいち	83	88 (E2)			○			
きずな	83	112 (E2)			○			
ジャパニケア江別	84	91 (F3)			○			
みらくるジャンプ	84	68 (D3)			○			
カムカム	85	23 (E3)			○			
りんご広場	85	35 (D3)			○			
あすか（地活）	86	35 (D3)					○	
でじるみ江別	86	101 (D3)			○			
テラグラッサ北海道えべつ	87	41 (D4)			○			
V´z	87	64 (B3)			○			
りぼん	88	111 (E2)		○				
元町ファクトリー	88	116 (E3)			○			

資料７ 用語解説

あ 行

医療的ケア（いりょうてきけあ）

人工呼吸器を使用するなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある方に対して、医師や看護師のほか、保護者などが行う、たんの吸引や経管栄養などの日常的な医療に関するケアのことです。

意見申出制度（いけんもうしでせいど）

地域における障害福祉サービス等のニーズを踏まえ､都道府県の事業所指定について、市町村が意見を申し出ることができる制度のことです。対象サービスは、障害者支援施設及び障害児入所施設以外の障害福祉サービス事業所並びに障害児通所支援事業所です。

インクルージョン・インクルーシブ（いんくるーじょん・いんくるーしぶ）

本来「包含、包み込む」ことを意味しますが、教育及び福祉の領域においては「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念としてとらえられています。

か 行

強度行動障がい（きょうどこうどうしょうがい）

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態です。

高次脳機能障がい（こうじのうきのうしょうがい）

脳卒中や交通事故等による脳の損傷が原因で、脳の機能のうち、言語、記憶、注意や情緒といった認知機能に起こる障がいです。

こころのバリアフリー教室（こころのばりあふりーきょうしつ）

障がいのある方への理解を深めるため、出前講座で小中学生を対象に、車いすや白杖を使った障がい疑似体験や介助体験を行い、障がいへの理解を深める教室のことです。

個別支援保育（こべつしえんほいく）

申込みをする年度の４月１日現在で満４歳以上の障がいのある児童を対象に、保育所や認定こども園で実施する保育のことです。

さ 行

指定難病（していなんびょう）

平成 27（2015）年１月１日から「難病医療法」が施行され、厚生労働大臣が医療費の助成や障害福祉サービス等の受給対象として指定した難病です。施行当初は 110 疾病でしたが、令和８（2026）年４月現在では 348 疾病に拡大されています。

児童福祉法（じどうふくしほう）

戦後、困窮する子どもの保護や救済と共に、次世代を担う子どもの健全な育成を図るため、昭和 22（1947）年に制定された児童福祉の基盤となる法律です。社会の変化にあわせて改正を重ね、様々な問題から家庭で暮らすことのできない児童等への施設サービスや、保育所における保育サービス、障がい児に対する通所系サービス等が、この法律に基づき実施されています。

社会的障壁（しゃかいてきしょうへき）

障がいのある方が社会生活を営むうえで妨げとなる社会的制度や慣行のことです。平成５（1993）年３月に政府が策定した「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりをめざして－」の中で、障がいのある方を取り巻く４つの障壁（物理的障壁、制度的障壁、文化・情報面での障壁、意識上の障壁）があるとされました。

重症心身障がい者（じゅうしょうしんしんしょうがいしゃ）

重度の肢体不自由と知的障がいが重複している状態のことです。また、その状態にある子どもを重症心身障がい児といいます。

障害支援区分（しょうがいしえんくぶん）

障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分のことです。市区町村は、介護給付の申請があった場合にこの区分に関する審査に基づき、認定を行います。「区分１」から「区分６」の６区分が定められています。

障害者基本法（しょうがいしゃきほんほう）

障がいのある方の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定めるとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がいに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障がいのある方の福祉を増進することを目的とする法律で、昭和 45（1970）年に制定され、社会の変化にあわせて改正が重ねられています。

障害者総合支援法（しょうがいしゃそうごうしえんほう）

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 24（2012）年６月に障害者自立支援法を改正する形で公布され、平成 25（2013）年４月から施行されました。制度の谷間のない支援をするために障がい者の定義に難病等を追加するなどの見直しがされています。

障害福祉サービス（しょうがいふくしさーびす）

障害者総合支援法に基づき提供される自立支援給付のうち、「介護給付」と「訓練等給付」の各種サービスのことです。

障害福祉サービスを利用する場合、市町村に申請し市町村は福祉サービスの必要性を総合的に判定し、支給決定を行います。支給決定を受けたら、サービス事業者（指定事業者または指定施設）と契約を交わし、サービスの提供を受けます。

自立支援協議会（じりつしえんきょうぎかい）

障害者総合支援法に基づき、市町村が設置するものです。この協議会は、障がいの有無にかかわらず、地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、地域の課題を整理しながら、基盤の整備・推進を図り、課題の解決に向け、定期的に協議する場です。相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、権利擁護・地域福祉関係者、障がい福祉関係団体の代表者等から構成されています。

身体障がい者（しんたいしょうがいしゃ）

身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障がいがある 18 歳以上の方で、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた方です。

障がいの種別として、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、内部機能（心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能及び免疫機能）の障がいがあります。

精神障がい者（せいしんしょうがいしゃ）

精神障がい（統合失調症、精神作物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患）を有する方のことです。

成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

認知症の方や、知的障がいや精神障がいのある方など、判断能力の不十分な方が財産管理（預貯金の管理、遺産分割等財産に関すること）や身上保護（介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所等の生活に関すること）について、契約などの法律行為を行うときに、本人の意思を出来る限り生かしながら支援する制度で、各人の判断能力の差や必要性に応じて後見人等が選任され対応します。平成 12（2000）年４月の民法改正による禁治産・準禁治産制度に代わり制度化されました。

た 行

地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう）

障がいのある方が、その有する能力・適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）とは別に、地域や利用者の実情に応じて都道府県や市町村が独自に実施するものです。

知的障がい者（ちてきしょうがいしゃ）

知的障害者福祉法では明確な規定はありませんが、厚生労働省調査（平成 12（2000）年度）により、「知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」とされています。

通級指導（つうきゅうしどう）

通常学級に在籍する障がいがある児童生徒に対して、各教科等の授業は通常学級で行いつつ、障がいに応じた個別の指導を「通級指導教室」という特別の指導の場で行う特別支援教育の形態の１つです。

特別支援学級（とくべつしえんがっきゅう）

特別支援学級は、小・中学校に知的障がい、肢体不自由等、障がいの種別ごとに置かれる少人数の学級で、障がいに応じた特別な教育を行います。

な 行

難病（なんびょう）

発病の仕組みが明らかでなく、かつ治療法が確立していない疾病であって、長期にわたり療養を必要とするもののことです。難病医療法の施行により、厚生労働大臣の定めた指定難病が医療費助成や障害福祉サービスの対象となっています。

農福連携（のうふくれんけい）

障がいのある方の農業分野における就労及び就労訓練のことで、障がいのある方の工賃水準の向上や農業の支え手の拡大など、「農業」と「福祉」が連携することでそれぞれの課題解決を図る取組です。

ノーマライゼーション（のーまらいぜーしょん）

障がいのある方や高齢者等を含むすべての方が､住み慣れた地域で通常の生活を営み、活動できる社会づくりのことです。

は 行

発達障がい（はったつしょうがい）

自閉症や高機能自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど、脳の機能の障がいによって起こるものです。

バリアフリー（ばりあふりー）

障がいのある方が社会生活を送る上で障壁(バリア)となるものを除去することです。

道路、建物、交通手段等物理的なものだけではなく、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なものを含めたすべての障壁をなくし、すべての人が自由に社会活動に参加できる社会を目指すという考え方です。

避難行動要支援者避難支援制度（ひなんこうどうようしえんしゃひなんしえんせいど）

高齢者や障がいのある方など、災害時に自力での避難が困難な方（「避難行動要支援者」といいます。）が避難の必要なときに孤立することを防ぐために、地域の中でふだんからの声かけや見守り活動などの体制づくりを行う制度です。従前は、「災害時要援護者避難支援制度」でしたが、法律の改正により、災害発生時においては市が把握している全ての対象者情報について、本人の同意なしでも、避難支援する関係者に対して情報提供ができるようになりました。

PDCA サイクル（ぴーでぃーしーえーさいくる）

計画の立案から評価に至るまでの過程として､計画(Plan)､実行(Do)､評価(Check)､改善（Action）のサイクルとして表したもので、事業を実施した結果を成果の視点で評価し、次の改善に結びつけようとする考え方を示しています。

福祉的就労（ふくしてきしゅうろう）

一般企業での就労が困難な障がいのある方が、福祉施設等で必要な支援を受けながら訓練を兼ねて働いたり、活動等を通して社会参加を図ることです。

法定雇用率（ほうていこようりつ）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、「労働者の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者の総数の割合」を基準として設定しており、民間企業や国、地方自治体等は、一定以上の割合にあたる障がいのある方を雇用する義務があります。なお、平成 30（2018）年４月１日から精神障がい者も含まれます。

ボランティア（ぼらんてぃあ）

自発的に社会公益活動を行う方々やその活動そのものを示します。団体として活動するものや個人が日常で行う公益活動や善意の行動があります。

ま 行

モニタリング（もにたりんぐ）

障害福祉サービス等が適切に利用できるよう、支給決定期間内に利用状況を確認し、利用の結果、心身の状況、環境や本人の利用の意向等を勘案し、サービス等利用計画等の見直しを行うことです。

や 行

要約筆記（ようやくひっき）

聴覚障がいのある方のコミュニケーションを支援するために、その場で話の内容を要約し、文字で伝える筆記通訳のことです。ノートやホワイトボードに手書きしたり、パソコン等を使用してスクリーンに映したりして行います。

ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

障がいの有無、性別、年齢、人種などに関わらず、多様な方が利用しやすい環境や商品などの設計のことです。

ら 行

ライフステージ（らいふすてーじ）

人の一生における「幼年期」、「児童期」、「青年期」、「壮年期」、「老年期」等に分けた、それぞれの段階のことです。

【用語解説の参考資料】

厚生労働省（障がい者福祉）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/

厚生労働省のホームページで、障がい福祉に関する法令や制度、各種施策などの情報を掲載しています。

北海道（障がい者保健福祉課）

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.htm

北海道のホームページで、障がい福祉に関する各種研修や相談窓口などの情報を掲載しています。

江別市（障がい福祉課）

http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/life/1/6/34/

江別市のホームページで、障がい福祉に関する各種助成制度や手続きなどの情報を掲載しています。

江別市自立支援協議会

https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/fukushi/15809.html

協議会の活動や、参加されている事業所などの情報を掲載しています。江別市福祉事業所ガイドブック「えべっつなび」のＰＤＦ版も掲載しています。

WAM　NET（ワム　ネット）

https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/

独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイトで、障害福祉サービス事業所などの情報を掲載しています。

障がい者支援・えべつ２１プラン

第６期障がい者福祉計画（令和９（2027）年度～令和14（2032）年度）
第８期障がい福祉計画　（令和９（2027）年度～令和11（2029）年度）
第４期障がい児福祉計画（令和９（2027）年度～令和11（2029）年度）

令和９（2027）年３月発行

編　集　江別市障がい福祉計画等策定委員会
発　行　江別市健康福祉部・子ども家庭部
住　所　〒０６７－８６７４　江別市高砂町６番地

【健康福祉部】
電　話　０１１－３８１－１０３１
ＦＡＸ　０１１－３８１－１０７３
【子ども家庭部】
電　話　０１１－３８１－１４０８
ＦＡＸ　０１１－３８１－１０７０